第五八號	大正一三、一二、一二	米國少年裁判法
第五九號	〃 一三、一二	英國裁判所構成論（七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織（附）裁判所相互ノ關係）
第六〇號	〃 一四、一	不定期刑ノ言渡制度
第六一號	〃 一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第六二號	〃 一四、二	英蘭刑事訴訟法概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記錄
第六三號	〃 一四、二	北米合衆國裁判制度（一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度）
第六四號	〃 一四、三	獨逸國後見制度（前編）
第六五號	〃 一四、三	獨逸國後見制度（後編）
第六六號	〃 一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	〃 一四、四	假釋放
第六八號	〃 一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事錄
第六九號	大正一四、五	諸國刑法草案
第七〇號	〃 一四、六	英國司法警察論
第七一號	〃 一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第七二號	〃 一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務（第一編）
第七三號	〃 一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書（附）金山檢事宇野判事視察報告書
第七四號	〃 一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七五號	〃 一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務（第二編）
第七六號	〃 一四、九	獨逸國陪審裁判所記錄（附）秋山檢事鈴木判事規察報告書
第七七號	〃 一四、九	刑罰ニ關スル制度（其一）
第七八號	〃 一四、一〇	佛蘭西の政治組織（現代佛蘭西の政治、行政及ひ司法制度の概觀）

第七九號	大正一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書（總則編）	
第八〇號	〃 一四、一二	刑罰に關する制度（其二）	
第八一號	〃 一五、一	北米合衆國の刑事裁判（其一）	
第八二號	〃 一五、二	北米合衆國裁判制度（二、カリホルニヤ州ノ裁判制度）	
第八三號	〃 一五、三	北米合衆國の刑事裁判（其二）	
第八四號	〃 一五、四	一九二五年獨逸刑法草案竝に理由書（各論篇）	
第八五號	〃 一五、五	陪審制度視察報告書集（附）ガルソン教授述陪審制度論	
第八六號	〃 一五、五	刑罰に關する制度（其三）	
第八七號	〃 一五、六	正義と貧民（其一）	
第八八號	〃 一五、七	正義と貧民（其二）	
第八九號	〃 一五、七	刑罰に關する制度（其四）	
第九〇號	〃 一五、八	刑罰に關する制度（其五）	
第九一號	〃 一五、八	英國に於ける警察裁判所	
第九二號	〃 一五、九	同法行政上より見たる普國區裁判所實務（第三篇）	

第九三號	大正一五、九	刑罰に關する制度（其六）	
第九四號	〃 一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷（其一）	
第九五號	〃 一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概觀	
第九六號	〃 一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度	
第九七號	〃 一五、一一	佛國裁判制度（其一）	
第九八號	〃 一五、一二	佛國裁判制度（地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限）	
第九九號	〃 一五、一二	國際行刑會議報告書集（一）	
第一〇〇號	昭和 二、一	國際行刑會議報告書集（二）	
第一〇一號	〃 二、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論（其一）	
第一〇二號	〃 二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論（其二）	
第一〇三號	〃 二、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷（其二）	

第一〇四號	昭和	二、	三
第一〇五號	〃	二、	三
第一〇六號	〃	二、	四
第一〇七號	〃	二、	四
第一〇八號	〃	二、	五
第一〇九號	〃	二、	五
第一一〇號	〃	二、	六
第一一一號	〃	二、	六
第一一二號	〃	二、	七
第一一三號	〃	二、	七
第一一四號	〃	二、	八
第一一五號	〃	二、	八

司法に關する法制

司法行政上より見たる普國區裁判所の實務（第四篇）

司法行政上より見たる普國區裁判所の實務（第五篇）

保安處分

陪審裁判所に於ける發問（總則篇）

陪審裁判所に於ける發問（各論篇）

ケート・ウエブスター事件の陪審公判（英國著名裁判其一）

單獨判官と司法官制

國際行刑會議報告書集（三）

國際行刑會議報告書集（四）

佛國刑事裁判所の組織及ひ司法警察

チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書（總則篇）

第一一六號	昭和	二、	九
第一一七號	〃	二、	九
第一一八號	〃	二、	一〇
第一一九號	〃	二、	一〇
第一二〇號	〃	二、	一一
第一二一號	〃	二、	一一
第一二二號	〃	二、	一二
第一二三號	〃	二、	一二
第一二四號	〃	三、	一
第一二五號	〃	三、	二
第一二六號	〃	三、	三

米國の勞働法制（上）

米國の勞働法制（下）

刑法草案集（瑞西一九一八年案、墺一九二二年案、伊一九二一年案）

チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書（各論篇）

佛國陪審に於ける發問の方式とその判例

賭博に關する調査

佛國の檢察制度

フレデリック・バイウォーターズ及エディス・トムソン事件の陪審公判

一九二七年獨逸刑法草案竝に理由書（總則篇）

大逆罪に關する比較法制資料

一九二七年獨逸刑法草案竝に理由書（各論篇）

第一二七號	昭和 三、四	刑法改正に關する比較法制資料（前篇）	
第一二八號	〃 三、五	刑法改正に關する比較法制資料（後篇）	
第一二九號	〃 三、六	佛國裁判所の構成に關する法令	
第一三〇號	〃 三、七	米國裁判所の組織及ひ訴訟手續	
第一三一號	〃 三、九	ソヴィエット露西亞の法制（前篇）	
第一三二號	〃 三、一〇	ソヴィエット露西亞の法制（後篇）	
第一三三號	〃 三、一一	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇	
第一三四號	〃 三、一一	一九二七年伊太利刑法豫備草案	
第一三五號	〃 三、一二	治安判事論	
第一三六號	〃 四、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	
第一三七號	〃 四、二	刑の量定（前篇）	
第一三八號	〃 四、三	刑の量定（後篇）	
第一三九號	〃 四、四	佛に於ける家族制の變遷	

第一四〇號	昭和 四、五	陪審裁判手續に關する問（前篇）	
第一四一號	〃 四、六	陪審裁判手續に關する問（後篇）	
第一四二號	〃 四、七	德川禁令考後聚（第一帙）	
第一四三號	〃 四、八	獨逸司法制度（前篇）	
第一四四號	〃 四、九	獨逸司法制度（後篇）	
第一四五號	〃 四、一〇	ソヴィエット露西亞民法（前篇）	
第一四六號	〃 四、一一	ソヴィエット露西亞民法（後篇）	
第一四七號	〃 四、一二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	
第一四八號	〃 五、一	ソヴィエット露西亞刑法	
第一四九號	〃 五、二	ソヴィエット露西亞刑事訴訟法 裁判所構成法 行刑法	
第一五〇號	〃 五、三	英、米、獨、佛の手形法及小切手法	
第一五一號	〃 五、四	德川禁令考後聚（第二帙）	
第一五二號	〃 五、五	佛國民商事裁判管轄	

司法資料

第百五十七號

國際行刑會議報告書集　六

〔禁轉載〕　昭和五年十月

司法省調査課

第一五三號	昭和五、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一五四號	〃五、七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一五五號	〃五、八	獨逸刑法及行刑法法施行法草案理由書
第一五六號	〃五、九	國際行刑會議報告書集　五

33. 7. 4

326.5
S298k

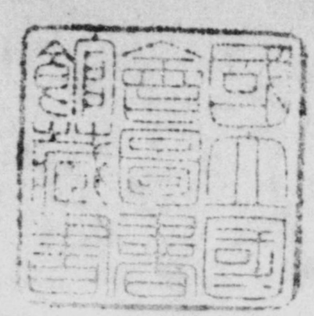

国立国会
32.3.25
図書館

418834

本號には本資料第九十九、第百十二、第百十三、第百五十六號の續篇として倫敦行刑國際會議に於ける設問中第三部第一問乃至第三問を分輯し筆寫に代へて排印す

昭和五年十月

司法大臣官房調査課

目次

第三部　第一問

一、報告者　里昂大學法學部敎授控訴院附辯護士ピエール・ガロ……（一）

二、報告者　佛國學士院會員、巴里控訴院名譽評定官、佛國聯合免囚保護會副會頭モリゾ・チボー……（二）

三、報告者　英國中央保護會長サー・エミッス・グランド・キルソン……（四四）

四、報告者　伊國パドゥー大學法學部敎授ギド・ボルトロット……（四六）

五、報告者　瑞西國ゼルス大學法學部敎授フイリップ・トルマン……（五六）

六、報告者　蘭國アムステルダム蘭國囚人矯正會會頭、少年審判官始審裁判所次長法學博士ゲ・テ・デ・デ・デヨング……（六九）

七、報告者　チエコ・スロヴキー國プラーグ大學法學部敎授法學博士オーゲュスト・ケレル……（九八）

八、報告者　洪國ブダペスト大學法學部敎授兼檢事長代理法學博士フランソア・フインケイ……（三八）

九、報告者　諾威國司法省行刑局長アルヌ・オムステド……（一三九）
第三部　第二問
一、報告者　佛國巴里大學法學部教授アシユ・ドンヌドイユー・ド・ヴーブル……（一五一）
二、報告者　佛國メツス始審裁判所檢事代理シアル、・マンヂヨ……（一六五）
三、報告者　英國前警保局長サー・ヴシル・トムソン……（一八五）
四、報告者　白國比律悉始審裁判所檢事、比律悉大學法學部教授エル・コルニル
及ひ比律悉始審裁判所檢事代理混合仲裁裁判所判事エル・ヂアンセ
ン・ド・ピストエン……（一八九）
五、報告者　丁國コパンハーグ市警察次長ハコン・ヂョルゲンセン……（二一四）
六、報告者　チエコ・スロヴキー國檢事法學博士ヂアン・ストロス……（二四四）
第三部　第三問
一、報告者　佛國國際少年保護會會員ヂ・ド・ランノア……（二五一）
二、報告者　佛國ブザンソン控訴院長、中央刑務協會副會頭、佛國聯合免囚保護
會副會頭ピエール・ド・カザビヤンカ……（二六六）
三、報告者　英國蘇格蘭國立不良青年保護會議幹事ヂー・イー・トルフ……（二七八）

目次（終）

四、報告者　伊國ヂエーヌ辯護士法學博士ペ・ペス、・マイネリ……（二九九）
五、報告者　白國比律悉控訴院檢事長代理シアル、・コラル・ド・スローエール……（三三五）
六、報告者　米國デトロイト市 Societe des Pathfinders 主幹ゼー・エフ・ライト……（三八〇）
七、報告者　ロツテルダム少年審判官アシユ・デ・ビー……（三八一）

國際行刑會議報告書集　六

第三部　第一問

條件附に處罰せられたる者若しくは條件附に釋放せられたる者に對し、國家、協會若しくは個人によりて行はるへき監督を最も有效に組織する方法如何。

I

報告者　Pierre Garraud,
Professeur de droit criminel et de science pénitentiaire à la Faculté de droit de l'Université de Lyon, Avocat à la cour d'appel,

條件附釋放と處罰の猶豫――有罪判決の猶豫若しくは刑の執行猶豫の形の下に於ける――とは、今日殆と凡ての立法に於て認められたる二つの制度である。この普及は兩者か累犯豫防の最良なる方法の二つを構成することを證明する經驗上の敎訓に負ふものてある。この二つの制度は何れも、必要に應して適用され得るものてあり、そして猶豫の場合に於ては、有罪判決若しくは刑の執行を爲すへき威嚇、條件附釋放の場合に於ては、刑の完全なる執行を爲すために再ひ刑務所に復歸せしむへき威嚇以外の行動方法を取ることなしに、その效果を達し得しものと解せられて居るのてある。實際、この威嚇は、それ自體に於て、猶豫若しくは條件附釋放の均霑者をして善良なる行狀を持し、且つ累犯を回避せしめる性質を有するものてあることは、極めて明白てある。しかしそれにも拘らす、この威嚇は、現實に於て、これ等の處分にそれの凡ての效用を生せしめるに不充分てある。そして先つ第一に、猶豫若しくは條件附釋放の均霑者か再ひ過失を繰返すへき凡ての機會から免かれ得るかために、彼れは善行に精進する彼れの努力に於て、或ひは彼れ自身に對し、或ひはまた社會環境の無頓著若しくは敵意に對して、適當の援助を受けることを必要とする。且つまた他方に於て、兩制度の本質上、この威嚇そのものは、これ等の恩典處分に浴したる者の行狀か、猶豫期間若しくは殘餘刑期の繼續中、若しも再ひ罪過を繰返したる場合、それまて猶豫されたる制裁を確實に且つ迅速に適用し若しくは執行し得るかきりに於てのみ、それの完全なる效果を有するのてある。

條件附釋放制度を規定する諸立法の殆と凡ては、今日、極めて雜多なる形の下に、この制度か釋放者の輔成と監督とによりて補充されねはならないものなことを認めて居る（例へは、一八八五年八月十四日のフランス法第六條）、輔成と監督との必要はこの場合に於て特に痛切てある。即ち輔成の必要なる所以は、尠くとも犯罪人名簿の公示に關して、フランス法と同一の原則を採用する凡ての法制に在りては（即ちそれによれは、犯罪人名簿第三號抄本の提出か假釋放者に要求される）、假釋放者の地位は凡ての者に知られ得ることになり、從つて彼れは宿命的に社會環境の敵意に遭遇することになるからてある。また監督の必要なる所以は、假釋放者は、單に彼れか一つの新たなる罪を犯したる場合たけではなく、また單純に不良なる行狀を存する場合に於ても（適法に確認されたる公然なる常習的不行狀若しくは假釋放許可書に記載せられたる特別諸條件に對する違反）等しくその釋放を取消され得ることになるのてあるか、しかし、この不良なる行狀は釋放者の監督か確實に保障される場合にのみ、明確に確認され得るものたからてある。

これに反して、比較的最近に至るまて、現實法制の大部分は、猶豫に就きては、別に輔成の制度をもまた監督の制度をも認めて居なかつた（例へは、一八九一年三月二十六日のフランス法）、この差別は、確かに輔成の見地に於て是認され得るものてない、即ち、被輔成者自身に對する第一の觀點の下に、それか假令猶豫に關するにもせよ、或ひは條件附釋放に關するにもせよ、輔成の實益は同一てある。また社會の冷淡若しくは敵意に對して被輔成者を保護すへき第二の觀點の下に於ても、犯罪人名簿第三號票によりて、

尙ほ條件附有罪判決の公示を認める凡ての立法に於て、輔成の實益はまた同一てある。加之、條件附有罪判決はこれを第三號票に記載せさる原則を採用したる諸立法に於ても（一八九一年三月二十六日の法律第四條及ひ一八九九年八月五日の法律第七條を修正する一九二三年一月二十四日のフランス法）、この實益はまた等しく存在する。蓋し條作附有罪判決の存在は犯罪人名簿の機能以外に於て、事實上公衆に知られ得るからてある。

監督の點に於ては、一八九一年三月二十日のフランス法を初めとして、猶豫に關する現行諸法律の大多數に於けるかやうに、猶豫期間中に爲されたる一つの新たなる訴追から――それか有罪判決を伴ふかきり――一樣に猶豫の失效を招來せしめる諸法制に於て、この監督制度は恐らく實益よりも寧ろより多くの不都合を現出するてあらうかに見える。しかしながら、そこには、今日、猶豫の恩典は、その均霑者か一つの新たなる罪を犯したることなしに、たた不良の行狀を持する場合に於て尙ほ取消され得るものたることを認める極めて明確なる一つの立法的傾向を存する。そしてこの見地は容易に是認され得るものてある。蓋し、猶豫は單に犯人の「善良なる行迹」(bons antécédents) に基きてのみ與へらるへきものてあらう。そしてこの所謂る善良なる行迹は、單に前科の不存在といふ空虛な消極的觀點からたけではなく、更らに犯罪當時に至るまての犯人の善良なる行狀に關する積極的諸情報に基きて認定されねはならないものてある。從つて、この點から考へて、猶豫期間中に適法に確認せられたる不良なる行狀は、猶豫されたる犯人

かその實彼れに與へられたる恩典を値するものてなかつたこと、そして彼れに於ては既に、刑の現實的執行を必要ならしむへき一つの道德的墮落の諸徵候を存して居たものてあることを證明するのてある。しかしながら、かくのことき觀念にはたた一つの留保か必要とされるてあらう。即ちそれは、不良なる行狀を原因とする猶豫の失效は一個の司法上の決定によりてのみ言渡され得るものとなす原則を型成することに存するのてある。何れにしても、苟くもこの制度か認められるかきりに於て、條件附釋放に就きて同一の解決か是認されたと同樣の理由に基きて、猶豫の處分にも、また等しく監督制度か結合されねはならないことになるてあらう。また近時の諸立法及ひ諸草案も、猶豫に對して、輔成と監督との可能を認め、同時に、猶豫の失效は單に一つの新たなる犯罪たけてはなしに、更らに猶豫の恩典に浴したる者の不良なる行狀若しくは彼れか輔成及ひ監督を忌避する事實によりて生し得るものとなす原則を採用して居るのてある（極めて種々なる形の下に。その例としては、近時の立法例中、犯人の觀察處分に關する一九〇七年のイギリス法――Statut 7 Edw. VII, c. 17――、一九一八年六月二十八日のスウェーデン法、そして近時の草案中、一九二一年のイタリヤ草案及ひ一九二二年のポーランド準備草案を參照）。これを要するに、條件附釋放の場合に於て、純粹なる鎭壓的監督以上に置かれたる一つの輔成と一つの監督との實益に就きては爭ひの餘地を存せない。猶豫の場合に於ても、輔成の實益はまた等しく確實てある。しかしながら、監督のそれに至りては、單に、猶豫の失效か條件附受刑者の不良なる行狀若しくは彼れか課せられたる監督を忌

避する事實より生し得る場合にのみ存し得るのである。

然らは、その累犯豫防の役目を果すために、一方に於ては輔成、他方に於ては監督か表現するを要する性質は何てあるか？それは本質的問題てある。何故なれは、次きの二つの問題に對する解答は一つにそれの解決如何に關するものたからてある。二つの問題とは、第一に、輔成及ひ監督は何人によりて行はるへきか、第二にこの二つの制度の組織乃ひ運用の方法如何か即ちそれてある。

輔成事業の第一の性質は、それか本質的に、慈善と献身との一機能として現はれることてある。輔成事業はかくのことき性質のものてあり、そして慈善及ひ献身の精神は決して強ひらるへきものてなく、且つ報ひられることの極めて尠いものてあるからして、若しも我々か輔成の成功を保障せむと欲するならは、輔成はこれを慈善團體又は單純なる個人によりて實行される一個の民間事業たらしめることを必要とする。實際、團體活動のより正則的なる形の外に單純なる個人の關與を豫定することは、次きの二つの理由から肝要なことてある。即ちそこには、先つ第一に、斯々の條件附釋放者若しくは條件附受刑者に對しては斯々の人物か特に適任と認めらるへき特別なる事情を生し得るてあらうし（雇主と被傭者若しくは勞働者との從前の關係、國籍や宗旨の同一等）、第二には、成年者に對してすらも、尚ほそこには、彼等の輔成か、充分なる保證を爲す彼等の家族の人々に托せられることを以て有益とすへき場合を存し得るてあらう（例へは、尚ほ極めて弱年なるか若しくは或る精神的弱性を有する假釋放者若しくは條件附受刑者に關

する場合）。次きに輔成は私人の献身的、自發的一事業てあつて見れは、この事業はまた一つの義務的性質を有つ譯けには行かないてあらう。蓋し、事實上、輔成事業の實行を目的とする慈善家又は慈善團體か必すしも常に見出されると決まつた譯けてはなく、また他方に於て、慈善團體又は慈善家のこの事業に對する努力は財源の不充分から自然制限されることになるてあらうから、假令輔成に從事する慈善團體又は慈善家を存する場合てあつても、そこには、特定の各場合に就き、慈善團體又は慈善家か、彼等に托せられむとする任務を承諾することか必要とされるのてある。それ故に、事實上、輔成の有效性は、大部分、各個の場合に於ける特別の諸狀況に從ひて、彼等の協力を與へることを承諾し若しくは拒絶すへき慈善家又は慈善團體の有する能力によりて條件附けられて居るものてあることか確實てあるかに見える。かやうにして、輔成の場合に於ける義務の不存在を是認するために援用されたる諸理由は、この制度の性質自體に歸せられねはならないかに見えるそれの私的即ち非官的性質から抽き出されたものてあるか、しかし、そこには、輔成か官的事業として組織せられ、且つ有給の官吏によりて實行せらるへき一つの制度として考へられた場合てあつても、尚ほ等しく輔成の非强要的性質を是認すへき他の理由か見出されるてあらう。蓋し先つ第一に、或る條件附受刑者若しくは或る假釋放者に對する强制的輔成は理論的に理解され得るものてあるにしても、尚ほそこには次きの二つの點か考慮されねはならない。——本人の意思に反して課せられたる一個の輔成は、輔成として左まて效果なきことになるてあらう、蓋しかくのことき場合に於て、事

實上そこに働く唯一の要素は、鎭壓的監督、監督に對する畏怖、及ひ不良なる行狀の場合に受くへき刑罰の脅威に止まることになるてあらうからてある。加之、彼等の生活に於ける第三者の干渉、即ち意識的に行はれる輔成から必然的に招來される干渉によりて激動され易き一部の個人主義的氣質の持主達に對して、强課されたる輔成は、あらゆる手段によりて監督を忌避すへく被輔成者を促進することによりて、最も不良なる結果を生することになり得るてあらう。尙ほここに附言せねはなるぬことは、若しも何れの國に於ても、個人的氣質の差異を考慮することか必要とされるならは、またそこには同時に國民的氣質と臆見とか等しく注意されねはならないかに考へられることてある。そしてこの觀點に於ては、條件附受刑者及ひ條件附釋放者の輔成に於て、等しくそれの本質とされる保護監督制度（liberté surveillie）の實踐に對してフランスに於て見出されたる反對を注意することか必要てある。蓋し、未成年犯人に對する保護監督制度は成功しなかつた、そしてこの制度は、就中、一九一二年七月二十二日の法律の適用に於て、未成年者に對して命せられたる處分に、一つの變更し得へき暫行的性質を與へることを目的としたる一個の技術的手續に變改されたのてある〔註一〕。一般的に、成年の條件附釋放者に對する輔成は發達して居ない〔註二〕。そして最後に、保護監督の制度を犯人の新たなる諸範疇に擴張せむとする諸提案は種々の抗議を招いて居るのてある〔註三〕。條件附受刑者及ひ條件附釋放者に對する輔成の領域は、これを次きの二重の型成によりて明確にし且つ制限することか、また賢明てあるかに考へられる。即ち、輔成は、絶對的に不可能なる場合の外、それを要求する條件附受刑者及ひ條件附釋放者の凡てに保障されることを要すると同時に、その反面に於て、明確にそれを拒絶する或る受刑者若しくは釋放者に輔成を强課するのは無益てあつて、この拒絶は必すしも條件附猶豫若しくは條件附釋放の許與を妨け得るものてないとすることかそれてある。最後に、輔成の適用に於ては、經濟狀態を斟酌することか必要とされる。蓋し、輔成の本質的效用乃至それの實質的效用は、條件附受刑者若しくは條件附釋放者に勞働を授けることに存すると言はれ得てあらう。從つて、賃銀勞働者の豐富なる國若しくは時期に於て、雇主か彼等の使用人若しくは勞働者を自由に選擇することか出來、從つて信用しかたいやうな分子の採用を警戒し得る場合に於て、輔成による援助は極めて重要てあらうか、これに反して、賃銀勞働者の不足か勞働を求める凡ての者を歡迎せしめる の狀勢に在る場合、そして就中、條件附釋放者若しくは條件附受刑者か一個の熟練勞働者たる場合、輔成による援助は無用なのてある。

〔註一〕『フランス及ひベルギーに於ける保護監督の成績』に關して、『全國刑務協會』に提出せるポール・カーン氏の報告及ひその討論を參照（Paul Kahn, Revue Pénitentiaire et de droit pénal, 1922 P, 966 et suiv.）

〔註二〕『條件附釋放の現狀』に關するピエール・メルシエ氏の『全國刑務協會』に於ける報告及ひその討議を參照（Pierre Mercier, Revue Pénitentiaire, 1924 p, 185 et suiv.）

「註三」 保護監督の制度の適用を不正則性犯人に擴張せむとする提案に關する記事を參照（Revue Penitentiaire, 1922 P. 721）

かやうにして、輔成は私人の自發的にして且つ非强制的なる一事業たるへきものてあり、そしてそれの適用は慈善家若しくは慈善團體の存在と引受とを條件とし、それの效用は受刑者若しくは釋放者の精神狀態と經濟的諸情況とを條件とするものてあるかに見える。それの活動方法に至りては、今日既に一つの長き實踐、即ち確定的若しくは條件附釋放者に對する輔成のそれによりて試驗濟みとなつて居る。そしてそれは次きの數語に要約され得る。即ち、輔成は、就中、一個の警察監視に類似するものてあつてはならない。それか輔成の第一の任務、即ち被輔成者自身の保護に關するかきりに於て、この任務は通常、口頭若しくは書面を以てする助言乃至輔佐によりて實現されるてあらうし、そしてそれか條件附釋放者に關する場合、この任務は事情によりて彼れの囚徒積立金（pécule）管理の形を取り得るてあらうし（彼れの必要の程度に應してのみ隨時に交付せらるへき方法に於て）、それか輔成の第二の任務、即ち社會環境の冷淡若しくは敵意に對する被輔成者の保護に關するかきりに於て、その本質的任務は條件附受刑者若しくは條件附釋放者に勞働を授けることに存する、そしてこれかためには、時として彼れに勞働の手段（生業の教習、稼業用具）を供給し、且つ再ひ罪過に陷るへき危險を彼れに豫防し得る諸條件の下に、就職に機會を待ち得る狀態に彼れを置くことか、必要とされる。從つて、或る場合には、一時的教習及ひ勞働所（ateliers temporaires d'apprentissage et d'attente）の組織か必要とされてあらうし、而かもまた一定の條件の下に、受刑者若しくは釋放者は、彼れの就職に至るまて金錢的救助を受け得る制度か認められねはならないことになるてあらう。

監督は輔成のそれとは著しく異りたる諸性質によりて特質附けられる。即ち監督は、條件附受刑者若しくは條件附釋放者に新たなる犯罪若しくは不良なる行狀を存する場合、彼れは速かに裁判所若しくは刑務所の手に引渡されるてあらうことの確實さによりて、猶豫されたる制裁の重大さを彼れの腦裏に深刻せしめ、以て累犯を防止すへき一個の本質的手段を構成するものてある。かやうにして、監督は公安の一機能と看做される。實際、この處分は專ら豫防を原則とするかに見えるにも拘らす、また同時に未必的鎭壓の準備を目的とするものてある。從つて、監督には二つの性質か認められねはならない。即ち尠くとも條件附處刑若しくは條件附釋放の恩典か受刑者若しくは釋放者に不良なる行狀を存することの事實のみによりて消滅し得るものたるかきり、監督は、一面に於て、義務的たることを要し、また他面に於て一つの官的性質を有し、且つ公吏によりて確保されることを要するてあらう。たたこの監督及ひその實行方法を組織するに當りて、肝要なる點は、本來累犯の豫防手段として確立されたるこの監督も、それか余りに露骨に失し、且つ余りに煩瑣に流れる度毎に、條件附受刑者若しくは條件附釋放者の社會的回復若しくは勞働への努力を妨けることになり、その結果、却てその本來の目的に反し得ることを罕れとしない經驗上の事實

を考慮することてある。從つて、吏員の選任と監督の實行方法とに就きては、特に愼重なる用意か必要とされるてあらう。かやうにして、この困難なる任務を托される吏員は、條件附有罪判決若しくは條件附釋放を與へたる裁判所、若しくは刑務所の直接監督の下に置かれたる專門吏員たることを要し、且つその職務は平服に於て行はれることを要するてあらうと考へられる。最も有效なる監督の手續は條件附受刑者若しくは條件附釋放者に課せられたる、彼れの移動及ひ地位の變化をその都度遲滯なく監督の任に在る吏員に通告するの義務に存することは明白てある。しかしながら、この制度の適用に於ては、かの警察監視の舊制度に伴隨したる凡ての缺陷を回避せねはならない。そしてこれかためには、監督に附せられたる者か定期に、監督吏員の許に自身出頭するの義務を課せられることなく、彼れに對しては單に彼れの移動及ひ地位の變化を書面若しくは口頭を以て届出を爲す義務を課するに止め、監督吏員自から周到なる用意の下に、而かも可なり頻繁に眞僞の調査に努めることを必要とするてあらう。場合によりて——しかし極めて罕れに——、監督は、或る居住禁止若しくは或る居所指定として條件附受刑者若しくは條件附釋放者に課せられたる義務によりて補足され得るてあらう。しかしながら、これ等の處分は如何なる場合に於ても、凡ての者に一樣に適用され得へき一般的性質を有するもので在つてはならない。これ等の處分は、競合する三個の要素、即ち保安の必要と、彼れの社會的若しくは個人的地位から見て特に累犯を助成し易き一つの環境に受刑者若しくは釋放者の復歸することを妨止する必要と、最後に、監督の下に置かれたる者に對

して彼れの求職の妨けとなる或處分を取らさるへき必要と、この三者の度合に應して、嚴密に個別化されることを要するてあらう。

輔成と監督との異りたる諸性質は、敢てこの兩制度の間に一つの緊密なる必然的聯鎖の存在することを妨けるものてはない。先つ第一に、若しも輔成か適用されるとすれは、そこに二つの處分は同一個人に對して併存することになるにしても、しかし、この場合、この兩處分は異りたる方法によりて、同一の目的、即ち累犯の豫防に、等しく協働することになるのてあつて、この事實は、この兩處分の間に、また關係官廳とこれを運用する吏員との間に、一個の聯鎖と一個の協力とを豫定するものてある。他方に於て、累犯の豫防は、本質的に、公安の保持と社會防衞とをそれの任務とするものてあつて見れは、輔成か司法及ひ行刑官廳の監督を受けるのは當然と考へられる。そしてこの監督は制限的てあり　無益なる形式に煩ひされることなく、且つ輔成を國家事業化し若しくは官僚化するかことき考へから離れて行はれるものたることを要する。またこの監督は、既にそれか正當なる理由に基くものてあつて見れは、凡ての場合に、而かも、國家か輔成に從事する團體若しくは個人に別に補助金を支給して居ない場合に於ても、尙ほ存在するものたることを要する。しかしながら、補助金の支給を受ける團體若しくは個人に對しては、一つのより主働的な監督か容認され得るてあらう。この監督の最も有益なる形式の一つ、即ち殊に條件附釋放に關してフランス法によりて豫定せられたる形式は（一八八五年八月十四日の法律第六條）、執行猶豫若しくは假

釋放を受ける者を輔成處分に附することによりて、この猶豫若しくは釋放を與へる司法官廳若しくは行刑官廳か、輔成を行ふために指定せられたる團體若しくは個人に若干の特別條件を課することに存する。

二つの制度の間に於ける聯鎖は、上記諸理由の一つに基きて、輔成なしに、單に監督のみを行ふことを要する場合に於ても、また等しく認められる。かくのごとき場合に於ては、實際、この監督はそれの純消極的性質を失つて、若しもそれの必要ありと思料されるに於ては、輔成の任務にまでも及び得るものたることを要する。經驗の實證するところによれば〔註四〕、監督は、就中若しもそれか、司法官廳若しくは行刑官廳の直接且つ現實的なる監督の下に、特に選任せられたる專門吏員によりて行はれるならは、それの官的性質にも拘らす、尚ほこの輔成の任務を果し得るものてある。そこには、また往々にして、犯人に對して取られたる居住禁止若しくは居所指定の處分を猶豫し若しくは緩和することを以て足りる場合を存するてあらう。

輔成はこれを義務的たらしめる譯けには行かない。そして監督と輔成とは差等附けられ且つ個別化されねはならない。從つてそこに取らるへき處分とそれの態樣とは、猶豫若しくは釋放の決定前に、周到に準備されることを必要とする。恩惠處分は輔成を伴ふことを要するや否や、そして若し要するとすれは、その輔成は、或る親族のそれたるへきか、或る個人のそれたるへきか、若しくは或る團體のそれたるへきか、またこの輔成には特別の條件を課することか必要とされるか？監督に關するかきり、そこには、居住禁止

若しくは居所指定の處分を豫定するの必要を存するか、そして若しもその必要を存するとすれは、如何なる條件と如何なる形式との下に於てか？これに對する解答は二重の調査によりて到達されるてあらう。蓋し、司法官廳若しくは行刑官廳（例へは、猶豫前に在りては、檢事若しくは豫審判事、假釋放前に在りては、この恩惠の許與か司法處分たるか或ひは行政處分たるかに從ひて、檢事又は公判判事若しくは行刑官廳）の指揮の下に、監督の任を有する吏員は、管轄官廳かその關與を必要と思料する場合、殊に、猶豫若しくは釋放に輔成處分の附加を必要とするか否かの問題か課せられて居る場合、輔成に從事する個人若しくは團體の未必的協力の下に、この調査を爲すことになるてあらう。調査は先つ第一に、犯人自身に就き、即ち彼れの生理的及ひ道德的狀態、彼れの家族的地位、彼れの前科及ひその他の經歷　彼れの敎育及ひ彼れの職業的能力に就きて行はれることを要するてあらうし、そして第二に、この調査は、釋放され若しくは猶豫されたる場合に犯人か置かれむとする家族的及ひ社會的環境、この環境によりて與へられ得る勞働及ひ社會的回復の機會、若しくは反對に、累犯の機會を確定することを要するてあらう。この調査に或る慈善家若しくは或る慈善團體の關與する度毎に、司法官廳若しくは行刑官廳は、彼れに必要なる諸情報を供給することによりて（殊に、條件附釋放の場合に在りては、犯人の前科その他の經歷に關して）、また彼れに犯人との頻繁なる交通を許すことによりて、彼れの使命を果すへき凡ての便宜を彼れに與へねはならないてあらう。條件附釋放者の輔成に關するかきり、行刑及ひ輔成に關する國際諸會同に於ける諸般の報

告討議及ひ結論に於て、また「全國刑務協會」に於ける諸報告及ひ諸討議に於て極めて屢々提示せられたる諸考案を反省することは、この場合極めて賢明なことてある。輔成は、輔成の任に當るへき人によりて行はれる頻繁なる被拘禁者との接見によりて、それか釋放前に充分に準備せられたる場合にのみ有效てある、この接見、從つてまたこの輔成の準備は、その影響か他の被拘禁者の背德的影響によりて抹殺されない場合にのみ、眞に有益なのてある。それ故に、輔成の準備は尠くともこの期間中被拘禁者に獨居拘禁を課することを必要とする（そしてこの點はこの制度の發達に一つの大きな實際的障碍を成すものてある）。監督及ひ輔成の處分に關するこれ等の考察を補完するためには、そこに當然爲さるへき異論、即ちこの制度は、殊にそれか猶豫處分の準備に關するかきりに於て、これを實際に運用し得へく、餘りに煩雜に失するとなす異論に答へることは固より無益てないてあらう。しかし、ここには、その法制に於て既にかくのことき調査の原則を認めて居る諸國に於ける適用の實際により供給され得る諸情報を援用するまてもなく、處刑の猶豫及ひ條件附釋放を、眞に法定の諸條件自體の效果によりて（例へは、累犯又は一つの重き刑を豫定されたる犯罪の場合に於ける猶豫の拒否、刑の重要なる部分の執行前に於ける假釋放の不能）嚴格に制限せられたる恩惠處分たらしめること、言ひ換へれはこれ等の處分を取るために周到なる準備を爲すことを可能ならしむへき一小部類の未必的均霑者にのみ法律上その適用を制限することを、立法者に要求するたけて足りるてあらう。

〔註四〕　この點に關しては、一八九四年のアントワープ開會國際輔成會議に於けるルクール氏の報告（Lecour, Revue Pénitentiaire, 1894 p.784et suiv.）に於て、確定的釋放者又は條件附釋放者の監督（フランスに於ける）に關して與へられたる諸情報、竝ひに「全國刑務協會」に於けるアンリ・プリユードム氏の報告に於て、「居住禁止處分」に關して與へられたる諸情報（Henri Prudhomme, Revue Pénitentiaire, 1924 p.354 et suiv.）を參照。

條件附處刑者及ひ條件附釋放者の監督及ひ輔成に關する制度の組織は、これ等の處分に附せられたる犯人か彼れを監督する官廳の許可を得てか、若しくは彼れに課せられたる監視を逃れて、彼れか猶豫若しくは假釋放に附せられたる領土を去る場合に、聯邦各國、本國と殖民地、又は獨立國相互の間の關係に於て、若干の困難を生せしめ得る。これ等困難の解決は、次きの原則に基く聯邦間若しくは國際間の協定に於て求められねはならない。即ち、各國家はその領土內に於て與へられたる猶豫及ひ條件附釋放に關する凡ての決定を、監督の態樣、輔成の適用及ひ輔成を托せられたる個人若しくは團體の指示に關する詳細なる情狀と共に、凡ての隣接諸國家に通告する義務を相互に負擔すへきてあらう。加之、これ等の通告は、單にその最初の決定たけではなく、またそれの變更、それの失效若しくはそれの取消にも及ふへきてあらう。また條件附釋放者若しくは條件附受刑者か監督を逃れたるときは、その都度等しく相互に通報せらるへきてあらう。

かくのごとき協定狀態に於て、そこには二つの場合か考察され得る。

(1)、條件附受刑者若しくは條件附釋放者か、彼れを條件附に處刑し若しくは釋放したる國家の臣民、即ち內國人なるとき。——この場合、この條件附受刑者若しくは釋放者か自から監督官廳に國外移住を申請するとき、若しも監督官廳かこの申請を合法と思料するに於ては、その官廳は移入國及ひ通過國の行政、司法若しくは行刑官廳と打合せをなし、條件附釋放者若しくは受刑者と彼れの地位とに關する諸般の情報をこれ等の官廳に供給し若しくは補足することを要するであらう。この場合、條件附受刑者若しくは釋放者かその領土を通過し若しくはその領土內に來住することを承諾する移入國又は通過國は、尠くともこの移住者の地位に就きて豫め通報されることを要し、且つこれ等の國家は、その內國法の制限內に於て、その者に對し監督及ひ輔成の處分を取り得ることになるであらう。條件附受刑者若しくは條件附釋放者は彼れの赴く國に於て、不良なる行狀を持し、又は新たなる罪を犯し得る。それか後の場合に關するかきり、別に困難を生することはないであらう。蓋し、この場合領土的に管轄權を有する國家は自由にこれを裁判し、そして或ひは單純に司法上刑の適用を爲すことにより、或ひは彼れを一つの累犯者として取扱ふことによりて——若しその國の立法か、外國の有罪判決を累犯の基礎となし得る原則を認めて居るとすれば——彼れの地位を斟酌し得るであらうからである。しかしながら、それか單に不良なる行狀にのみ關するかきり、そこには、犯罪人引渡と條件附釋放及ひ條件附有罪判決（固より猶豫の失效は不良なる行狀より

生し得るものたることか立法上認められて居る場合）、とに關聯する諸原則か適用さるへきてあるかに考へられる。從つてこの場合、居住國官憲の情報を受けたる本國官憲は、猶豫の取消を爲し、且つ當該犯人をしてその猶豫されたる刑の執行に服せしめ、若しくはそれを完了せしめるために、居住國官憲にその者の引渡を要求し得ることになるであらう。

或ひはまた條件附釋放者若しくは受刑者か外國に逃亡して監督を免れようとする場合を有するであらうか、しかし、上記の情報通告制度の下に於て、この企てに成功することは困難となるであらう。蓋し、彼れの逃亡の確認に基きて釋放及ひ猶豫の取消を爲すへき處刑國側の逮捕及ひ引渡の請求に基きて、彼れは恐らく國境に於てか若しくは避隱國に於て逮捕され得ることになるであらうからである（固より猶豫の場合に在りては、常に、不良なる行狀及ひ課せられたる監督を回避する事實によりて猶豫の失效を招來し得るものたることを假定して）。

(2)、條件附に處罰せられ若しくは釋放せられたる者か外國人なる場合。——この場合に於ても、その領土內に於て決定を與へたる國家か、外國人の行政的追放に關する彼れの權利を行使しないかきり、また上記二つの場合に就き、等しく同一の準則か適用され得るであらう。そして若しも處刑國か條件附に釋放せられ若しくは處罰せられたる外國人の追放を必要と思料するときは、この場合、そこには國際關係に於て、二重の原則か採用されねはならないであらう、即ち、第一に、追放は出來得るかきり直接若しくは他國を

通して、被追放者をその本國に送還することを要するてあらうし、第二に、追放國は被追放國かその國内法と調和し得る監督若しくは補成の制度を適用し得るかために、追放と同時に、被追放國に有益なる凡ての情報を送致することを要するてあらう。

結　論

Ⅰ、條件附有罪判決及ひ條件附釋放を認むる立法は、條件附受刑者及ひ條件附釋放者の監督及ひ補成の制度を確立することを望ましきこととする。

Ⅱ、補成は一個の官的性質をもまた義務的性質をも有つてはならない。慈善家若しくは慈善團體に委托されたるこの補成は、道徳的援助と或る勞働を求めることに於て受刑者若しくは釋放者に致される助力とによりて行はれることを本質とする。

Ⅲ、監督は一個の官的及ひ義務的性質を有たねはならぬ（監督は、立法か受刑者の不良なる行狀若しくは受刑者か監督を回避したる事實を失效の一原因と認めて居る場合にのみ、猶豫に附隨して課せらるへきものたることの留保の下に）。監督は司法及ひ行刑官廳の直接にして且つ現實的なる監督の下に立つ特別吏員によりて隱徹に行はれることを要し、且つその條件と態樣とは各犯人の狀態に從ひて自から相違し得る。而してその本質的目的は受刑者若しくは釋放者の居所及ひ狀態の變動を官憲に熟知せしめることに存する。加之この監督はまた居住禁止若しくは居住指定の處分によりて補足され得るものてある。

Ⅳ、補成と監督の間には常に一つの聯絡と一つの協力とを存せねはならぬ、補成の任に當る個人又は團體は、彼等か國家より補助金の支給を受けさる場合に於ても、尙ほ司法及ひ行刑官廳の監督の下に置かれることを要する。

Ⅴ、聯邦各國間及ひ國際間の關係に於ては、利害關係國相互の間に、次きの二點を承認する一つの協定の確立を望ましきこととする。(1)、條件附有罪判決及ひ條件附釋放の決定を相互に通報すること。(2)、條件附有罪判決若しくは條件附釋放を與へたる國家は、(a)、彼れか或る條件附受刑者若しくは條件附釋放者に國外移住を許可し若しくはその者を追放する度毎に移入國に、そして、(b)、或る條件附受刑者若しくは釋放者かその課せられたる監督から逃避したる度毎に隣接諸國に、これを通報する義務を有すること。

Ⅱ

報　告　者　Morizot-Thibault,
Membre de l'Institut de France, Conseiller honoraire à la Cour d'appel de Paris, Vice-président de l'Union des Société de France, Paris.

刑罰の有效を期するかためには、見せしめによりて、一般的に公衆を恐れしめるための威嚇と受刑者自

身の累犯を豫防するための道德的改善と、この二重目的の追求を必要とするものなることは、一般に異論なきところてある。條件附釋放かこの累犯危險を妨止するために最も多幸なる手段の一つを構成するものたることもまた一般的に承認されて居る事實てある。しかし、それにも拘らす、若干の國民は尙ほこの制度の有效性を抗爭する。既に一九一二年のアンヴエルス會議に於て、條件附釋放に關するフランスの報告者の一人ポール・カルパンチエ（Paul Carpentier）は言つた、この處分は運用の實際に於て毫も大なる利益を齎すことなく、寧ろ、事實上、鎭壓の效果を弱める傾きを有つたものてあると、それ故に彼れは結論して、『裁判所の言渡したる刑を短縮すへく各種行政廳の有する權能に何物をも加へさるへきこと』を希望したのてある。しかしながら、この意見は、條件附釋放の發達を討議の目的とする部會に於て、孤立に殘された。

然らは、何故にこの見解の相違を生したか？フランスは決して原則に於てこの制度に敵意を有するものてはない。否、寧ろ刑法上の進化か一つのより大なる寬容の精神に於て展開されたるとき、諸般の寬大なる革新か常にこの國から出發したことは、正に歷史の證明するところてある。最早單に犯罪たけてはなしに、更らに、そして就中、罪を犯したる人間を認識すへき義務を裁判官に課したる一つのより人道的なる立法を、古い法律の廢墟の上に建設したのは、フランスてある。人生の行路に迷ひたる人々に憐憫の情を忘れなかつたこの國は、單に彼等を處罰するたけてはなしに、尙ほ彼等の道德的囘復に努力した。論者は一再ならす指摘した、假りにフランスは諸般の原則を宣言するの功績を有したにしても、必すしも常にこれ等の原則の正確なる適用を爲し得たものてはないと。しかしながら、その場合に於てすら、尙ほフランスの思想か凡てに向つて失はれて居たと、果して何人か言ひ得るてあらうか？假りにフランスはより辛棒強い、そしてより實際的な他の諸國民をして用しなかつた場合を存するにもせよ、尙ほフランスかそれを利てそれを利用せしめた。そしてこれによりて、フランスは尙ほ人道に幾多の貢獻をなしたのてある。

一八三二年に條件附釋放の初めての經驗を爲したものはフランスてある。フランスは十六歲以下の幼年被拘禁者にこれを適用した。そしてそれは立法者の事業てはなしに、刑務行政のそれてあつた。また條件附釋放は善行に對する賞遇てあつた。この處分を値すると判斷されたものは、彼等に職業的敎習を爲さしめ、且つ彼等を監督することを任務としたる『幼年被拘禁者保護會』（Société des Jeunes Détenus）に委托された。そしてその成績は凡ての期待以上に良好てあつた。條件附釋放を凡ての受刑者に適用され得る一つの一般的制度たらしめむとする提案か初めて試みられたのも、また等しく我かフランスに於てある。一八四〇年に、著名なる一法官ボンヌヴイル・ドウ・マルサンジー氏（Bonneville de Marsangy）はこの制度を成年受刑者に擴張することを要求した。しかし彼れの提唱は多くの反響を見出さなかつた。蓋し一般には、尙ほ未成熟なる少年を善に誘導するために良好なる手段も既に成熟せる人々に對しては余りに不確實てあらうと考へられたのてある。

この主張は反響なしには止まらなかつた。假りに手段は同一ては在り得なかつたにしても、しかし、成年者に對して等しく極めて有效なるそれの他の制度かイキリスに於て見出され得たことを、我々は指摘し得る。即ち、一八五三年以來、イギリスの一法律は懲役五年以上の凡ての受刑者に條件附釋放を許して居るのかそれてある。初めその手段か不充分てあつたかために、當初の成績は不良てあつたか、しかしこれ等の手段の改良を待つて、この制度は顯著なる結果を見るに至つた。

この模例に刺激されて、條件附釋放はやかて他の諸國に普及した。この制度は、一八六二年にサクソン及ひオルデンブルグ大公國に於て、一八七三年にデンマーク及ひニューシャーテル共和國に於て、一八七五年にクロアチヤ及ひヴオー區（Canton de Vaud）に於て施行された。これと略同時期に、ストックホルム國際行刑會議は、次きの決議を可決した、曰く『刑法の諸原則に反することなく、また毫末も既判力を毀けるものてなく、而かも受刑者に對すると等しく社會に對して利益を齎すへき條件附釋放は、各國政府の考慮を拂はるへきものてある』と。この要請は受け容れられた。そして一八七八年以後、條件附釋放はオランダ、ホルトガル、オーストリヤ、及ひイタリヤに於て施行されることになつた。

然るに、フランスは尙ほ不動に止まつた。フランスは、一八七四年に、獨房監の建設を規定したる一法律を制定した。蓋し、フランスはこれによりて雜居拘禁の有害なる接觸に對して受刑者を擁護せむと欲したのてある。受刑者の改善に至りては、尙ほ依然として一八一八年の古い一法律に一任されて居た、蓋し

この法律は「行刑監督委員會」（Commission de surveillance des prisons）の設置に關するものてあり、そして受刑者の行狀を監督し且つ彼等に忠言を與へる任務を托されたる各委員は、尙ほ賞遇の名義に於て、改善の實ありと思料されたる者の特赦を提案する權利を有したのてある。しかしながら、最後には、これ等の手段の不充分てあつたことか理解され、そして一八八五年には、等しくヨーロッパ的運動に追隨することになつた。蓋し條件附釋放の合目的性は從來フランスの輿論を動かすに至らなかつたのてあるか、しかしそれにも拘らす、我か國會には、尙ほ同胞の悲慘に對して敏感なる多くの著名なる選良を存した。かくて彼等の人道觀の宣布に於て不撓不屈なるこれ等の鬪士達は先つこの問題に就きて上院を動かした。そして一八八五年八月十四日のフランス法か可決されたのは、主として彼等の努力に基くものてあつた。世論は、これによりて鎭壓の威力か弱められたことを、一再ならす、彼等に非難した、しかしこの非難は不當てあつた、何故なれは、彼等は初犯者に對して、一つのより寬容なる精神に於ける刑法の進化を欲したにしても、しかし他面に於て、彼等はまた再ひその罪過を反覆する者に對して一つのより峻嚴なる鎭壓を要求したからてある。若しも彼等に何物かか非難され得るとするならは、それは、彼等の改革に對して冷淡なるこの國に於て、たた法文の效力を余りに信し過きて、條件附釋放の發進のために必要なる現實的手段を充分に準備しなかつたことてある。そしてフランスに於てこの制度か左したる成功を見なかつた主要なる原因は、實際ここに存したのてある。

そこには、條件附釋放の適用を確保するために必要なる三つの機構を存する。被拘禁者の獨居拘禁と觀察とによりて爲される刑務所の準備行爲、警察によりて爲される釋放者の監視及ひ輔成の組織か即ちそれである。若しも新制度の創始者達かフランスの實踐狀態を明確に認識して居たならは、縣會か獨房監建設費の可決を怠つて居たかために、一八七四年の法律は法律上の規定にも拘らす、尚ほ遵守されて居なかつたことに氣附いたてもあらう。行刑監督委員會は固より存在した。そしてそれを構成する委員名簿もまさしく嚴存した。しかしなからこれ等の委員會は結局一個の無益なる機構を構成するものてあつた。何故なれは、そこには殆とこれ等委員の會合を見ることかなかつたからてある。たたベランゼ氏（Bérenger）を不安ならしめた一事は、釋放者に對する警察監視てあつた。彼れは言つた『この處分の成功又は不成功を決定するに重大なる關係を有する極めてデリケートな問題は、即ちそこに存する』と。蓋し釋放者の監視は是非とも必要なことてあるにしても、しかしそれは彼等の社會的回復に障碍を爲さざるへき方法に於て極めて周到なる用意の下に行はれることを要するからてある。そして彼れは警察に柔軟さの缺けて居ることに不安を感した。蓋し『犯罪の搜査に於て極めて堪能てあり、その義務の遂行に於て極めて用意周到てあり、また果斷てある警察も、今日までのところ、この種の任務を果すために、また等しくその適任を實證するものではなかつたからてある』。かくて、彼れか新制度に附隨してそれの發達を翹望した輔成事業に彼れはより多くの信賴を置いたのてある。最後に、彼れはこの組織に必要なる實際的諸規定の制定を、フランス行政部の盡力に一任した、蓋し彼れは『若しも立法者か實踐の詳細に亙りて規定しようとしたならは立法者は行政權の領域を侵害したてあらう』ことを惧れたからてある。かやうにして、法律第六條によりて、條件附釋放の實施方法とその條件とは一つの法規命令（règlement d'administration publique）を以て定めらるへきものと規定されたのてある。

法律は一八八五年八月十四日に可決されたのてあるか、しかし、そこには共同拘禁か尚ほ依然として原則を成し、行刑監督委員會は依然としてその嗜眠狀態を脫せす、警察はその新たなる任務に就きて、無關心の態度を取り、期望されたる輔成事業はその組織を見す、そして殆と信すへからさる一事として、既に四十年以前に法律によりて規定せられたる法規命令は尚ほ未たに制定されて居ないのてある。この狀態に於て、條件附釋放か、フランスに於ける刑法の結果を考察する刑事學者達の間に或る不評判を見出したからとて、そこには少しの不思議もないてあらう。それ故に、アンヴエルス會議に於けるフランス委員の與へたる結論は毫も異とするに足らないのてある。他の著名なる教授や法官達も、また、この現狀に於ては寧ろ危險となり得へき一つの人道主義に等しく反對して居る。檢事長ルーバア（Loubat）氏は言ふ『今や、制裁は一個の異正なる刑罰たることを要し、そして犯人は一つの安樂なる避隱によりてではなしに、悔悟に非されは畏怖を彼れに喚ひ醒し得る一つの苦痛によりて、彼れの罪過を償ふことを要するものたる所以を認識すへき時てある』と。キューシュ敎授は論する、刑の設定によりて立法者の追求する二つの目的中、『主要

なるものは、犯罪人の大衆に對するこの一般的威嚇の機能てあつて、他の機能はこれに從屬するものたらねはならぬ、數百年以來、我々は平氣てそれを忘れて居る。我々は餘りに刑罰執行の效果をのみ考へすきた、そして未た罪を犯すに至らなかつた人々に對する刑罰威嚇の效果に想到しなかつた』と。そして彼れはイエーリングの深奥なる一公理を引用する。曰く『刑法に於て、刑の效果の見地を威嚇の見地に代らしめることより、もつと不祥なる誤謬はない』と。これ等の批評に一つの大きな眞理か含まれて居ることに疑ひはない。しかしなから、新制度の運用を托されたる人々の側に存する過失の責任を、直ちに制度自體に轉嫁せむとするのは不合理てある。條件附釋放の價値は單にそれを設定する條文によりてたけてはなしに、また就中それの適用の諸條件によりて決定される。そこに必要なることは單にそれの宣布てはなしに就中それの組織なのてある。條件附釋放の制度は一つの複雜なる機構を要求するものてあり、そしてこの機構の最も重要なる要素を成すものは、この制度を活かして運用するかために不斷に活躍する善良なる意思と力との人々てあることか承認されねはならない。

條件附釋放は、その初めに於て、しはしは不結果に終るてあらうか、しかしこれかために我々は決して餘りに性急に落膽してはならない。それはこの制度を採用したる諸國民か一般的に經驗したる事柄てある。イギリスに於て、その初期の成績か不良てあつたとき、人々はこれをその原則の罪に歸することを警戒した。そこには一つの調査か企てられた。そしてその結果、應報、改善、强制居住及ひ監督の諸條件に於て

不充分てあつたことか確認された。かやうにして、そこには累進的處遇による改善制度を組織せるアイルランド法の賢明なる諸規定を轉用することによりて、初めて滿足なる結果か達成さるるに至つたのてある。そしてこれは幾度かの改良を重ねて、今日條件附釋放の有利なる成績を擧けて居る殆と凡ての國か等しく經過し來りたる道行きなのてある。それ故に、我々はこれ等の過程の注意深き反省によりて、我々に課せられたる問題を解決するために有益なる諸要素を確認しなければならぬ。

條件附釋放はそれか經過する各位相に於て一つの周到なる不斷の監督を要求する。何故なれは受刑者は先つ第一に刑務所に於て、次きには中間施設に於て、そして最後には自由狀態に於て監督されることを要するからてある。

刑務所に於ける監督は固より刑務所長の權限內に屬するてあらう。感染の母たる混淆を避けるために獨房に置かれたる受刑者は看守によりて嚴正に監視されるてあらう。そこには、毎日彼れの行狀と彼れの作業とに關する一つの帳簿に、必要なる事項か記載される。英國人か得點と名附けるものは、即ちそれてある。遷善の事業は出來得るかきり早くから初めることを肝要とするか故に、そこには看守の外に、そして看守の上に一つの監督委員會を設置することか有益とされるてあらう。そしてそれは一八一八年のフランス法によりて他の諸國に與へられたる一つの良好なる範例てあつた。しかしなから、この委員會は殆と絕對的に官吏から構成されたる。そしてこの委員會制度は我がフランスに於ては殆と不適用に終つた、何故な

れはこの委員會は絶えて開會されたことかないからてある。この委員會か有利にその使命を果し得るかためには、委員會は法律の堺内に於ける儿帳面な行動にのみ慣された固苦しい官吏から構成さるへきてはない、何故なれは彼等は決して我々の事業に適切なる精神狀態を有つて居るものてはなく、而かも彼等の本職の仕事を休まねはならぬ必要は、彼等の會合を怠るへき好個の口實を彼等に與へることになるてあらうからてある。この委員會は是非とも彼等の行動自體によりて慈善の使徒たることを値する高潔なる市民の手に委ねられることを要するてあらう。條件附釋放は改善能力を有し、且つ改悛の情顯著なる受刑者にのみ與へらるへきものとするならは、またかくのことき受刑者は、一つの充分なる觀察と彼れの改善の眞面目なる準備との爲に有益なる凡ての期間を通して現實的に拘禁されることか必要てある。極めて短期の刑に條件附釋放か適用されかたいのは、即ちこれかためてある。先つヨーロッパに於ける條件附釋放の實際制度を見るに、イギリスは五年以上の懲役に對してのみこれを許し、サクソン及ひチューリヒは徒刑及ひ懲役にこれを留保し、イタリヤは禁錮二年以上の受刑者にこれを與へ、ニューシャーテルは十八箇月に、ドイツ及ひオーストリヤは一年にこれを制限し、フランスは三箇月以上の刑に對してこれを許して居る。フランスか假釋放は三箇月の後に與へられ得るものと定めて居るのに反して、爾餘大多數の國に在りては假釋放によりて免除され得る刑量は三分の一若しくは四分の一を超ゆへからさるものとされて居る。一つの餘りに短き拘禁期間の後に假釋放を與へることは、この制度を最早一個の恩惠たらしめないはかりてはなく、却て一個の危險たらしめることになるてあらう。一つの眞率なる改善てふ新事實を基礎とする以外に於て與へられる條件附釋放は、管轄と訴訟手續とに關する凡ての準則以外に於て行はるる再審の一種に等しきものとなるへきことを、忘れてはならないてあらう。また、若しも假釋放か餘りに短期の刑に對して許されるとしたならは、この假釋放の處分後數箇月若しくは數週中に、我々は如何にして改善の希望を置き得るてあらうか？

次きには釋放の時期てある。刑務所長は監督委員會の諮詢を經たる上にて、釋放を提議するてあらう。最も困難なる問題を生するのは即ちこの時期てある。私はここに監督の組織に就きて一言せむとする。そこには先つ類別か必要とされるてあらう、何故なれは、監督は凡ての釋放者に對して同一の嚴しさを要求して居る譯てはないからてある。彼等の一部は、或ひはまた前科なきものたるか、左して重からさる罪を犯したものたるか、若しくは改悛の情の極めて顯著なるものてあり、或ひはまた一つの家庭、即ち一個の避難所を有するか、若しくは不良なる誘惑から彼等を遠さからしむへき個人的資源を有するものてある。從つて、これ等の者はより容易く釋放され得るてあらうし、また彼等に對する監督はより寬大なり得ることになるてあらう。これに反して、累犯者てあるか、或ひは一つの危險なる罪を犯したものてあるか、乃至はまた刑務所に於ける行狀か僞善的てあつたもの、或ひはまた個人的資源をも、住所をも有たないようなもの、この種の部類に屬するものはより容易く不良なる誘惑に陷るてあらうし、從つてより嚴密な、そしてより

複雜な一つの監督を必要とすることになるであらう。然らはこの監督は如何に組織すへきか？アイルランド法は、釋放者のために、拘禁生活と急速なる自由生活との間に一つの中間的地位を創つた初めての立法であつた。蓋し、被拘禁者の直接の釋放は、餘りに强烈なる或る酒精飲料か久しくこの種飲料の使用を禁せられて居た者の腦髓に與へるそれと同一の影響を生したてあらうことを危惧したるこの法律は、漸進的階段の制度を創案するに至つたのてある。『漸次的試驗は一步一步受刑者を改善するかために一つの必要缺く可らさる療法てある。爾餘何れの處遇の下に於ても、行刑官廳はその權力を濫用し得るてあらうし、また受刑者は改悛を假裝することによりて出來るたけ速かに刑務所を去るように行動し得るてあらう』と論者か言つたのは正當である。アイルランド法か假釋放の完全なる執行以前に三段階を設定する一個の累進制度を創設したのは、即ちこれかためてある。ニューシャーテルの法律か、獨居拘禁による第一期と、晝間共同作業による第二期と、一つの中間刑務所に於てより大なる自由を許與する第三期とに區分されたる一個の累進制度を認めたのも、また同一趣旨によるものてある。

これ等の逐次的經驗の後に、假釋放の自由期か開始する。この期は改善の最高期てある。從つてまたこの最高期は最もデリケートな監督を必要とすることになるてあらう、何故なればその監督は有效てあり、同時に非表見的て在らねはならないからてある。

刑務所は忽ちにして使ひ果さるへき僅かな作業收得金を持つた釋放者を街頭に送り出したときに、その

義務を完全に果したものてはないてあらう。釋放者一〇〇人に對して、その四分の三は生存手段を、即ち異面目な職業を奪はれたものてあり、そしてしはしは彼等單獨に勞働を見出す能力なきものてあることか實證された。定住なき彼等は常に不良なる誘惑に委せられて居る。彼等に對しては、條件附釋放は一個の救護たることの代りに、寧ろ一つの危險となり得るのてある。それ故に、若干の國に於ては、先つ第一に、刑務所は、釋放者か刑務所に於て修習したる職業を最も容易に實行し得へき地方を詮索することに沒頭して居る。かくて彼れのために雇主か見出されたるときに、初めて作業收得金と共に釋放者をその雇主の許に送致するのてある。この點に於て、模倣すへき優れたる諸規定を我々に提示するものは、バイエルン及ひニューシャーテルの法律てある。そこには、釋放者の法律上の地位を雇主に報告することを要するか否かの問題か課せられた。この問題は多くの論爭を見た。イギリスの刑事局長サー・ハワード・ヴインセントのごとき一部の論者は、これに對して消極的解答を與へた。即ちハワード卿は一つの訓令に於て言つた『釋放者を雇用する人々か彼等の身上を知らない場合、若しもそこに愼重なる行動の必要を存するとするならは、警察は彼等の身上を雇主に知らしめることを當然差控ゆへきてあらう』と。これに反して、ベランゼ氏は別個の見解を有つた。即ち彼れは言ふ、『我々か被傭者のために一つの職を求むる雇主に、被傭者の身上を知らしめることは、一個の義務てある』と。

しかしなから、受刑者に特別なる監督の必要を存するのはこの條件附自由の期間中てあることを承認す

るのは、凡ての者の一致するところてある。そしてこの監督の二つの主要なる機構を成すものか警察と輔成會とてあつて、而かもこの二つの手段は相互にそれの長所を有すると同時に、またそれ特殊の缺點を有するものたることも、等しく一般に承認されるところてある。

權力的統制の下に階級化されたる警察は、しはしはそれの態度に於て或る種の峻烈さとそれの行動に於て或る種の殘忍さを有する。ベルギーに於ては、初め、警察に一つの余りに大ひらな使命か與へられて居た。そしてその結果、警察の行動は、釋放者に對して彼等の苦痛とする公衆の好奇心を徒らに挑發することになつた。立法者をして幸ひにもこの法律を修正すへく決意せしむるに至つたのは、即ちこの經驗事實にほかならなかつた。

しかしそれにも拘らす、大多數の國に於て、原則として、監督は、釋放者の過失を公平に指摘すへく最も適當なる機關として、警察に委托されて居る。ハワード・ヴインセント卿は、最初、イギリス法かこの監督を若干の輔成會に委托したるとき、これ等の輔成會は、固より、釋放者の過失を評價することに於て余りに寛大に傾いて居たので、『その結果は極めて不滿足なはかりてはなく寧ろ危險なものてあつた』ことを確認した。そしてこの結果は、警察の行動か輔成會のそれと連絡されたときに、初めて改善された。即ち監督は再び警察の手に歸したか、しかし警察は輔成會と協力し、そしてこの協力は監督により多くの確實さより僅かの峻嚴さとを同時に與へることになつたのてある。實際、これ等の輔成會は、善良なる助言を與へることによりて、而かもまたその必要を存するとき、釋放者に衣類及ひ生業用具を供給することによりて、就中、諸々の慈善的義務を果すへき使命を有する。尙ほハワード・ヴインセント卿は言ふ、『輔成會は釋放者のために仕事を求める、彼等に信用を鼓吹する、そして殖民地への彼等の移住計畫を助成する』と。かやうにして、法律はそこに二重の目的を認める、即ちその一つは、監督をより現實的たらしめると同時に、より隱徹的たらしめ、且つより愼重たらしめることてあり、その二は民間輔成團體に道德的活動と諸々の慈善的義務とを許すことてある。

殊に、オランダ、スウィッツル、ドイツ及ひクロアチヤの諸法律を一貫する精神は、即ちこの結合てある。假釋放制度の成功かこの結合によりて保證され得るものなることは、各方面より蒐集されたる情報の正に實證するところてある。しかしながら、これかためには、これ等輔成團體は必す一個の民間事業たる性質を保有することか肝要とされる。ベルギーか官設輔成會を設置しようとしたとき、被輔成者達は警察監視と同程度にこれを恐怖したのてある。行政的沃土の上に我々か成功を以て栽培し得へき植物は憐憫と慈善とてあることを、實際家は常に正認した。

單に輔成會は篤志の慈善家達によりて構成されることを要するはかりてはない、更らに輔成會は多數てあつて、而かもその事業の遂行に必要なる資源を有することか肝要てある。久しき以來、輔成會は漸次に增加して居る。そして若干の國、例へはアメリカ合衆國、スウエーデン、ドイツに於ては、輔成會は多幸

なる各種社會事業中に一個の重要なる地位を占めるに至つた。イギリスに於ては、輔成會の數百か數へられるてあらう。これ等輔成會は、一般に、國家からこの事業の使命を援助する補助金を支給される。然るに、不幸にして、フランスに於ては、この制度か一般習俗の中に化成することか困難てある。フランスに於ける輔成會の數は極めて少ない。輔成會自身の集める零碎なる寄附金の外に、國家の交付する補助金は極めて小額てあり、而かもその使用に就きては可なり面倒な條件か附せられて居るのてある。しはしは警察の監督から免かれる釋放者か一度行政中樞から遠さかつたと假定せむか、彼れは恐らく警察に代るべき如何なる輔成會をも彼れの周圍に見出さないことを最も普通とするてあらう。固より彼れは彼れの居所を知事及ひ刑務管區の長に届出てる義務を有するてあらう。しかしなから、殆と彼れ自身の自由に放任されたる釋放者は、極めて容易に、彼れの不行狀の法律上の制裁たる釋放の取消を免れ得ることになるてあらう。我々は我か政府の統計家達か言渡されたる取消の小數なることをしはしは誇りとして居るのを見た。しかし、彼等は、この良好なる結果か單に表見のみに止まつて、その實、條件附釋放の成功てはなしに、寧ろそれの失敗を實證するにすきなかつたことを忘れて居たのてある。

釋放は、刑期滿了前に於ける釋放者の常習的不行狀若しくは釋放許可書に明示せられたる特別なる諸條件の違反によりて取消され得るのてあるか、しかし、釋放は刑期滿了の單なる事實によりて常に確定的となるのてある。かやうにして、この處分はこの制度の目的自體の名に於て非難された。蓋し、若しも條件附釋放が一個の顯證たることをそれの本質とするものてあるならは、そしてこの處分は釋放者の改善によりてのみ是認されるものてあるならは、一個の不充分なる顯證か尚ほ彼れの將來の行狀に關する確實なる判斷を許さなかつた場合に、釋放者に確定的釋放を與へることか、果して合理的たり得るか？フランス上院に提出せられたる法律案は、尠くも一年間釋放者を取消の脅威の下に置くへきことを要求した。この提案は既に消滅したる一個の刑から尚ほ間接に一つの處罰權を殘存せしめたてあらうことの口實の下に、上院委員會はこの提案を否決した。この推論は合理的といふよりも、寧ろ諸國の實踐によりて今日排斥されて居る一個の牽強附會にすきなかつた。現に、一八八九年のベルギー法は刑期以上に監督と取消權とを延長したてはないか？　またアメリカ合衆國は累犯者に改善の事實か實證されるまて彼等を拘置することを目的とする不定期刑制度を施行し、イギリスは、三個の罪を犯したる犯人に對して、彼れか危險なしに條件附自由の狀態に置かれ得るに至るまて、その刑の執行を終りたる後尚ほ引續き拘禁せらるへきことを言渡す權能を裁判官に與へたてはないか？

良好に與へられたる條件附釋放はまさしく多幸なる結果を生し得るに違いないか、しかしこれかために、尚ほこの處分は汎い範圍内に於て行はれることか必要とされる。それか凡ての被拘禁者に與へられることによりて、この處分はしはしはそれを値せさるものにも一樣にこれを均霑せしむへき一つの危險なる恩典となり得るてあらうか、しかしまたそれか餘りに狹き範圍内に限定されたとすれは、この處分は可能

なる最大多數の受刑者を善に誘導すべきこの制度の長所を充分に實現するを得ないことになるであらう。

一八八五年の法律は、その初めフランスに於ては、一つの極端なる留保の下に適用された。ベランゼ氏は一八八八年の上院に於てこの點を愁訴し、そして彼れは言つた『この法律の適用はそこに豫定されたよりも遙かに以下に止まつて居る』と。この法律は我か行政的習俗を害するかに見えた。内務大臣は法律上の諸規定のより眞劍なる適用に就きて關係官吏の注意を促すために、一つの訓令を發した。その結果、そこには漸時釋放數の增加を見た。初め釋放の平均數は三●五%であり、次きには四●五%となり、そして一八九九年には五●八%を示した。一九〇三年に於ける釋放の申請數は二、七六八であつたか、一九〇四年には、二、六四二を、一九〇五年には二、六三五を一九〇六年には二、五六〇を、一九〇七年には二、八四八を、一九〇八年には二、八七五を、一九〇九年には二、七九七を算した。この申請數か既に僅小であつたはかりではなく、尙ほこれ等の申請の約半額は拒否されて居たことを注意せねはならぬ。何故なれは、釋放者の現實數は一九〇三年に於て一、一四六を、一九〇四年に於て一、一九八を、一九〇五年に於て一、二六五を、一九〇六年に於て一、一八六を、一九〇七年に於て一、一九〇を、一九〇八年に於て一、一〇四を、一九〇九年に於て一、一〇八を算したからてある。そしてこの割合は增加する代りに、爾後更らに減小したのてある。行刑局より私に通告されたる諸統計に徵するに、一九二一年に於ける申請數は一、八三三てあり、そしてこれに對して現實に釋放を與へられたる數は三四六に過きなかつた。一九二二年に於ては、申請數二、〇四三、釋放許可數四九〇てあつた。そして一九二三年には一、七一七の申請に對して、釋放數四九一を算した。然るに殆と凡ての他の諸國に於て、條件附釋放は遙かにより寬大に與へられて居るのてある。加之、條件附釋放はイギリスに於ては一個の權利さへも認められて居るのてあるか、しかしこれは他の意味に於てまた等しく一個の危險を構成するてあらう。

フランスに條件附釋放の制度を施行した人々は、特赦を最も狹い範圍内に制限すへく、條件附釋放は大多數の場合に於て、特赦に代る大なる利益を我々に與へたてあらうとさへ想像して居たたけに、フランスの統計に於ける釋放數の僅小なることは益々意外とされるのてある。内務大臣サリアン氏（Garrien）もまた、一八八八年六月二十八日の彼れの訓令に於て、檢事局か一つの特赦の申立を受けたる度毎に、特赦の申立に就いて凡ての審理以前に、先つ條件附釋放の可能性を審査することを檢事局に懲戒した。蓋しそれは二重の利益を有つた、何故なれは、それは余りに僅小なる條件附釋放の數を增加することによりて、著しく過大なる特赦數を減縮せしめることになつたからてある。特赦は別に遷善的處遇を加へられなかつた一つの受刑者を社會に復歸せしめる。特赦は刑を廢棄し若しくは改定することによりて既判力を侵害することになるのてあるか、これに反して、條件附釋放は、言渡されたる刑期の滿了するまて原則的に刑を存續せしめることによりて、單に刑の執行を停止するのみてある。特赦は權力分立の大原則を侵犯することによりて、近代政治制度の一般的諸準則に反するの嫌ひを有する。ベンザムは法律を廢止する力を有つた

一つの魔法杖にこれを比較した。モンテスキユーは言つた、特赦は讃嘆すへき效果を有ち得る、しかしなから、それはたたそれか聰明を以て行はれたるときにのみ限られると。若しも特赦か節度なしに與へられたならは、法律の執行を任とするものは、まさしく法律以上に高められることになつたてあらう。サリアン氏は一八八八年の彼れの訓令中に於て言つた、『特赦權は例外的にのみ行使され得る。若し然らされは、この權利の行使は大權的處分たるそれの性質を失ふことになるてあらう。それ故に、特赦權にそれの眞の性質を回復せしめ得る條件附釋放は極めて好感を以て迎へられ得へきものてある』と。

しかしなから、この條件附釋放の精神は尙ほ汎く了解されては居なかつた。その實施の初期以來、條件附釋放の數は與へられたる特赦に比して遙かに低位に在つた。今日も尙ほこの狀態は變更されて居ない。何故なれは、特赦の割合は條件附釋放のそれに比して常に二倍乃至三倍を示して居るからてある。即ち、一九二二年に於ける條件附釋放の四九〇に對して與へられたる特赦は一、五一一を、一九二三年に於ける條件附釋放の四九一に對して、特赦は一、二二五を算したのてある。

若しも條件附釋放か我か刑法體系に於ける主要機構の一つてあるならは、この機構は、假令社會秩序に取りてより僅か有利なるこれと併行する他の諸制度を犧牲にしても、尙ほ能ふかきりそれの廣汎なる適用を保障することを條件としてのみ一つの多幸なる制度たり得るてあらうことは確實てある。鎭壓に關與する人々は、寬容か決して弱さを意味するものてないことを常に忘れてはならない。我々は、ガロフアロ男爵か世界大戰中のイタリヤ上院に於て試みたる美事なる演說に傾聽せねはならぬ。即ちこの演說に於て、

諸制度と無節制なる一つの人道的感覺とか彼れの國に與へつつある危險を指摘しつつ、彼れは言つた、宥恕若しくは猶豫の適用に於て餘りに頻繁なる大赦。――これ等の凡ては、司法の威嚴を損壞し、刑罰の威力を麻痺せしめ、累犯を增加せしめるものてあり、そしてこの狀態の下に、條件附釋放は最早これを等閑に附せられ得る一個の中途半端な處分としか認められて居ないのてあると。否、條件附釋放は刑法制度を阻害し得へき何物をも含むものてはない。この處分は刑の眞劍なる適用と合致する。條件附釋放は單に改悛に對してのみ與へられる寬容てある。この處分は、決して、改悛の情なき一受刑者のために與へられる一つの輕卒なる恩惠により て社會を脅威するものてはなく、專ら彼れの改善を準備することによりて、社會の安全を確保するものに外ならない。

これを要するに、條件附釋放は、それか充分に準備され、且つ組織され得ることを條件として、まさしく行刑處遇の最も多幸なる制度の一つを成すかに考へられる。

條件附釋放を準備するかためには、刑務所の監督の下に被拘禁者を獨房に拘禁することを肝要事とするのは、全世界の一致する意見てある。しかしなから、この意味に於て受刑者の改善を試みるかためには、刑務所の監督と竝んて、更らに一つの他の監督、即ち、官吏てはなしに、受刑者を最も克く認識し、且つ

彼等を善に誘導する目的に於て、より直接にして而かもより繼續的なる一つの活動を彼等に對して試みるかために、各自に受刑者を分擔する慈善家達によりて構成せられたる一つの委員會の監督を組織することか肝要とされないか？　そしてその使命の遂行は時と比例せねはならないものてあつて見れは、受刑者の改善を準備するの道なき極めて短期の刑はこれを條件附釋放の適用から除外するの必要を存ないせか？　加之、イギリス及ひアメリカに倣ひて、尠くとも或る一部の犯罪若しくは成る一部の犯人に對しては、受刑者か、改善されたと思料されたるときにのみ法律上その刑期を完了すへき不定期刑制度か採用され得ないてあらうか？　ベルギー、フランス及ひイタリヤに於ける一流の著者は何れもこれを是認する、そして彼等の中最も代表的なるものはプリンス、ガロー、ガロフアロ及ひフエリてある。

受刑者か改善されたと思料される場合、彼れは直ちに假釋放に附せられ得へきてあらうか、しかし、またオランダ及ひニューシャーテルの採用せる累進制度に倣ひて、この場合、先つ或る特別施設内に於て一個の相對的自由を彼れに許與することか寧ろ適當とされないてあらうか？

條件附釋放の準備に次て更らに必要なることはそれの組織てある。條件附釋放は被拘禁者の利益のために言渡されたものてあつて見れは、彼れか再ひ自由生活に送り出されたるとき、そこに肝要なることは、名義上てはなしに眞に現實的なる一つの監督を設定することてある。そしてこれかためには警察と輔成事業との二つの機構を必要とすることか一般的に承認される。この二者はそれそれ特別の使命を有する。即ち前者は本來の意味に於ける監督を、後者は慈善とをそれの任務とするのてある。然らはこれ等の機構は如何に組織せらるへきか？　監督はそれか特別的なるときにのみ有效たり得るてあらう。若干の立法か、釋放者は行刑官廳の盡力によりて、彼れか刑務施設に於て修得したる職業を最もよく實行し得へき地方に於て就職の機會を與へらるへきものと定めて居るのは、即ちこれかためてある。地方の輔成會は一人の輔成者を物色し且つ彼れを輔佐するためにその會員の一人を派遣すへきてあらう。若しも釋放者保護團體を存せさるときは行刑官廳はこれを市町村長に通知し、市町村長は輔成者を求め、且つその地方の名望家の中より一名の監督者を物色すへきてあらう。輔成者は彼れ自からに監督の任務を委托され得へく、また監督者は一種の「保護司」(protection officer)たるものてあらう、從つて、彼れは尠くとも各週一回釋放者と接見することを要し、且つ警察の干涉を要求し得る一つの官的地位を有すへきものてあらう。かやうにして、刑務所は釋放者を囚徒積立金(pécule)と共にその輔成會に委托すへきてあらう。これ等の處分はこれを一般化するに適するか、そしてそれを如何に組織すへきか？　最後に、條件附釋放の一つの眞面目なる組織を達成したる後、それの正規の活動は如何にして助長され得るか？　我々かこの國際會議の討議に附したる事項に關して檢討せられ得る諸問題の若干は、即ちここに存する。

大ブリテン國に於ては、條件附に處罰せられたる者若しくは條件附に釋放せられたる者の監督は、次きの方法の下に、國家によりて行はれる。

(I)、條件附に有罪を言渡され且つ顯證處分（probation）に附せられたる者、――彼等は裁判所によりて彼等の委托を受けたる一名の「保護司」（probation officer）によりて監督される、この保護司は職業的にこれ等の職務を負課されたるもの若しくは篤志を以てその任に就くものたり得る。顯證期間は三年間繼續し得る。顯證期間中、犯人には、一つの正直にして勤勉なる生活に必要なる諸條件か課せられる。そしてこれ等の條件中には、また犯人若しくは彼れの親族によりて爲さるへき被害者に對する一つの損害賠償か包含され得る。保護司は犯人を監督すると同時にまた彼れを援助する義務を有する。

(II) その刑の一部の執行を終りたる後釋放せられたる者。

a 「懲役囚」（"Convicts"――即ち「懲役」"Penal Servitude"三年又は三年以上の執行を受けたる後釋放せられたる受刑者）は警察の監督を受ける。そしてこの場合、警察は犯人か無屆にて居所を變更したる事實に關してのみ干渉する。或る懲役囚の假釋放狀には評判惡しき人々と交通し若しくは一つの無爲にして不規則なる生活を營むことを彼れに禁止するその他の諸條件か記載される。しかしこれ等の諸條件の執行は別に强制されて居ない。警察は如何なる助力の使命をも有たない。刑後の救濟を任とする一つの中央國民輔成會に國家は補助金を交付する。

b ボースタル施設より假りに釋放せられたる年少者はボースタル協會（國家より補助金の支給を受ける國民輔成會）によりて監督される。彼等は彼等か一つの正直にして勤勉なる生活を營みつつあることを協會に證明する義務を有し、且つ彼等は協會の許可なくして勞働をも住所をも變更することは出來ない。他方に於ては、協會は衣食及ひ就職の點に於て彼等を援助する。

c 「豫防拘禁」（慣行性犯人と認められたる被拘禁者の服する拘禁形式）に附せられたる懲役囚はボースタル施設より釋放せられる者の場合に使用されるそれに類する一つの假釋放狀に基きて釋放される。そして彼等は上記の中央輔成會によりて監督され且つ援助される。

d 內務省管轄の感化院より假釋放を受けたる少年は監督に附せられ、且つ各場合に就き感化院長の指定する救濟を受ける。

輔成事業はこれ等の部類の大多數に對してほゞ類似的である。そしてそれは、事實上、大部分に於て、管轄裁判所及ひ輔成會の請求に基きて、同一の人々によりて實行される、何故なれは、一般的に、各都市若しくは各地方に於て、かくのごとき事業を委托されるために、凡ての他のものよりも、より有能なる一個若しくは一協會を存するからてある。

この事業に獻身せる人々の多數意見に從へは、これ等の協會及ひ個人は國庫によりて補助せられたる一つの國民輔成會に統合せらるへきものてはあるか、しかし、理論上、イギリスに於てはそれに對して一種の反感を免かれかたきかの官僚的統制を避けるかために、この輔成會は任意的たるへきものと考へられて居る。かくのごとき輔成會はこの事業に向て最良の資格を有する人々をしてその任に當らしめ、且つ一般にこの事業の滿足なる進歩を期するかために、その成員を選擇し、教育し、監督し且つ給與するに必要なる組織を有すへきものとされる。かくのごとき輔成會は、教育所、農園及ひ船舶竝ひに適當なる場合に於ける新しき地方への移轉及ひ移住の手段をも供給し得ることになるてあらう。

IV

報告者　Guido Bortolotto,
Professeur à l'Université de Padoue (Italie)

近代的行刑制度は危險性の微弱なる犯人と重大ならさる犯罪とに對しては、最小限度の贖罪と壓縮と苦痛とを以て豫防の諸目的を實現せむと努めるものてある。

拘禁刑は初めて罪を犯したる者か道德的改善の方向に向ふか或ひはまた犯罪の反覆に志すかを判斷し得へき一つの經驗的及ひ顯證的價値を有する各種處分により代られる。

諸法律は、刑務所に於て實證される混淆から初犯者を救出せむと欲する社會的及ひ人道的傾向を實現した。

短期刑は犯人に對して一つの有利なる影響を與へる代りに、寧ろ彼れをしはしは社會に取りてより有害なる者たらしめ、そして初犯前よりも、より多く犯罪に促進せしめる結果を生する、何故なれは、一つの有益なる反動を得へき苦の刑務所は、その實害惡の養成所にすきないからてある。

かやうにして、そこには、初めての有罪判決は現實に執行すへからさるものとする原則が一般的に承認されて、犯人は判決後彼れの社會的環境に復歸せしめられることになつた。

特に未成年者の犯罪に對してこの問題は一つの本質的重要性を表示する。宣誓に基く釋放、家庭委托、宥恕、保護監督制度乃至條件附有罪判決は、監督かより容易く行はれ、且つ一つのより有利なる方法に於て成功し得る犯罪少年に對する國家の機能に實際的に適應する手段てある。

しかしなから、問題は條件附に有罪を言渡され、若しくは條件附に釋放せられたる成年者に對して、より重大てあり、そしてより錯綜せるものとして現はれる。未成年者に對する場合、その處遇を主導するものは愛と保護とてある。成年者に對してそこに要求されるものは、これに反して、防衞の一つの現實的必要てある。そして豫防、改善及ひ道德的遷善の諸目的を有する彼れの處遇は、何れにしても、主として鎭

壓的なる一性質を表現するのである。

刑罰の社會的機能の發展に取りて大なる價値を有するこの二つの問題は極めて顯著なる差異によりて特質附けられる。

未成年者は受刑者たる彼れの資格に於てよりも、寧ろ彼れの年齢と彼れの能力とを斟酌して處遇される。これに反して、成年者は、彼れに課せられたる諸々の義務を有し、而かもまた、假令有罪判決の狀態中に在りても尙ほ彼れのために擁護せらるべき諸々の權利、特權及び保障を有する眞の受刑者たる資格に於て處遇されねはならないのである。

本質的差異は、兩者何れの場合に在りても、一つの犯罪の存在を確認し且つそれの刑罰的結果を決定する判決自體より派生する。即ち未成年者に對する場合、判決は、就中、異りたる程度に於て展開される一個の特別保護處分として考へられねはならないのに反して、成年者に對する有罪判決は、國家に對して個人を一つの特別服從の法律關係に置くものであり、そしてこの特別服從（subjection particulière）の關係はそれか個人の刑事處遇に關する場合、常に考慮されねはならないものである。

條件附に有罪を言渡され若しくは條件附に釋放せられたる者に對する監督制度の組織は、苟くも一定の條件の下に、刑の、否寧ろより正確には、執行の免除若しくは猶豫か認められるかきりに於て、常に有益にして且つ有利なるものと考へられさるを得ない。

監督に關する制度は一つの輔成を豫定し、それの機能は一つの救濟を要求する。

それ故に、それの全體に於て、それは同時に社會政策及び刑事政策の一問題である。彼等の素質と彼等の行狀とによりて、一つの嚴しき道德的訓練の下に彼等の生活を改造し得る見込を確實ならしめる個々人に對して、そこに課せられて居るものは防衞の問題てはなしに、寧ろ再敎育のそれてある。

そしてそれは最もデリケートな豫防の問題てある。何故なれは、一面に於て、假令一定の條件の下にもせよ、彼れに許されたる自由を全的に要求し得へき人を、或る何等かの壓迫の下に立たしめるといふことは、法律狀態に反することになるてあらうし、また他面に於て、眞正の犯罪人——即ち彼等に對しては、監督は刑罰補足の一手段を成し且つ累犯者に對する防衞の有力なる一手段を意味すへき眞正なる犯罪人に對して實行されるそれと同一の形式、同一の嚴しさ及び同一の制限を以て行はれ得へき公けの權力に監督の任を托することは、實際的に危險なるものとなるてあらう。

眞正なる犯罪人の場合に於ける監督は決定的に鎭壓的たることを要するのに反して、條件附受刑者及び條件附釋放者に對するそれは社會的豫防の必要に出つるものてあつて見れは、この場合の監督は常に救濟制度の形に於て組織されることを要するものてあらう。

直接國家によりて實行される公的監督は、それか一輔成會の監督によりて達成され得るほと、爾かく有效にその使命を果す譯けに行かないてあらうのは、即ちこれかためてある。

加之、條件附有罪を言渡されたる者若しくは條件附に釋放せられたる者は、徹頭徹尾鎭壓的性質を有する一つの監督の下に置かれる譯けには行かないてあらう。條件附有罪判決若しくは條件附釋放は、それを享受する人の自由の範圍を或る程度に於て眞に制限する結果を伴ふ諸々の制限及ひ義務（居住、行狀その他に關して）を課することによりて與へられる場合を生し得る。たたこれ等の場合に於てのみ、國家は、判決の正確なる執行を確保するために、警察官吏によりて實行される監督の組織を必要とすることになるてあらう。しかしなから、この監督以外に於て、條件附有罪判決及ひ條件附釋放は、何等かの方法に於て制限されたる若しくは官權の或る監督の下に置かれたる一つの自由狀態を容認するものてはない。

それ故に、そこに要求されねはならないものは輔成てある。そしてこの場合、事情に從ひて一つの選擇的適用（公的監督若しくは輔成）を爲さしめむとする提案はこれを承認する譯けに行かないてあらう、何故なれは、如何なる場合に於てこれ等の手段の一つ若しくは他か採用されねはならないかを決定することは困難たからてある。

そこには、凡ての場合に於て、監督附自由（liberté surveillée）の代りに救護附自由（liberté assistée）の一制度を構成することか必要とされるてあらう。兩者の間の差異は顯著てある。そしてその差異は、一方に於ては未成年のために、他方に於ては成年者のために、組織せらるへき處遇に關係するものてある。

未成年者の處遇は、假令それか行刑制度に結合されてあらうとも、常に一個の教育的問題てある。この處遇は强制的訓練たることなしに、而かも制限的なる一つの訓練によりて展開する。未成年受刑者の矯正的及ひ教育的處遇は、監督附自由の一つの嚴格なる紀律の下に正則的未成年者に對して採用されたる諸形式と共に課せられたる行動の一準則てある。非犯罪少年か學校に入學し、規則正しき授業を受け、乃至は或る教育施設に收容されねはならないのと同樣に、犯罪少年は彼れの監督附自由に於て强制され、救護のために或る家庭に托せられ、また場合に應して、一つの矯正施設に收容されるのてある。自由は本人の法律的能力に應して制限される。しかしなから、再教育の凡ての方法は人道感情によりて主導され、そして犯罪と制裁との諸原則の代りに、寧ろ罪と罰と贖ひとの心靈的及ひ宗教的觀念の開拓される家庭を目標とするものてある。然るに、成年者に對して、問題は自のつから別樣てある。そしてこの場合、自由の要素は、犯罪少年に對して實行されたる訓練を彼れに課することの不可能なる點から見て、より困難なる處遇と監督との組織に對して一つの本質的重要性を有するのてある。この場合、教育と矯正との方法は、豫防の領域に於けると等しく、また鎭壓の領域に於ても、一つの他の方法にその地位を讓らねはならない。

未成年者に對する刑罰猶豫の制度に於て、顯證處分は若しもそれか一つの保護處分を伴はなかつたならは、何等の價値をも有するものてないのと同樣に、また條件附に有罪を言渡され若しくは釋放せられたる成年者に對しても、一つの職權的監督は、若しもそれか同時に束縛として、また改善として作用する一つの道德的及ひ社會的救濟制度を伴はないならは、恐らく累犯豫防のそれの目的を達する譯けには行かない

てあらう。

この監督は、それ故に、被監督者に對する一つの主觀的方針に從ひて組織されねはならないてあらう。そして道德的救濟は、それか個人的且つ直接的たることによりて、人と官憲との間に於けるよりも、寧ろ人と人との間に發生する諸關係、そして嚴しさによりてよりも寧ろ信任によりて展開する諸關係に於て、まさしく、利益のより多くを齎し得ることになるてあらう。

監督の主觀的方針に從ふことによりて、そこには、場合と、情狀と、人の素質との如何によりて監督を實行し若しくは實行せさるへき便宜主義に關する問題か解決される。何故なれは、一つの批難すへからさる方法に於て行動する者に對しては、輔成は殆と無にまて縮減されるてあらうのに反して、その他の者に對する輔成は更により主働的に展開されねはならないてあらうからてある。

心靈的及ひ道德的援助、就職の斡旋、不良なる環境より離れたる地に於ける生活及ひ居住、——これ即ち道德的疾患に適用せらるへき救濟方法てあるか、しかしこれ等の手段は、官憲の監視及ひ監督に倚るよりも、寧ろ人間的救濟に待つことによりてのみ施用され得るものてあらう。

從つて、そこに要求されるものは、未成年者の保護監督の場合に一般的に實行されるかように、特志の保護者（patron）を通して爲される輔成會の監督てある。

この機能に於て常に尊重されねはならないものは、私人の自發性てあらう。特志的事業たることはこの制度の眞の基礎てある、何故なれは、かようにして、單に經費の問題かより容易く解決されるはかりてはなく、またかようにしてこの事業は社會に於ける嚴肅にして而かも人間的なる使命を明確に表現することになるてあらうからてある。

かくのごとく、この制度は特志的事業たることを本質とするものてあるにしても、しかし、必要なる手段を自から準備することを要する國家か、この事業に對して適當なる補助を爲すへきは固より當然てあらう。

私人の特志事業たる輔成會は常に經濟的手段の缺乏に惱むた。それ故に、國家はこれ等の制度に、その活動の助成に必要なる手段を供給し、かくて、國家か彼れ單獨の權力によりて有效に達成し得さるへき目的を達するために、既存の諸制度を利用すへきてあらう。

しかしなから、ここには更らに、一つの重要なる問題か課せられねはならない。

條件附受刑者若しくは條件附釋放者は、この監督に服するの義務を有するものたるへきかか、即ちそれてある。

これに對しては否定的解答を與へねはならない。蓋し上記の諸理由によりて、そこに一つの義務を認めることは不可能てある。しかしなから、輔成會に倚賴するのは彼れ自身の利益たることを受刑者に納得せしめるのは、この場合、是非とも肝要なことてある。かくすることによりて、彼れは監視及ひ監督のため

に制定され且つ強制されたる行動の一準則に服するのではなしに、彼れの道徳的、職業的及び社會的全存在を回復するために、救護か彼れに取りて必要なる所以を納得したる上にて、自から進んで輔成事業に服することになるであらう。

これ實に複雜にして困難なる一事業である。そして保護者の事業は　それか成年者に關する場合、より甚大なる不信用の、否寧ろ敵意の一環境内に於て行はれるものであるたけに、未成年者に對するよりも遙かにより多くの困難を免かれないのである。

未成年者に對する場合、輔成會の任務は未成年者を監督し且つその經過を裁判官に報告することである。そしてこの場合、裁判官は、被監督者の行狀と顯證の成績とに從ひて、或ひは未成年者に完全なる自由を與へ、若しくは反對に彼れに取りて必要と思料される處分を取ることを、彼れに對して確定的に言渡し得るのであるか、これに反して、成年者に對する場合、保護者は單に彼れの事業を素直に受け容れむとする意思ある者をのみ援助し得るに止まるものであらう。そして保護者は等しく官憲に報告を爲すにしても、彼れの報告は單に一個の情報たる價値を有するに止まるであらうし、また裁判官は、未成年者に對するかように、一つの處分若しくは一つの命令により、條件附受刑者若しくは條件附釋放者か現に享有する自由狀態を變改する權能を有するものではないであらう。何故なれは、犯人の地位を變更し得るものは、たた一個の新たなる犯罪にのみ止まるのであつて、これなしには、彼れに對して如何なる束縛も、また如何なる制限も課せられる譯けには行かないからである。

國家は輔成會の組織及び運用竝ひに各地に於ける救護制度の整頓（被輔成者の住所變更の場合のために）を援助し且つ監督することを要するであらう。

かようにして、輔成事業は聯合組織、即ち同一國家内に於ける諸制度の聯合及ひ異りたる諸國家の聯合組織間の聯合の形の下に發達することになるであらう。

そこには、既に、犯罪の防遏と社會秩序の改善とを目的とする諸々の國際的組織を存する。そしてそれか諸國家及ひ國際社會の援助を得る場合、一つのより大なる連帶を實現し、且つ一つのより貴重なる活動を展開し得るであらうものは、自由聯合である。かようにして、私的起原を有する諸團體は、各國家内に於けると等しく、また國際的組織内に於ても、等しく公權力の監督の下に、その綱領を實現することになるであらう。そして經驗と實踐とはこれに必要なる國家間に於ける協定の大綱と構造とを示唆し得るであらう。

被救濟者の住所を一國から他國に變更する場合に於ける許可は、その者か外國に到著するとき、關係輔成團體に依頼してそれの救護を求めることを條件として、與へられ得るであらう。

しかしなからこの場合に於ても、利害關係者をして、警察に出頭するかように輔成會に出頭すへき一つの義務に服せしむへきではなく、寧ろ、彼れか外國に在るたけに益々彼れに取りて必要なる救護を得るた

めに、輔成會に倚頼することか彼れの利益なる所以を彼れに納得せしめる仕組となすことか、實際上望ましきこととされるてあらう。

V

報告者 Philippe Thormann,
Professeur de droit à l'Université de Berne.

近代刑法の二つの處分、即ち樣々の形の下に於ける條件附有罪判決と被拘禁者の條件附釋放とは、輔成なしに、望ましき結果を達し得るものてないことは、今日一般に承認されるところてある。しかしなから、それの合宜性の點から見て、輔成の問題はこの二つの場合に於て、同一の形を取るものてはない。それ故に、この問題に對しては二重の解答か必要とされる。

(1) 條件附有罪判決の場合に於ては、刑事裁判所は絶へす出來得るかきり速かに、受刑者の生活振りに就きて情報を受け、そして特に、彼れか彼れに課せられたる行狀の諸規則を遵守して居るか否か(例へは、一九一八年のスウイッツル刑法草案第三十九條第二號を參照)、彼れか累犯に陷つて居るか否か等を知ることか望ましきことてある。この見地から、また能ふかきり嚴密に個人的なる監督か、原則として望ましきこととされるてあらう。しかしまた他の一方に於て、條件附有罪判決か頻繁に適用されたならは、この監督は、輕微なる多數の事件に於て、事件そのものの重要さと不釣合なる努力と金錢との一つの著しき消費を惹起すことになるてあらうし、また事情によりては、本質的に國家的反動の一つの加重を構成すへきことのより長き期間の特別監督に服するよりも、寧ろ短期拘禁刑の執行に服することを優れりと感するまでに、この監督は被輔成者に取りて爾かく煩はしきものとなるへき危險を存するてあらうことを看過してはならない。それ故に輔成の必然的豫定は、原則として、これ等の場合には、極めてしはしは無用と認められることを附言せねはならね。スウイッツル諸カントンの法律中、條件附受刑者の任意的輔成を豫定するものは、次きの諸法律のみてある。

一九〇五年のサン・ガル法第四條——『原則として』。一九〇七年のベルン法第二條——『裁判官は執行猶豫を受けたる者を一つの輔成に附することを得る』。一九〇九年のグリゾン法第七條——『原則として、裁判官は受刑者を一つの輔成に服せしめることを要する』〔註一〕。一九〇八年のオブツルド法——『年少者に對して』。一九一一年のソルユール法第六條——『若しもそれか受刑者の利益と思料されるならは、裁判官は彼れを一つの輔成に服せしむへきものとす』。一九一九年のチューリヒ法第四五九條——『情狀かそれを必要ならしめるとき』。

〔註一〕 ベルンの實際に於ては、條件附受刑者の約五%か輔成に附せられて居る。サン・ガルに於て

は約二〇%。

かくのごとく、カントンの立法に於ては、條件附受刑者に對する輔成の思想は、尙ほ一般に必然的のものとして認められては居ないのに反して、一九一八年のスウィッツル刑法草案は、その第三十九條第二號に於て、一つの除外を正當ならしむべき特別の情狀なきかぎり、裁判官は受刑者を一つの輔成に附すべきものとする原則を確立した（等しく、第九十三條は年少者に對して）。

條件附釋放者に對しては一つの完全なる監督の可能性か原則として承認されることを要する。この監督の可能性は條件附有罪判決制度の嚴肅を保障し、執行猶豫の未必的取消の場合に於ける手續を簡略ならしめ、且つ余りに寬大に與へられたる一つの執行猶豫より招來される不都合を、萬一の場合或る點まで匡正することになるであらう。

(b) 他方に於て、條件的釋放の場合に於ける輔成は單に任意的たるに止まらず、また義務的たるべきことは、等しく論の一致するところである。

この場合、國家は判決によりて確定されたる一つの自由剝奪刑の全部的執行を斷念し、そして善行の條件の下に、被拘禁者を刑期滿了前に釋放するのであるか、しかし、國家は絕へず釋放者の行狀と住所とに就きて情報されることを欲する。條件附釋放の期間は、刑の累進的執行の諸原則に從ひて、この刑の執行に算入される。この處分によりて、刑の目的はそれの最後の展開に於て顯證されねはならない。そこには被拘禁者を再ひ自由生活に慣らすへく試みられる。そしてそこには、彼れのために自由への應化を出來得るかぎり容易ならしめる必要を存する。この場合、輔成は條件附釋放の必然的補足てある。しかしながら、この原則はカントンの刑事立法に於ては、尙ほ一般的に認められては居ない。これに反して、一九一八年のスウイッツル刑法草案に於ては、その第三十六條第二號に於て、この原則は、條件附に釋放せられたる凡ての被拘禁者に對して、極めて明確に型成された（等しく、保安處分に關しては第四〇條第六號、第四一條第四號、第四二條第五號に於て、年少者に關しては第九十一條に於て）。カントンの法制に關しては、例へは一九一〇年十一月二十四日の條件附釋放に關するベルンの一般命令を參照。

輔成の組織

輔成の組織はそれの目的に適應したものてなければならぬ。この組織は、就中、形式主義と繁文縟禮とに墮すへき一つの官僚的制度となることを避けねはならぬ。この制度に於てより重要なるものは、形式よりも監督の行はれる精神てある。しかしなから、制規の形式を遵守することは、また立法意思の尊重を保障する所以、言ひ換へれは、輔成の目的とするところは、專ら保護と救濟とに存するのてはなしに、また同時に監督に存するものたることを確保する所以たらねはならぬ。從つて、そこには、常にこの二重の目的か看過されないことを肝要とするのてある。

スウイッツルのこの制度の歷史に於て、我々か先つ到るところに確認するものは、この事業に於ける私

人の活動である。人道的觀念に浸透したる多數の男女は或ひは個人的に、或ひは共同的に、即ち委員會若しくはより廣き範圍に於ける協會の形の下に活動して居るのである。立法かこの活動に一つの法律的基礎を與へて以來、そしてまた立法か、例へは條件附有罪判決及び條件附釋放のごとき刑事裁判上及び刑罰執行上の或る處分の適用にこの活動を接合して以來、この活動は、最早單なる人道的意味たけではなしに、また一つの法律的意義を獲得することになつたのである。今や數千の會員を算する有力なる輔成會は、例へは、チューリヒ、リュセルヌ、ヴォー、及ひヌーシャーテルの諸カントンに存し、また比較的小規模のそれは、フライブルグ、バーゼル、アペンゼル、チュールゴヴイー、ジュネーブその他に存し、そして爾餘の諸カントンに於ても等しく委員會か構成されて居る。現實的仕事は、單に輔成の各種執行機關との協力の下に、比較的に小なる團體即ち協會の委員會によりてのみ遂行され得る。その後、ベルンとサン・ガルとには公式の組織か構成されたのに對して、他の諸カントンに於ては、例へはチューリヒ及ひアルゴヴイーに於けるかように、私人の努力は公式に監督され且つ支持された、從つて彼等の事業は一つの半官的性質を有つことになつたのである。

條件附受刑者若しくは條件附釋放者の直接の監督かこれ等の處分によりて達成すへき目的に反せさらむかために、この監督は最大の周到さを以て行はれることを要し、且つ出來得るかぎり第三者の注意を惹かないやうにする用意か特に肝要である。それ故に、輔成事業のこの部分には、既に公救濟、後見及ひその他類似の諸制度に從事したる經驗を有する人々を使用することか最良とされる。原則として、警察機關による監督は不適當である。何故なれは、この種の監督は、被拘禁者若しくは受刑者としての被輔成者の身分を、彼れの新しき環境内に於て、直ちに周知せしめることになるからてある、從つてまたそれは、一般に、彼れの社會的回復を著しく困難ならしめることになる、これ等の個人即ち保護者達は、彼等の被保護者に深厚なる同情を献け、彼等の忠言と彼等の行爲とにより、また彼等の激勵と彼等の飛躍とによりて、彼れの新行路の開拓を援助することを要し、そして他方に於ては、定期の報告によりて、上級輔成機關に被輔成者の生活樣式を通報し、且つ必要に應して強制手段の適用（猶豫若しくは條件附釋放の取消）を要求することを要する。かようにして、被輔成者は彼れに對して輔成者か如何なる處分を要求し得るかを知つて居るとすれは、輔成者は被輔成者に對して決して權威を缺くものてはないてあらう。

婦人もまたこの輔成の任に就く能力を有する、そして彼等は殊に彼等の同性者の監督に於て貴重なる奉仕を爲して居るのてある。かようにして、ベルンの一般命令第十二條はこれ等職務への被選條件として、單に民事成年と、善良なる聲望と必要なる諸資格とを要求するにすきない。彼保護者の近親者に輔成者としての資格か認められるのは極めて罕れな事態に屬する、何故なれは、嚴正なる處分（取消若しくは再拘禁）を招來する各種事實の通報を必ずしも常に彼等から要求する譯けには行かないからてある。原則として、使用主は、彼れの個人的利益と彼れの輔成上の諸義務との間の葛藤を避けるために、輔成者として指

定される譯けに行かない。ベルン輔成會によりて任命されたる輔成者名簿に登錄されたる最も代表的なる人々は、牧師、初等敎員、工業家、農業家、官吏及ひ諸施設の長てある。婦人輔成者の間に於けるそれは婦人牧師、女敎員及ひ各種公益事業に從事する婦人達てある。彼等か喜んて彼等の任務に沒頭するの實を見得るかために、原則として、同一人に、同時に一人以上の被輔成者を托すへきてはない。しかし、反對に、同一人に、連續的に數人の被輔成者を托することは、しはしは極めて望ましきことてある。また同一資格を有する者の間に於ても、被輔成者に手本を示す意味に於て、禁酒、禁煙等凡て節制を信條とする人々か、優先して選任されねはならない。

原則として、輔成者から彼れの被保護者のために職を求めることを要求する譯けには行かない。この盡力は時を要し、且つ各地方の全體に亙りての生存條件に關する知識と多數の個人的關係とを必要とする。これかためには、本職として、若しくは場合によりては兼職として——その任務か左までの重要さを有たない實情を存する場合——この任務を遂行する特別の官吏若しくは吏員を任命することか必要とされる。そして彼等に對しては相當の俸給か支給されねはならない。彼等はまた、刑務施設と雇主との間の仲介者の役目を勤めねはならない、そして立法か釋放されたる被拘禁者の積立金（pécule）の管理を彼等に托することは、また極めて望ましきこととされるてあらう。しかしながら、何れにしても、この場合注意すへきことは、民事法の諸規定によりて支配される後見組織の領域を——場合によりては親權制度のそれを——蠶食してはならないことてある。尙ほ、緊急の場合に迅速なる處置をなし、衣服若しくは職業用具の現實的必要品を供給し、またしはしは彼等の被保護者のために一時的宿泊所を用意し得るかために、これ等の官吏若しくは吏員は、また必要なる程度に於て、當座預金を處分し得ることを要する。輔成者との直接關係はまた彼等の權限內に屬する。釋放者を假りに收容することを目的とする避隱所の管理をこれ等の吏員に托するのは、恐らく實際的とされるてあらう。

吏員及ひ輔成者の高等監督は一委員會に屬する。この委員會は輔成會の理事機關を設定し、輔成者を指名し、そして多少、困難なる諸問題と原則的諸問題との凡てを決裁するものてある。官設輔成會と私設輔成會との間に一つの形式的差異を生せしむるものは、單にこの機構に存するのみてある、何故なれは、前者は國家の意思（法律、命令）によりて、後者は個人の意思（協會の定款）によりて構成されて居るからてある。そこには、また折衷的諸形式か考へられ得る。即ちこれ等の形式に在りては、各種民間組織に或る種の任務を托し、これ等の組織に補助金を交付し、そしてその結果、彼等の任務の遂行と補助金の使用とに於て、これ等の組織を監督することになるのてある。しかし、我々の觀るところては、これ等類型の間には、別に原則的差異を存する譯けてはない。本質的なる點はこれ等組織の運用される精神なのてある。上述するところより、輔成組織には次きの圖式を生する。

(四) 官設輔成會

高級監督官 國家の一委員會

る。機關ごとに一名（若しくは數名）の輔成官を任命する。

間に直接監督官（各被保護者の輔成者 各被保護者の輔成者）を置く。本官は

(b) 私設輔成會 高級監督官、協會の委員會 一名（若しくは數名）の吏員 機關

者は直接監督官（各被保護者の輔成者 各被保護者の輔成者）

如き 前者の符合は顯著である。差異はたた高級監督官の一點にのみ存する。高級監督官と國家の行刑諸機關との間の聯絡は法律によりて設定されるに容易である。この種の輔成は刑罰執行の一部を構成するといふ原則を生せねはならぬ。

最後に、そこには尚は、二十五州（カントン）より成る國としてのスウイッツルに於て一つの大きな役目を演ずる一問題、即ち州際關係のそれを生せねはならない。

刑罰執行の一部を表現する監督の實行は、原則として、判決を言渡したる裁判所の屬するカントンの官憲若しくは輔成組織に屬する。この點に就きては尚は若干の說明が必要とされる。

條件附有罪判決に於て同時に輔成か決定されたる場合に於ては、監督か命せられ得るかために、裁判所はこの決定を輔成機關に通告することを要する。若しも、豫戒若しくは豫防を理由として、被輔成者を彼れの在來の環境から遠からしめる必要を存するとすれは、例へは、合それか年少者てある場合、そこには家庭若しくは後見官廳との聯絡を取ることか必要とされる。この場合、若しも利害關係者の住所か刑事判決の言渡されたるカントン以外のカントンに存するとすれは、そこには若干の困難を生し得る。この場合、輔成の指揮は、原則として、判決の言渡されたるカントンの輔成組織に屬する。しかしなから監督の實行のために、そこには、一定の訴訟上の共助を爲す義務を有する住所地のカントン諸機關に事務を分擔せしめる事とか必要とされる。固より、この點に於ては、尚は一個の法律上の義務を存する譯けてはないか、しかしなから、今日まてこれかために別に不都合なる結果を生することはなかつた、何故なれは、カントン間の相互共助の精神は事實上最も廣い範圍に於て實施されて居るからてある。住所若しくはカントンの單純なる變更によりて、被輔成者か輔成より免かれ得さるへきために、この種の場合は決して等閑に附せられる譯けに行かない。そして立法は、この場合に就きて、尚は住所の自由變更を認めて居るのてはないか故に、輔成機關に無斷にて行はれたる住所の變更は、これを輔成機關に對する不從順の一場合と看做すことにより、また同一の結果——即ち猶豫の取消のごとき處分を招來し得へき不從順の場合に於けるとき——か達成され得るごとになるてあらう（例へは一九一八年のスウイッツル刑法草案第三十六條第二號を參照）。近親者の關係、より容易き生存條件等のごとき眞面目なる動機かカントンの變更を正當ならしめる

場合には、他のカントンへの移轉か許可されるてあらう。外國に向ての出發は、現狀に於ては、監督の繼續を不可能ならしめる結果を生する。

條件附釋放の場合に於ける事態の本質は、要するに、變更されたる處分によりて刑の執行を繼續するものたることに存する。この場合、與へられたる自由は條件附たるにすきない、そしてそれは釋放に當りて課せられ、而かもそれの遵守か輔成者によりて確保されることを要する規則及ひ心得によりて制限されて居るのてある。この場合、就中、實際的に肝要なる點は、利害關係者に或る職を供給することてあらう。從つてこれかために必要缺くへからさることは、條件附釋放者の能力及ひ特徴竝ひに國内の生活及ひ勞働の諸條件を識ることてある。この認識は刑の執行の任を有するカントンの輔成機關にのみ屬する義務てある。假りに或るカントンか、そのカントンの裁判所によりて言渡されたる刑を、スウイッツルに於てしはしはその例を見るかように、實際上の理由から、そしてカントン間の協約に基きて、他のカントンの刑務所に於て執行せしめるにしても、しかしそれは、原則として、釋放に就きて、それ故にまた條件附釋放に就きて決定權を有するものは、判決を言渡したる裁判所の屬するカントンてあるといふ原則を、何等變改するものてはない。若しもこの種の場合に於て、成る條件附釋放者を或る他のカントンに於て拘禁することか望ましきことされ、若しくは必要とされるならは、この場合に於ても尙ほ、上記の場合に於けるかように、新住所地の屬するカントンの輔成組織の助力か求められ得ることになるてあらう（これ等の組織

か自由にそれを承諾するかきりに於て）。

原則として條件附釋放者をその出身カントンに差戻しつつある若干カントンの實際的取扱に排斥されねはならない。蓋しかくのことき取扱を爲すことによりて、これ等のカントンは、條件附釋放か依つて以て刑罰——それ等カントンかその執行の義務を有する——執行の一部と看做されて居る本質的原則を抛棄することになるてあらう。また他方に於て、出身地カントンの輔成會は、從來未知てあつたこれ等の新來者に、彼等の能力に應して適當なる就職を爲さしめることを困難とするてあらう。從つて、この實踐の當然の歸結として、勞働は多く不利益なる條件の下に授けられ、そして所期の結果はしはしは達成されて居ないのてある。一つの刑事判決の結果として公民權を喪失せる者に對して、刑務施設は例外的にその收容を拒絶し得ることか聯邦憲法第四十五條第二項により規定されて居るのは事實てある。しかしなから、この憲法上の權利の行使は、刑罰執行の權限を有するカントンかその刑の完全なる執行を斷念し、且つこの任務を出身地カントン——別にそれを引受ける義務を有せす、しはしはその準備を有せさる——に轉嫁することと以外の何物をも意味するものてはない。それ故に、この實際的取扱か假りに憲法の正條に合致せる場合てあつても、この取扱は刑の執行に關する任務と明かに矛盾するものてある。この實踐の論理的歸結は監督の負擔を出身地カントンに轉嫁することてあり、そしてそれの事實上の結果としては、關係カントンの輔成會は未知の多數被保護者を處置せねはならないことになり、そして行刑諸官廳との密接なる聯絡は

弛緩するになるのである。長い間には、殊にスウイツル諸カントンに於てその例を見るかように、その住民かその出身地乃至出生地に關して極めて雜種的であり、そして凡ての刑務施設にそのカントン外の多數被拘禁者か收容されて居るかごとき國に於ては、かくのごとき取扱は輔成目的の實現を脅威する一個の眞正なる危險を藏するものなることか、必す認知されるに違いない。

國際關係を有する諸點に就きては、ここに詳論する譯けには行かないか、しかし、要するに、外國人は、原則として內國人と同樣に取扱はるべきものであり、そして彼等に對する監督は、また同一に實行されねばならない。若しも外國人か拘禁刑の執行を終りたる後に執行せらるへき司法上の追放を言渡されたとするならは、この場合、それには、輔成附假釋放の問題を生する餘地はない。蓋し退去を强制せらるへき條件の下に、或る者を國內に居住せしめむとすることは、明かに無意味であらうからである。この場合の選擇は刑の完全なる執行後の國外追放か、然らされは追放を伴はさる條件附釋放かの何れかたらさるを得ない。然るにこの二つの處分は結合され得る性質のものではないのである。

（略）

四

我々はここに條件附有罪判決及ひ條件附釋放の問題に就きて管々しく論議する考へはないか、しかした一言注意すへきことは、これ等の處分の本質と起原とを構成するものは「有效性」(efficacité)の原則であり、そしてこれ等の處分は、まさしくそれの有效性にその存在理由を有するものたることである。

有效性は處分の性質自體に具有される、それ故に、病理的諸原因若しくはその他の不可知的諸原因の結果、これ等特別處分の有利なる諸影響を受け容れかたき犯人に對してこれ等の處分を適用する譯けには行かない、從つて改善不能性犯人の部類は、これ等の處分の適用範圍から除外されることになるのである。

條件附有罪判決と條件附釋放との基礎を成すものか既に有效性の原則であるとするならは、その當然の結論として、この有效性は能ふかきり確實に、且つ能ふかきり最大限度に擴充されねはならないものであり、從つて市民に對してこれ等の處分を適用する國家は、當然、その適用を能ふかきり最良のものたらしむへき義務を有することになるのである。

報告者 Le Dr G. T. J. de Jongh (小野學者の譯出せる原來は)

Vice-Président du Tribunal, Juge d'enfants, président de la Société néerlandaise pour l'assistance des détenus (Nederlandsch Genoot. schap tot Zedelyke Verbe ering der Gevangenen) in Amsterdam. (實際に調査し、且つ小野內務省の專門家の)

可能なる最良の方法は、要するに、これ等の處分の一つを招來する一個の決定を與へる官憲か、各個の場合に於て、極めて正確に事案の主要なる諸特性を理解することであり、言ひ換へれは、犯人の道徳的諸性質、彼れの諸般の習性、彼れの生活する環境、彼れの遺傳、そして一般的には、一つの眞正なる觀念を構成し、且つ一つの正確なる診斷を與へるに寄與し得る凡ての點を知得することである。何故なれは、一つの善良なる處遇、即ち一つの的確なる救治手段の選擇は、常に匡正すべき缺陷の充分なる認識を豫想するからである。

それ故に、一つの條件附處分に關する凡ての決定は、またこの處分か如何に適用され、如何に型成せらるべきかの問題に關しても、等しく一つの根柢ある專門的調査を前提とせねはならない。この眞面目なる準備なしに爲される爾後の凡ての手續は結局無意味てあり、そしてこの無準備は、他の凡ての場合に於けるかように、またこの場合、取られたる處分自體に救治すへからさる損害を招來することになるてあらう。

この準備は專門家、即ち、道德的及ひ社會的回復事業の實際に精通し、且つ心理的及ひ社會的困難の多くを伴つたかの所謂る「半社會性」個人の部類に屬するものの取扱を充分に理解せる人々によりて行はれねはならない。それ故に、この調査とこの準備との任に當るものは、一つの感化機關たるへく、そしてこの機關はその任務の遂行上必要なるかきり、一つの精神病醫若しくは心理學者の協力を要求せねはならないてあらう。

この準備行爲の後に來るへき結論は——我々か既にそれを言つたかように——それか出來得るかきり個別的たらねはならないことてある。この結論は犯人と、そして同時に——具有的たると習得的たるとを問はす、——彼れの有する缺陷の凡ての特性とを考慮せねはならぬ。この場合、犯されたる犯罪は——苟くもこれに對して專ら一つの條件附處分か取らるへく決定されたるかきり——明確に確認されたる一つの性格の徵表（Symptome）を構成し得るものてはあるか、しかし、それは單にそこに課せらるへき主要なる諸條件の決定に於て、全然二次的なる一つの機能を充すに止まるものてあらう。

重き場合と輕き場合との選別に當りては、我々は決して犯されたる犯罪の性質に拘泥すへきてはなく、專ら犯罪によりて表明されたる反社會性の根强さ若しくはこれを完全に絕滅することの困難さに留意しなけれはならぬ。

今や、條件附受刑者及ひ條件附釋放者の輔成と監督とに關する本問題の實體に論步を進めるに當りて、我々は先つ輔成及ひ監督の困難か一般に決定の正しさに關係するものなることを注意しなければならぬ。從つて、若しもこの處分が適切にこの處分を値したる人間に對して取られたならは、而かも他方に於てその處分かそれの凡ての細別に於て正當に型成されたならは、監督は多くの障碍に會することなく、また左したる困難なしに實現されることになるてあらう。これに反して、若しも決定か犯罪の性質及ひ諸特徵と

十致して居なかつたならは、その結果は凡てか混沌てあり、従つてまた監督は無數の困難に逢着せさるを得ないてあらう。

非條件附處分は何れも異に個別的なる性質を有たねはならないとする原則から出發することになれは、その結果は、勢ひ異りたる性格、傾向及ひ習癖を有する人々の數に相當するたけの處分を存せねはならないことになるてあらう。若しも我々かこれ等の差異を正確に類別し得るならは、その數は恐らく無限に及ふことはなるてあらう。それ故に、假令不完全の誹りは免かれないにしても、結局、我々は部類別による一個の分類に甘んするの外はないてあらう。そして若しも我々か將來尚ほ一つのより精緻なる限定に達し得るとしても、それは、結局、更らにより格段なる科學の進歩に期待するの外なきことてあらう。

條件附有罪判決に關するかぎり、極めて輕微なる事案、言ひ換へれは、道德的に觀ても社會的に觀てもその結果の極めて些細なる場合、從つてまたこの事實のために假令犯人か罪に問はれることになつたにしても、それは敢て彼れの人格の汚點を印刻するかごとき性質のものにあらさる場合は、これを除外せねはならぬ。單純なる詐欺、脫稅、輕微なる傷害若しくは侮辱の性質を有する威情の激發等の場合か即ちそれてある、そして學生生活及ひ軍隊生活は、この領域に於て、多數の事例を我々に提示する。

しかしながら、若しもこれ等の行爲かそれの偶成的性質を失ひて、寧ろ慢性的として考へられ得るものであるならは、これ等の行爲か最早この範疇の中に包括される譯けに行かないのは、固より言ふまでもない。これ等の發顯か不良なる性向と習性との表徴たる場合も、また同斷てある。更らに理解を明確ならしめるかために、私かここに考へて居るものは、必すしも科學か偶發性犯人の名の下に表示するところの部類を意味するものてないことを注意せねはならぬ。何故なれは、私の觀るところを以てすれは、年少者の田野竊盜の場合は別として、凡ての竊盜及ひその他の財產に對する罪は、原則として、重き犯罪事實として考へらるへきものたからてある。尚ほまた被害物件の價値の僅少なることか、この場合除外の理由とならないのは、固より說明するまでもない。

この極めて輕き例外的部類に對しては、條件附有罪判決の單純なる適用を以て充分たと私は考へる。この場合、非累犯條件以外に別に特別なる諸條件を課する必要はないかに考へられる。そしてまた彼等に對して輔成の任に當る團體若しくは個人を指定することも、等しく無用てあると考へられる。

條件の違反に對する監督は犯罪人名簿の制度によりて自働的に實行され得る。蓋し裁判所書記課に於て、凡ての有罪判決はアルファベット順によりて分類されたる名簿に記載され、そして特に身上簿の中に附記される。それ故に、訴追を指揮し且つ新たなる審理を爲す度毎に犯罪人名簿の抄本を請求する官吏は、既に被告か前に條件附に處刑されたるものなるか否か、また、彼れかその場合課せられたる條件に違反したるか否かを、直ちに知り得ることになるてあらうからてある。

受刑者に被害者に對する損害賠償の義務を課する補的足條件は毫も事實の性質を變更するものではなく、またこのより輕き（危險性の微小なる）部類へのそれの類別を阻却するものでもない。被害者に支拂ふへき損害賠償を或る第三者に拂込むへきものとする指定は、假令その第三者、即ち仲介者として極めてしばしは或る輔成會か指定されることにならうとも、一般的には毫も輔成的性質を有するものではない。しかしなから、何れにしても、或る仲介者の指定は條件の完成を容易ならしめる、何故なれは、確定期間の滿了と同時に、拂込みに就きて一つの報告を爲すへきこの仲介者の義務は、猶豫條件の嚴正なる遵守を監視することを要する關係官廳をして、彼れの干涉か必要なるか否かを直ちに判斷せしめ得ることになるからてある。

條件附釋放の場合に於て、それの犯罪かこの輕微なる犯罪部類に屬する被拘禁者は——假令それか極めて罕れな例外的事態に屬するにもせよ——監督乃至輔成に附せらるへきてはないてあらう。何故なれは、條件附釋放は、實際、一つの相當長期の拘禁を豫想し、そしてこの長期刑は一つの重き罪を表示するものてあつて見れは、この場合、そこには犯人の道德性、生活方法及ひ性格に關して或る種の留保を爲すへき必要か當然確認され得るてあらうからてある。

我々か輔成の現實的必要を認めむと欲するものは、上記のそれよりも、更らにより重き犯罪部類に關するものてある。蓋し、この場合、そこには、まさしく道德觀念の或る不充分さ、缺陷ある性格若しくは惡性傾向の或る特徵、乃至はまた危險なる慣行の或る徵憑を存し得るからてある。これ等の凡ては多少とも彼等に於て確認され得るものてあり、そして惡慣習は、程度の差は別として、等しく彼等の心理に根差し得るものてある。しかしなから、我々かこの部類とそれとの間に區別を爲すものは一つの色調上の差のは當然てあるか、しかしそれは決して根本的諸原則の一つの異りたる適用に到達するものてはない。

一つの重き場合に於ては、結果のより輕微なる場合に於けるよりも、そこに課せられる特別なる諸條件は　更らにより強く型成されるを要し、また監督もより嚴正たることを要するてあらう。しかしなから、その何れの場合に於ても、特別なる諸條件と監督とか等しく必要とされることは、固より言ふまてもない。加之、そこに課せらるへき條件は、單に累犯事故に關する一般的條件——若干の國に於て現行せるかことき——のみを以て滿足すへきものてはないと考へられる。

條件附有罪判決と條件附釋放とか或る利益と或る成功の機會とを以て適用され得るかためには、第一に、これ等の處分には一つの積極的要素か附加されねはならない。それ故に、そこに課せらるへき一列の行動條件には、尠くともこれと併行して一つの現實的援助の機構を伴はねはならないと、我々は考へる。蓋しこれ等の「必要缺く可らさる附屬的機構」を伴はさる一つの條件附處分は、恰かも寢臺乃至病室の設備を缺いた慈善病院のこときものてある。

犯人に必要とされるものは、單に彼れに對して特別なる諸條件か課せられることたけてはない、更らにこれ等の條件は特定の犯人に妥當し、彼れの性格の諸缺陷と彼れの生活方法に發現する諸變調とに全完に順應しなけれはならない。そしてこの事たるや、必すしも常に爾かく容易な業てないことを、固より我々は理解して居る。かようにして、一個の常習酩酊者に對して禁酒か課せられ、一個の輕卒なる性質の者に對して一つの安定的生活即ち一つの定職と一つの定住とか課せられ、曖昧なる諸關係の下に生活する或者に對してそれ等の諸關係との隔絶か課せられ、またその他多數の場合に於てそれそれ適當なる條件か課せられるてあらうことは明白てある。しかしながら、他方に於て、また犯罪の發生を支配する決定的諸原由は爾かく明確に限定され得るものてないことの事情を考慮せねはならない。かようにして、我々は、結局、犯人の生活方法は常に非難なき狀態に止まることを要するものとなすか、若しくは更らにより簡明に、そしてまたより有效に、犯人は凡て輔成機關によりて行はれる輔成に服し、且つこの輔成機關から合理的に要求される諸條件を遵守することを要するものとなす一般的型成を以て滿足するの外なきことになるてあらう。

しかしなから、この場合、この漠然たる條件の設定から、實際上、刑の執行を目的とする未必的訴訟手續に——この條件に違反したるものとして犯人か起訴されたる場合——多少とも面倒な問題を生するてあらうことは否定しかたい、何故なれは、犯人は彼れかこれ等の條件に違反したことを知らなかつたと主張し得るてあらうからてある〔註一〕。固より、裁判官は彼れの正しき判斷によりて事件を解決するてあらうか、しかしそれによりて敢て利害關係者の不滿乃至憤激か除かれる譯けてはない。そしてそこには常に一個の悲しむへき事實を存する。

〔註一〕　例へは、婚姻外に於て、或る婦人と同棲することを、或者は決して良俗に反することと考へない場合を存し得る。しかしなから、官憲は蓄妾乃至は事實婚に關して果して如何なる見解を取るか？若しも彼れか一つの補成機關の監督と誘導との下に置かれるとすれは、この危險は善行の一般的條件を以てするほと爾かく大てはない。何故なれは、一つの輔成機關乃至輔成會によりて課せられたる諸條項の違反は、それか極めて重大てないかきり、決して訴追されることはないてあらうからてある。

凡ての場合に於て單なる善行の一般條件を以て滿足すへく、若干の國に於て追行される方法は決して適正なるものてはなく、單により具體的なる諸條件を規定することの全然不可能なる場合に於てのみ充用され得るものてある。

一方に於て、私は諸條件の型成に必要とされる明確さに關して或る妥協的態度を取ることに敢て反對するものてはないにしても、しかしなから、他方に於て、條件附釋放者に對して、彼れを指導し、彼れに助言し、絶對的に必要なる場合に於て彼れを物質的に援助し、そして彼れを周到なる用意の下に監督し、且つ課せられたる諸條件の違反なきよう監視することに存する一つの使命を良好に遂行する義務を負課され

たる一團體若しくは一官吏の指定に關しては、あらゆる讓歩を拒絶するものてある。

私は、道德的援助を第一位に、物質的救助を第二位に、そして監督を第三位に置かむとする。しかし、この三要素は分別され得るものてはなしに、常に一つの不可分的全體として相互に關聯するものてある。

何れにしても、各個の場合に於て、輔導及ひ監督の任務を托せらるへきものは何人たるへきか？　一個の輔成團體か或ひは一個の官吏か？

若しもそれか或る輔成團體に托せられるとすれは、その輔成會は彼れに托されたる使命をその會員の一人に委任することになるてあらう。輔成會は先つ輔成せらるへき者の職業、住所等を確認したる上、その特定の被輔成者に對して、その特別の使命を善良に遂行すへく最良の資格を有すると思料される會員の一人を選定するてあらう。この場合、仕事の過重なる負擔を課せられることなきこの會員は、その委任されたる任務に全力を傾注し得るてあらうし、從つてまた個別的處遇の要求はかようにしてそれの實現を見出し得ることになるてあらう。或る輔成會を指定することの利益は、要するにここに存するのてある。

若しこの任務か一官吏に托せられるとすれは、それは何れにしてもこの方面に專任の特別官吏たることを要するてあらう。何故なれは、一輔成官は、彼れか規則正しく且つ現實的に、社會的及ひ道德的回復の各種手段の力强き不斷の進化を追行することなしには、彼れの使命を充分に遂行する譯けには行かないてあらうからてある。かようにして、この任務のために專任の官吏か任命されることになれは　彼れは、一般的に、固より彼れの任務を献身的に遂行するものてあり、また、大多數の場合に於て、より廣き職業的諸知識を有つて居るものには違ひなからうか、しかし、この場合には、或る特別の個人に全的に沒頭し得る前記の大なる利益（輔成會に托せられる場合に於ける）は失はれることになるてあらう。何故なれは、通常の事態として、かくのことき專任輔成官の活動は或る大都市に於てはしはしは一つの廣大なる地域に散在せる極めて多數の人員の上に及ふものたからてある（私の聞知するところによれは、或る「保護司」（"probation officer"）は三五〇名の少年を監督した。その後この數は低減されたか、しかしそれにも拘らす尙は一五〇名を算した）。かようにして、或る特定の個人に與へられる援助はしはしはその强度を失ひ、そして被輔成者の中には、彼れか就中救助の必要を有つへき時期に、輔成官から看過されて了ふような者を生することになるてあらうし、そしてこれは明らかに避くへからさる事態てあらう。

それ故に、私は輔導及ひ監督の任に當るものとして、一輔成會の代りに一官吏を指定することを全然排斥するものではないにしても、しかしなから、この使命を托せらるへきものとしては、輔成會か原則てあつて、官吏は例外たるへきものと確信するのてある。加之、輔成事業に於ける官吏の使用は、專ら或る限られたる場合、詳言すれは、日毎の接觸を必要とせさる輔成の容易なる場合か、或ひはその輔成官に特有なる諸々の個人的資格から見て、或る特定犯人を彼れの輔導の下に置くへく彼れを最適任者とするかこときより重き場合に限らるへきてあらう。

輔成團體と輔成官との協力は、條件附有罪判決と條件附釋放との凡ての合理的適用のために一つの不可缺的條件てある。

若干の國に於て、これ等の輔成團體若しくは輔成官の數か極めて少數てあるか、若しくは彼等の活動範圍か、今日までのところ、專ら確定的釋放者の輔成にのみ限られて、條件附釋放若しくは條件附有罪判決の場合に及んて居ないことに注意するとき、私はまた出來得るかぎり速かに、この事態の改善に努力することの必要を痛感するものてある。スウエーデンに於ては、數年前、條件附有罪判決の處分か制定されるとき、司法官憲は個人及ひ團體に輔導と監督との任務の引受を慫慂するために自からその指揮に任した筈たと記憶する。何故なれは、この協力なしには、一つの條件附處分の適正なる執行は期待され得なかつたからてある。

我か國に於ては、久しき間、輔成の事業は或る一團體の獨占てあつた。然るに一九一〇年の終り頃輔成に關する一規則か發布され、且つ輔成團體は彼等の經費の著しき部分に對して政府の補助金を請求し得ることになつたとき、輔成事業に對する熱心は著しく增加し、そしてこの種の諸團體は盛に簇生した。事態は他國に於ても恐らく我國に於けるそれと同一てあらうと考へられる。蓋し財布の紐さへ解かれれは、輔成に興味を有する人々の躊躇は日光の下に於ける積雪のように消散し、そして彼等は直ちにそれの組織に著手するてあらう。就中、社會事業によりて（例へは禁酒運動のごとき）既に道德的領域に活動しつつある人々と、既に或る人道的宗教的團體の成員たる人々とに於て、殊に然りてある。

國家は實際彼れの財布の紐を解かねはならない。第一、それは、要するに、能ふかぎり有效に犯罪を防遏することに存する國家自身の利益に於て、國家か恐らく免かれることの出來ない一つの義務てある。それはしてそれは決して小さな問題てはない。何故なれは、如何にして、また如何なる程度に於て秩序と安全とかその領域内に於て確保されるかを知ることは、一文明國家に取りて、決して等閑に附すへき問題てはないからてある。この目的か拘禁制度によりてよりも、條件附刑罰によりて、より良　且つより有效に實現され得るものなことに、最早何人も異論を挾むものはあるまいと、私は確信する。拘禁制度によりて、累犯の率は平均五〇%に達する。條件附處分の一つの良好なる適用によりて、この數は一三%に低減されて居る、そして更らにより廣汎なる一つの適用の結果、やかてこの數字か一〇%以下に降ることになつても、それは敢て異とすへきてないと私は考へる。この優秀なる結果から見て、拘禁費に於て實現せられる節約、卽ちそこには第一より少數の獨房とより少數の看守とし か要しないてあらうことの事實から當然低減せらるへき經費の節約は勿論、更らにまた、他方に於て、若しもこれ等の處分なきに於ては、恐らく更らに著しき多數を算すへき犯人を逮捕し、裁判し且つ處刑するために要する警察費と司法費とに於て實現されたる節約は、恐らく僅小に止らないてあらう。

より著大なる輔助金を支給することは、單に國家の利益てあるはかりてはなく、また明らかに彼れの義

務てある。國家か旣に司法費を負擔するものとすれは、苟くもそれか一つの條件附處分に豫先すへき調査に寄與するかきりに於て、國家かまた等して輔成事業の經費を負擔するのは論理的てある。更らに、これ等の處分の善良なる執行を確保し、物質的救助を與へ、監督を確實にするために、これ等輔成團體の費消する金額は、それに關聯する行政費と共に、また等しく國家によりて支拂はるへきものてあらう。何故なれは、國家は一個の寄食者たることを欲し且つ得るものてはなく、國家は常に彼れに與へられる奉仕を公平に報償するの用意を有たねはならないからてある。

論者は或ひは反論するかも知れない、輔成團體及ひ輔成官吏は私かそれを說示したほと爾かく絕對的に必要なるものてはなく、彼等の仕事の一大部分は單純なる警察官に托せられ得るものてあると。加之、それはまた多くの國に於ける運用の實際てはあるか、しかしながら、この異論は私に於て斷然排斥されねはならない。大部分、非現役軍人より募集せられたる警察官は修養の道德的方面よりも、明らかに肉體的方面をより多く尊重する。道德的及ひ社會的回復の爾かくデリケートな事業を一警察吏に托するのは、これを譬へて言ふならは、恰かも精巧な磁器を納めた一つの木箱を一鍛冶工に荷解きさせるようなものてあらう。若しも彼等か某々雇主の許に使用されつつある一勞働者の行狀に關して情報を徵せねはならないとするならは、その調査は一般に　その勞働者か最近の機會に、何等かの口實の下に雇主からの思ひもよらぬ解雇の通告を受けるてあらうほとにも、爾かく不手際に行はれることになるてあらう。そして若しもそれか彼れの行動方法の結果てないとすれは、それはまさしく、彼れの職業若しくは彼れの正服から來る無意識的結果てあらう。何故なれは、雇主の大多數は、假令警察か別に取り立ててこれと言ふほとの取調をした譯けてなくてさへも、尙ほ逸早く彼れを解雇することを怠らないまてにも、警察の注意を受ける凡ての人間に對して爾かく不信を懷いて居るからてある。しかし一般的にかく斷定したからとて　そこにはまた往々にして例外か爲され得ることを、固より私は否認する考へはない。そしてそれは就中農村に於て見られる例てある。蓋し農村を支配するより淳朴なる習俗によりて、田園警守（garde-champêtre）は様々の良好なる役目を勤め得るからてある。しかしながら、この場合、彼れは彼れの警察吏たる資格に於てそれを爲すのてはなしに、まさしく彼れの隣人を援助せむとする事分を有つた人間としてそれを爲すものてある。

刑事處分中に條件附有罪判決々條件附釋放とを認めたる國家は、この事實そのものによりて、それを最も入念に適用し且つ同時に最も周到にそれ等諸條件の遵守を監視する義務を受諾したものなることは、一個の不可避的原則てある。諸條件か現實的に遵守されることと、不遵守の場合には必すその結果か到來することとは、一つの條件附處分に特有の本質てある。若し然らされは、犯人に對して一つの强力なる桎梏たり得る刑罰の脅威はそれの道德的影響を失ひ、そして條件附處分の凡ての機構は崩壞することになるてあらう。

累犯の豫防を唯一の目的とする單純なる場合に於て、國家かその監督義務を實行することを要する方法に關しては、我々は既にこれを說明した。犯罪人名簿の制度によりて、國家はその希望し得る最も有效なる自働的監督手段を有するものてある。尙ほまた、被害者に對する賠償義務か課せられて居る場合に於ては、その賠償金を受取り且つそれを支拂ふへき中間機關は支拂か實行さるへかりし期間の滿了と共に、支拂の爲されたる方法に就きて檢事に報告することを要すへく、かようにして、また檢事は監督の有效なる一手段を有ち得ることになるてあらう。

しかしなから、今や檢討すへく、ここに殘されたるものは、それに對して、我々か、一つのより正直なる生活方法と現實的輔成とを條件として課することを必要と信したる他の凡ての場合に於ける本質的部分に關するものてある。

そしてこの場合、それは就中、課せられたる諸條件か實行されたか否かを、國家に於て周到に監督することを要することてある。若しも凡てか我々の提唱したる方法に於て良好に整頓されるならは、この監督は如何なる困難をも呈せないてあらうことは、我々か既に述へたかことくてある。

それ故に、注意は主として監督に集中せらるへきてはなく、そこには寧ろ處分の準備に關して（豫備的調査て、更らにより多くの注意か必要とされる。

監督は極めて簡單たり得る——既に說明されたかように——それは指導と監督とを委托され、且つ犯人と絶へさる聯絡を保持する輔成團體若しくは或る輔成官吏によりて實行されねはならない。蓋し、被輔成者か如何なる行狀を持するかを知り、またそれかために條件附處分の取消を招來せねはならないほとの性質のものてはなくて、而かも可なり一般的に生する諸般の些細な違反事項若しくは輕微なる過失に、それたけの重要さか附せられねはならないかを知ることに於て、何人も彼等より以上に適任てはないからてある。

一つの條件附處分か最も有效に執行されて居るか否かを、また諸條件に對する違反を存する場合、それの制裁か執行され得るか否かを監督することに存する彼れの義務を履行するために、國家は次きの三點を注意することを要する。

(1)、各場合に對して、指導を爲し、道德的及ひ物質的救助を與へ且つ諸條件の執行を監督するために、一つの能働的精力（une energie agissante）か活用されること。

(2)、この精力は、特定せる各個の場合に於て、それに對當てられたる重要なる使命に比例するものてあつて、而かもその使命を充分に遂行するに足る銳さを有するものたること。

(3)、この處分の執行に於ては、不斷の緊張か要求されること、そして直接監督の任に當る者は、上級監督官の任に在る官廳に、具體的に且つ完全に、彼れの凡ての經驗を報告すること。

我々は前の二點に就きては既にこれを詳細に說明した。殘るところは第三點のみてある。

輔成者（輔成の現務を行ふ者）は一般に被れの義務を忠實に遂行する。就中、職業輔成者（保護司）は勿論、また特志的輔成者（輔成會員）にしても等しく獻身的に彼等の任務を引受けたものてあつて見れは、そこには、この點に於て別に不信用を存する謂はれはない。また彼等の被輔成者によりて犯されたる些細の過失を一々報告する義務を彼等に要求するのは、過當てあらう。若しも監督か、かの被保護少年の一言一行を絶へす捜索する少年保護司の場合に於けるかように、爾かく嚴格に、また爾かく凡帳面に行はれねはならなかつたならは、この場合、輔成は一個の堪へかたき煩累事となつたてあらう。

また我々は監督を決して所謂る「好い加減なもの」（"cumgrano salis"）とて片附くへきてはなく、常に我々に於て完全を期しかたき一個の人間的事業としてこれを解せねはならない。我々の最高の要求は、たた出來得るかきりこの完全に近附かしめることに存し得るのみてある。

これかために最良の手段は輔成者を熟練せしめること、言ひ換へれは、彼れの注意か彼れの取扱ふ事物の上に自のつと集一されるように慣熟せしめることてある、この目的のために、輔成者には毎月——尠くとも初めの一年間——一つの報告を提出する義務を課すへきてあらう。この報告は、若しも取り立てて記すへき何物をも存せないときは、簡單たり得るか、しかしこの報告は常に生活の特徴を與へるものてなければならぬ。更らにそれは一つの書面報告たることを必要とする。書かれたる報告に於ては、それか口頭に於て爲され得るほと爾かく容易に眞實か隱蔽され得るものてない。これ等の書面による規則正しき報告によりて、國家は彼れか願望し得へき最良の監督手段を有つことになるてあらう。同時に、國家は、これ等の報告によりて、多數輔成者の能力識別に資し、且つ同一事實に就きて彼等の或者は諸條件の違反を餘りに嚴格に取扱つては居ないか、若しくは他の者は彼れの被輔成者の過失に對して全く閉眼しては居ないかを窺知し得ることになるてあらう。

次きに、これ等の報告は何人に對して爲さるへきか、またこれに對しては、何人か監督を行ふへきかか問題てある。

條件附有罪判決に就きて決定する官憲は條件附釋放に就きて決定するそれとは同一てないのてあるから、規則制定の場合には第一にこの事實か斟酌されねはならない。何れにしても、これ等の報告は出來得るかきり、決定を與へたる官憲によりて檢査されねはならない。蓋し自己の仕事の結果に就きて第一に利害關係を有するこれ等の官憲は極めて當然にこの權利を要求し得るはすてある。また同一の理由によりて最も嚴正なる監督の期待されるものも等しく彼等てあらう。

* * *

最後に、我々は尙ほこの問題の國際的解答に向つて注意を喚起せねはならぬ。

我々はこの解決に一つの極めて大なる重要性を附するものなることを、私はここに宣言する必要を感す

る。實際、犯人の社會的回復の助成、即ち輔成の見地に於て、移住の可能性は、種々の理由から極めて重要なる一要素である。

若しも改善されたる犯人か一つの新生活を開始せむと欲するならは、彼れは彼れの舊環境に於てよりも、彼れに取りて未知の外國に於てこの意圖をより容易く實現し得る。言語を異にし、習俗を異にする外國に於ては、彼れを再ひ犯罪に誘かむとする一つの刺衝は、凡ての點に於て慣れ切つた彼れの生國に於てそれか生するてあらうほと爾かく容易に、彼れを實行に誘導する譯けには行かないてあらう。この道德的要素と共に、そこにはまた併せて經濟的諸利益か考へられねはならぬ。即ち外國に於ては、一つの職業を求める上に於て、彼れの過去は彼れの祖國に於けるほと爾かく著しき障碍と成ることはないてあらう。若しも諸々の國境か彼れに對して開放されて居るならは、彼れは一つのより廣き領域に於て、最良の勞働市場を覓め得ることになるてあらう。それ故に、この場合、問題の解決は一つの極めて重要なる要素に關するものなることを、恐らく何人も疑ふ譯けには行かないてあらう。

次きに、時代はかくのことき一つの行動に向て正に成熟して居ると、我々は考へる。我々は、今や諸國民の間の障壁か撤去されたる一紀に生活するものてある。我々の時代の最も啓明されたる人々の刺衝の下に、諸民族の間に一つの大なる接近か實現された。そして我々は凡て「ユーマニテ」と呼はれる一絶大民族に屬するといふ思想は今や人心の奥底にまて滲み込んて屋る。かくて、この廣大なる範圍に於ける國際的諸聯鎖は極めて雜多なる領域に分布される。輔成事業はこの國際的圈內に於て何時までも閑却される譯けには行かない。否寧ろ彼れの地位はその前衞を占めて居る、何故なれは諸國政府間の諒解は、第一に、人道的及ひ博愛的地盤の上に於て最も容易に行はれることになるてあらうし、從つて諸國間の境界は、それか一つの博愛的事業の實行に關する場合に於て、最先位に撤去されるてあらうからてある。

實際、既に久しき以來、生活の根本的轉回を、希望する或る犯人は、或ひは彼れの過去から脫却するために、或ひはまたより有利なる勞働の機會を覓めるために、國外に移住して居る。そして各種輔成團體に出來得るかきりこれに協力したのてある。この場合、專らオランダの輔成團體に就いて言ふならは、我か輔成團體は、從來外國に、而かも遠き海外諸國に、通信員を置いた。これ等通信員は輔成會に就職の機會を通報し、そしてその地に來著したる移入者を接受し、彼れのために一つの適當なる宿舍を斡旋し、且つ言語不通のこの新來者に道德的及ひ物質的の援助を與へた。

それ故に、我々か今この問題に手を着けるにしても、また我々か、更らにより廣き且つより良き方策に於てこれか解決を試みるにしても、我々は別に新規の改良を爲す譯けてはない。我々かここに希望するものは、たた國內に於て實現可能てあり且つ有效てあると考へられたものを外國に擴張するたけのことてある。

我々の第一の問題は、外國から來るこの援助か如何なる部類のものに及ひ得るかを知ることてある。我

々はここに確定的釋放者に對する輔成處分に就きて一言したい。實のところ、この問題の國際化は最も古きオランダ輔成會の最近の總會に於て既に討議されたか、しかし確定的の決議を見るに至らす、その解決は更らに次回の日程に留保されて居るものてある。しかし我々はこの企てには賛成しかたい。我々は適用の範圍を依然條件附有罪判決と條件附釋放との場合に制限すべきたと考へる。何れにしても、この目的のために、移住と一つの國際的取扱とに就きて考慮され得るものは單に一部分にのみ止まる、何故なれは、輔成の見地に於て、重大なる犯罪の部類に屬する犯人にまて、敢てこの取扱を擴充しようと欲するものてはないからてある。

我々は、我々の祖先か爾かく廣く、また爾かく自由に國外追放處分の適用を爲したる場合、彼等かそれを爲したかように、不良分子を外國に厄介拂ひする機會を見出さむとすることか決して我々の意思てないことを、明確に宣明するの必要を痛感する。我々は、將來善行を持するてあらうことか殆と確實と認められ得るもの、從つて條件附處分の取消を招來するかことき惧れの萬なかるへしと思料されるものにのみ、これを制限せむと欲するものてある。

我々はこの新しき事態を如何に表現すへきか？　要するに、その結論としては、オランダに住居する外國人、即ちドイツ人、ベルギー人、フランス人、イギリス人等にして、その過去に一つの條件附有罪判決若しくは一つの條件附釋放を有するものは、凡て彼等か我かオランダの同胞てあつた場合と同一の方法と

同一の獻身さとを以つてオランダの輔成團體によりて輔成されるてあらうことてある。彼等は道德的及ひ物質的に援助され、且つ我々か上來說明したと同一の監督に服せしめられることになるてあらう。原則として、そこには、一般の輔成に於けるかように、書面に依る報告か徵せられ、且つ外國に送致されるてあらうし、また不行狀を存する場合には、條件附處分の取消か勸告されるてあらう。これに次いて、犯人引渡手續か取られることになり、そして爾後の手續は凡て事件か同一國に於て生したると同樣に行はれることになるてあらう。これ等の場合に對して、犯人引渡制度か將來簡易化されねはならないか否かを、今直ちに檢討する必要は必すしも存せない。しかしなから、これ等の條件附刑事處分に關する簡易化の型成は敢て困難てないかに考へられる、そしてそれは一個の條約によりて容易に決定され得るものてあらう。

オランダの輔成諸團體か、如何なる制限もなしに、上來說明せる奉仕を凡ての國の外國人に與へる用意を有するものてあり、そして或るオランダ輔成會を指定するに當りて、上記諸團體か被輔成者の政治上及ひ宗敎上の見地を誠實に考慮するものてあらうことは、毫末も疑ひない。かようにして、外國人の輔成か或る社會事業團體の活動範圍內に包攝されることになれは、爾來、この團體か、その國內に定住する外國人に彼等の協力を求めるてあらうことは明白てある。そしてこれ等外國人の一部のものか財政的にこれを援助するに至り、また他のものか、場合によりて彼等の同國人の一人の輔成に從事するために、輔成會にその會員として加入せむと欲するに至るてあらうことも、等しく確實てある。

この奉仕を受ける諸國家かまた我々に相互的奉仕を與へるてあらうことを、固より我々は希望するてあらう。しかしなから、我々は決してそれを要求するものてはない。蓋し、この場合、我々は專ら博愛的見地に立つて居るのてあつて、所謂る「貸借」の商業的法則に據るものてはないからてある。

條件附處分の準備的調査に當りて考慮されるを要する問題は、犯人か眞に國外移住を希望して居るか否かを確めることてある。多くの場合に於て、犯人は既に一定の國を豫定して居るてあらうし、また既にそこに話される言語の習得に志して居るものてあらう。若し移住計畫か一應實現可能のものと思料されるならは、輔成を準備する團體若しくは官吏は、補足的諸情報を得るために、また輔成の準備を爲したる團體の計算と危險とに於て、未必的に輔成を引受ける意思ありや否やを確めるために、外國の一團體若くは一官吏と交涉するてあらう。そしてこの場合、費用の最大限か同時に確定され得る。かくてこれに對する有利なる回答を待つて、初めて準備か完了されそして處分か執行されることになるてあらう。

この場合、諸團體若しくは官吏達は、敢て各國政府間の公式方法に待つことなしに、それ自發的にこの國際的接近を覺め且つ組織すへきてあらうと考へられる。しかしこれかために、固より各國政府かその有する凡ての手段によりて多數の輔成團體及ひ輔成官吏の間に國際的諸報告の便宜を圖り、且つ同時に凡ての財政的困難の排除に努める義務か除かれる譯けてないのは言ふまてもない、何故なれは、この場合その關するところは、第一に國家自身の利害に存するものたからてある。

同時に、何れの國に於ても、輔成團體及ひ輔成官吏の國內的一統一機關の組織されることか、國內的にも、また國外的にも、輔成事業の進化と發達へのために極めて有利てあらうと思料される。そしてこの組織は既に若干の國に於て實現されて居るものてある〔註二〕。この場合、準備的調査に當りて、一つの輔成團體若くは輔成官吏は外國の中央輔成機關に倚賴し得るてあらうし、そしてこの中央機關は、やかて當該場合に於てその目的を達成すへく最も適任と思料される輔成團體との聯絡に便宜を與へ得ることになるてあらう。

〔註二〕 イギリスに於ては、The Central discharge Prisoners Aid Society, 26, Bedford Road, London, W.C.I.——デンマークに於ては、Faengelsjaelpen, Kongens Nytorv, 8, Copenhague,——オランダに於ては、Bureau Central de l'Asso iation des oeuvres de reclassement (Centraal Bureau der Vereeniging von Reclasseeringsinstellingen, 63, Van Eeghen straat, Amsterdam).

輔成に關する國際的諸關係か漸時緊密の度を加へるに從ひて、そこには、國際的諸關係に於て生し得へき未必的斷絕を回復し、そして國際的諸關係をより密接ならしめ、且つより自由ならしめるかために、一つの國際的中央機關の組織か考へられ得ることになるてあらう。固よりこの種組織は差し迫つての緊急問題てはないにしても、しかし今後この問題の解決は遲かれ早かれ必す我々の共同研究に待たねはならない事になるてあらう。何れにしても、國際間に一つの相互的信任か生れるに從ひて、見解の相異は漸時に克

服されることになり、そして國際的勞働市場と過去に汚點を有する人々のために開かれる再生の天地とに關する理解か漸時に深められ且つ啓明されることになるてあらう。

そしてまたこれ等の方法によりて、異りたる國々の住民は、彼等の凡てか第一に『人間界』(“Humanité”)と呼はれる一大王國の成員てあり、そしてそれは彼等に取りて、彼等か一國民の成員たる名譽と等しき一つの名譽を意味するものたる所以を、益々明瞭に意識することになるてあらう。

條件附刑事處分の發達は一般的に、一つの國際的協力を要求すへく餘りに異相を存するとなす異論に對しては、私は簡單に次きのことく答へるてあらう。曰く、何れにしても同一水準に在る諸國はこの領域に於て先つ一つの條約を締結し得るものてあり、從つてまたこの方法によりて協力するてあらう國の數は自然に增加することになるてあらう、何故なれは、水はそれか最低の水準に達したてあらうまて自然的に流下する一つの傾向を有するのと同樣に、我々の文化的諸勢力はそれか遂に絕頂にまて接近するてあらうまて斷へす向上する一つの拒否すへからさる傾向によりて特質附けられるものたからてあると。

約　說

條件附有罪判決と條件的釋放とはそれの有效性の中にそれの存在理由を見出す。そしてそれの有效性とそれの能率とをその最大限度にまて及ほすことは、國家及ひ民間輔成團體の義務てある。

條件附有罪判決若しくは條件附釋放は犯人の性質、性格及ひ經歷に就きて一つの精細なる調査を爲し、

且つ取るへき處分に就きて權限ある官憲の意見を徵したる後にのみ言渡され得る。

條件附有罪判決の諸場合中には、犯人の道德性と生活方法とか一つの普通なる個人のそれとさして異ることなき輕微なる犯罪の一部類か見出される。從つてこれ等の場合に對しては單純なる非累犯條件(損害賠償の義務を伴ひ若しくは伴はさる)を課することを以て充分と思料されねはならない。

一つの條件附有罪判決若しくは一つの條件附釋放に就きて考慮せらるへきその他の場合に對しては、或ひは特別なる諸條件の確定によりて、或ひは同時に輔成と生活方法の監督とを行ふ一輔成會若しくは一官吏の指定と併行する一つのより一般的なる型成によりて、追行すへき行狀か出來るたけ正確に、また出來るたけ嚴格に規定されねはならない。

これ等の場合に對しては、その輕重の程度に從ひて若干の色調か區別され得る。原則として、その處遇は同一てあるか、しかし實際に於て、より輕き部類に對しては、そこに課せられる特別諸條件の決定はより緩和的たり得るてあらうし、また輔成及ひ監督の任務は一輔成團體の代りに一官吏(保護司)に托され得ることになるてあらう。この區別に關しては、固より所犯の性質てはなしに、專ら犯人の性質と慣行とか斟酌せらるへきは言ふまてもない。

一般的に、一個の輔成團體に托されたる輔成は、その成員の一人を介して、しはしは過重の任務を課せられたる一官吏(保護司)かそれを爲し得るよりも、より個別的に、より集約的に行はれる。

國家は當然輔成團體に助成金を交付する義務を有する、何故なれは、條件附處分の準備的調査竝ひに執行によりて、これ等の團體は國家に重要なる奉仕を爲し、且つ國家の有する使命の一部を負擔することになるからてある。

被輔成者の利益と條件附處分の性質とを考慮して、極めて特別なる場合を除く外、輔導と監督とはこれを警察官吏に托することは出來ない。

單に非累犯條件か課せられたるに止まる場合に對しては『公式犯罪人名簿』の形式の下に於ける自働的監督を以て充分と思料され得る。

條件附受刑者及ひ條件附釋放者か彼等に課せられたる諸條件を遵守する方法に就きての監督は、就中、輔成を托されたる團體若しくは官吏の權限に屬する。

これ等の輔成團體若しくは輔成官吏か彼等の使命を果す方法に就きての監督は國家によりて行はれる。國家はこの監督の任に當る特別の一機關を指定し、そして特に、輔成團體及ひ輔成官吏に、その調査の結果に關して書面に依る報告を成規に提出する義務を課することになるてあらう。この方法によりて、國家は、更らに、課せられたる諸條件か現實的に遵守されて居るか否かをも同時に知り得ることになるてあらう。

國家はこの監督を、出來得るかきり、條件附有罪判決若しくは條件附釋放を決定したる同一の官廳に托することを適當とするてあらう。

一個の國際的取極めに至りては、輔成事業か或る程度の發達狀態に達し、且つ輔成團體及ひ輔成官吏かその協力を爲すの準備を有する諸國の間に於てのみ實現され得る。

多數輔成團體の國內的竝ひに國際的の發達及ひ協力の爲めに、同一國の團體及ひ官吏か一個の國內中央機關の下に統合されることは極めて望ましきことされるてあらう。

これ等中央機關（若しこの中央機關を存せさるときは各個團體）相互の聯絡を取ることによりて、そこには、容易に或る取極めの基礎か與へられ得る。これ等の機關は、その身上に一つの條件附有罪判決若しくは一つの條件附釋放を有する自國內居住の外國人に對して、相互的に、國外同種團體の計算に於て輔成及ひ監督を行ひ、且つ同國人の場合に於けると同一の獻身さを以て誠實にその使命を果すへき義務を相互に負擔することになるてあらう。

かようにして、そこには極めて自然的に、一つのより廣汎にして而かもより精細なる取極めを生することになるてあらう。

條件附受刑者若しくは條件附釋放者の監督は被監督者に對する一つの輔成を包含する。彼れはこの監督によりて當然或る法律上の義務を課せられねはならない。次きに、被監督者はやかて無條件自由を與へらるへきか若しくは或る刑務所又は教育所に收容せらるへきかを知るために、この監督は被監督者の生活方法に對する一つの監視を包含する〔註一〕

〔註一〕一九一八年のスウイッツル刑法草案第一四條を參照。

監督の方法は、外面的には、犯人の異りたる諸範疇に對して劃一的たり得る。しかしながら、それの内容に關するかきり、監督の制度は監督の異りたる諸原因竝ひに被監督者の有する危險性及ひ從順の程度に從ひて、自のつから相違せさるを得ないてあらう。

I

若しも我々か、常規として、最も重き犯人に對して條件附釋放を認めようと欲するならは、それか職業的及ひ慣行的犯人に關する場合、我々は、この監督によりて我々の達せむとする保安に、一つの特別なる重要性を附せねはならない。職業的犯人に對しては、助言と實行とによりて彼等に有利なる影響を與へる望みは殆と存在しない。

若しも我々か條件附釋放を、より低く、全然輕微とまては行かない凡ての自由剝奪刑に及ほさうと欲するならは、これ等中位の犯人の大部分に對する監督の目的は、彼等を自由生活に於ける日常の生存競爭に漸次順應せしめることに存する。就中、僞證、墮胎、遺棄　文書に關する罪、宗教に關する罪、印章の僞造、身體傷害、財物毀棄等は、しはしは累犯危險を示すことなき情狀の下に犯される。官吏の犯罪に在りては、多く、犯人を免職することによりて危險は除去され得る。犯人の應化は彼等を自由勞働に誘導し且つ眞面目なる社會に復歸せしめることに存する。

若しも國家か極めて廣い範圍に於て、即ち恐らくは一年以上の拘禁刑に對しても、また最近數年間に既に一つの拘禁刑に處せられたることある者に對しても、等しく處罰の代りに條件附有罪判決を利用しようと欲するならは、國家は、一般豫防のために、受刑者を將來一つの律義なる生活に誘導すへく努力せねはならない。この場合、國家は、監督の方法によりて、就中、實際上、一個の拘禁刑若しくは罰金に代る一個の自由刑か通常與へると同一の效果を達成するために、條件附受刑者に對して一つの心理的影響を與へることを必要とする。

未成年者の條件附有罪判決の場合に於ける監督は成年者の場合に於けるよりも、より一般的たることを要するてあらう。何故なれは、未成年者は未た獨立的地位を有せす、而かもその未成熟の故を以て、しは

しは一つの廣汎なる教育的影響をより多く受け得るものてあるからてある。

未成年者に對する教育的感化の目的は、就中、普通教育の課程を追行し、一つの生業を修得し、各種教育所に入所し、且つ身體を練磨すへき強制により實現される。

條件附釋放若しくは條件附有罪判決を餘りに廣い範圍に於て許すことになれは、假令監督の處分を課するにしても、その結果か不良に終るへきは恐らく明白てあらうか故に、國家は、勢ひ彼れか特典として條件附釋放若しくは條件附有罪判決を許可すへき受刑者に就きて、一つのより限定的なる選擇を爲すことになるてあらう。それ故に、かくして制限されたるこれ等の受刑者に對しては、單により輕き一つの監督を必要とするに止まるてあらう。この監督は、一般に條件附釋放者に對しては彼等の生活方法の觀察に、條件附受刑者に對しては或る種の約束（損害賠償、禁酒、學課の履習等）履行の監視に制限され得るてあらう。一つの特別輔成若しくは一つの特別活動は、この場合に於ける監督の主要目的てはない。

飲酒癖に關する一場合か條件附釋放若しくは條件附有罪判決の原因となりたるときは、監督の形式は直ちに變更される。この場合、活動の主要目的は、犯人をしてその惡癖から脫せしめることに、從つてまた大多數の場合に於て、彼れを一つの健全にして規則正しき勞働に誘致することに存する。またそれか公安に對して危險なる犯人に關するとき、監督は一つの異りたる形式を取らねはならない。

條件附釋放及ひ條件附有罪判決の範圍及ひ對象に從ひて、一つ若しくは他の目的か監督の組織に取りて

418834

より重要となりたる場合てあつても、若しそれか必要てあるならは、更らに他の諸目的もまた等しく斟酌されねはならない。例へは、原則として累犯により反覆される惧れなき一つの事實に就き一つの平均刑の執行に服したる後、單に無條件自由への一つの轉移期間をのみ必要とする成年者に對しても、必要に應して、また我々は彼等を心理的若しくは教育的方法により感化し得ることか必要とされるのてある。

この外、物質的輔成は上記凡ての目的に向つて有效とされる。そして凡ての場合に於て、この物質的輔成は個人的必要の程度に從ひて決定される。それは衣服、或る生業を行ふに必要なる用具、或る端正なる家に於ける宿所を（家居なき者に對して）供給し、併せて、また一つの就職口を紹介することに存する。しかしなから、その使命はまた事情により、一つの非財政的保護に於ても（例へは飲酒癖ある、殘忍なる或る父母に對する）存し得る。經濟的援助の目的は一つの限定されたる程度に於てのみ進行され得る。即ち被監督者は漸時に經濟的獨立に誘導されねはならない。經濟的援助はまた國家の財政力竝ひに保護會の範圍及ひその活動に關する點か尠くない。

監督の制度を組織するに當りて、我々は拘禁刑の執行に對する經費の節約を爲すことを以て、その主たる目的と看做してはならない。經費節約の見地か制度運用の實際に於て、常に重要なる一動機を成すてあらうことは、固より疑ひない。しかしそれにも拘らす、この場合主たる要素を成すものは、明らかに將來の犯罪數と緊切なる關係を有する社會防衞と豫防との見地てある。監督制度か原則としてより安價てある

ことは、單に監督制度の極めて有利なる一つの二次的性質たるに止まるのであつて、而かもまたそれは決して決定的性質のものではない。そこにはまた條件附罰金を存する、蓋しこの場合監督を伴ふ金錢の條件附抛棄は、國家に取りて、罰金の執行よりも明らかにより高價なのである。またそこには、國家に取りて極めて安價なる農業刑務所を存する（例へはベルンに於けるウイッウイル農園刑務所）、しかしそれにも拘らず、我々は、この理由のために、敢て條件附有罪判決を斷念するものではない。それは、より汎き範圍に於ける監督制度を組織することによりて、拘禁處分若しくはそれの繼續によりてと同一の利益若しくはより大なる一つの利益か達成されるか否かの問題の解決に、より多く關係するものである。たゞこの問題に對する解答の明確ならさるときにのみ、そこには、經費の問題か初めて從屬的に考察されることになるであらう。

各個の場合に於ける現實的監督の組織に就きては、常に強度（intensität）の限界か注意されねはならない、何故なれは、監督は、完全なる自由の剝奪よりも、常により弱き一手段として考へられて居るものからである。監督は單に自由の制限にのみ止まるへきてある。監督は、公衆の目に、言渡されたる自由剝奪刑か、この點に於て、寧ろより輕き一つの害惡と見えるてあらうほとにも、爾かく小面倒なる一つの方法に於て組織されて在るへきてはない。固より、現實的に執行される拘禁刑よりも疑もなくより嚴峻なる監督の一形式か、一つの行刑處遇よりも、犯罪防遏のためにより克き貢獻を爲すてあらうことは、理論上

可能てあるに違いないか、しかしなから、我々は一つの特別なる監督制度として、かくのごとき形式を組織する譯けには行かない、何故なれは、それは我々の時代に於て到底實行すへからさるものに屬するからてある。

良好に組織せられたる一つの監督は、一個の生產的勞働によりて、刑務所内に於ける拘禁に代り得るものてある。この種の監督は、しはしは自由剝奪刑自體と同一の結果を以て、否、寧ろしはしはより以上の結果を以て、自由剝奪刑によりて實現せらるへき改善の實績を擧け得るものてある。また監督は犯人を監視し且つ彼れの移動の自由を制限することによりて、同時に一般豫防の目的をも助成し得る。監督は刑務所の建設を節約し、且つ長期拘禁刑に伴ふ衞生的危險を免かれしめる。これに反して、一つの缺陷ある監督、若しくは不適當なる場合に行はれ且つ繼續せられたる一つの監督は、決して改善の效果を擧ける譯けには行かない。それは犯罪人に對する社會的安固を害し、公衆の間に刑罰の威嚇力を減弱し、監督に從事する人々に時を空費せしめ、且つこれ等の慈善事業に獻身する諸團體の權威を失墜せしめる。

この理由のために、制度自體竝ひに監督附自由を與へる諸場合の選擇には常に周到なる用意か必要とされるのてある。

そこには、歷史に於て實現されたる、若しくは多數法律案に於てより精確に記述せられたる種々の考案を存する。

II

監督の最も古い形式は確定的釋放に結合された。即ちそれは警察監視であつて、この監視は確定的釋放後に於ける一個の自由制限として、疑ひもなく、既に假釋放の制度以前に發達した一制度なのである。

しかしながら、警察監視は、新たなる犯罪に對する社會防衛を唯一の主要目的とするものであつて、受刑者の精神的改善はこの場合單に二次的性質のものとしてしか（勞働强制、感染的諸關係に對する保護）考へられて居ない監督の一形式である。それの作用は、社會の側からも、また被監視者の側からも、等しく一個の害惡として考へられて居る。蓋し、一個の合理的目的を基礎として定められたる各刑罰は、犯罪の豫防、言ひ換へれば過失によりて犯されたる不法なる事實の程度に從ひて正當に値したる一つの豫防を實現するものであつて見れば、警察監視はまた等しく刑罰中に類別されねはならない譯けてあるか、しかしこれはドイツ法に於て一個の論爭を免かれない點である。そして特赦、時效及び刑量とより重き法律の適用とに關する現行諸規定かまた等しく警察監視にも適用され得るか否かは、まさしくこの問題の解決如何に關するものである。

警察監視か受刑者の性格に對して一つの心理的作用を及ほし、且つ彼れに諸々の經濟的手段を供給することをしないのは、制定法上に於ける警察監視の一個の缺陷（それ自體に於て改修され得へき）と認められねはならない。たた問題は、凡ての種類の受刑者に對して、例外なくこの作用の必要を存するか否かを

知ることてある。

しかしなから、警察監視はまた現實的に不利益なる樣々の結果を惹起した。正服の警察吏によりて實行されたる監視は、しはしは被監視者に一つの重大なる經濟的損害を與へた。彼れの仕事仲間たちは彼れを敬遠した。雇主はそこに彼れに對する解雇の機會を見出した。しかしなから、實直なる生存を維持することに於ける他の凡ての困難は、また、受刑者か更らに一つの罪を犯すてあらうことの事實を、より蓋然的たらしめるものてある。この困難は、例へは、公開の場所に出入することの禁止に違反したる被監視者を脅威する自由剝奪刑に存し得る。處罰によりて、否寧ろ既に訴追の手續によりて、被監視者の知人達は、彼れの服する警察監視の事實を知得する。そしてこれは直ちに彼れの聲望を脅威し且つ破壞することになるのてある。

警察はしはしは圖式的に、そして何等の個別化もなしに、警察監視の取扱ひを爲す一つの傾向を示した。例へは、公開の場所に出入することの禁止。警察に出頭する義務のこときは、決して無差別に凡ての種類の受刑者に妥當するものてはないのてある。

しかしなから、この警察監視制度の苛酷さは、決して必然的にそれの概念中に含まれて居るものてはない。

若しも警察監視か一片の圖式化（Schematisation）に墮することなく、具體的必要に應して適用されたな

らは、公安に危險なる條件附釋放者であつて、而かも一つの良好なる勞働の機會を有するも、尙ほ心理的感化を受けることの困難に見えるかごとき者に對して、警察監視は有益なる貢獻を爲し得るであらう。或る思想の政治的、宗教的若しくは社會的狂信者達は、また容易に改宗するものではない。從つて、彼等に對する扶助、說服及ひ援助は、原則として無用なる浪費に終ることになるであらう。彼等は恐らくは一つの繼續的なる物質的援助の必要を有たないものである。この理由によりて、そこには殆ど一つの繼續的輔成の必要を存せない。そこには、必要に應して、たた一つの物質的保護を見出すへき努力を被監視者に助成するたけて充分なのである。

そこには、犯人の具體的諸條件を考慮してそれか合目的と見えるときにのみ監視の各個の義務を課することか推賞され得る。しかしなから、この勸告は、この義務を定める決定か毎月召集される一個の職業的委員會に托せられるときにのみ、實際に於て實現され得るものである。そしてこの任務のためには、刑事裁判所の長、刑務所の部長及ひ受刑者所屬の刑務所に於て既にしはしは受刑者を巡察したる一保護員か選任されねはならない。刑務所と有罪判決の言渡を爲したる裁判所との距離か著大なる場合には、その刑務所の屬する裁判區の一上級判事か上記委員に任命さるへきてあらう。

良好に個別化されたる一個の警察監督から豫想される效果に關する見解は、固よりまちまちてある。最近の諸草案に於ては、監督若しくは勤くともその名稱は斥けられて、これに代るへき監督の他の一形式か與へられて居る。

Ⅲ

條件附に釋放せられ若しくは有罪を言渡されたる者に對する保護を目的とする輔成（patronage）の思想は、イギリス及ひ北米合衆國に於て、宣誓及ひ顯證（保護監督）の制度に到達した。爾來、この制度は、若干の變更を以て、他の諸國、例へはフランス、オーストリヤ、チエコ・スロヴアキヤ及ひスウイツツル諸カントンに於て追行された。保護監督は、多數の國に於て、保護監督を決定する裁判官によりて任命されたる一つの『保護司』(probation officer) によりて行はれる。若干の國に於ては、裁判官は『州立慈惠會』(State board of charities) と協議して保護司を任命する。ニユーヨークに於ては、保護司の任命は『州立保護監督委員會』(State probation commission) の權限に屬する。一九二〇年七月二十三日のオーストリヤ法律に關する一九二〇年十一月二十三日の命令によれは、保護監督員は保安課によりて任命される。しかし、保安警察若しくは司法警察の諸機關を監督に使用することは許されない。

保護監督員は一部は無給てあり、一部は慈善團體若しくは國家によりて給料を支給される。特志監督員は、假令慈善團體より給料の支給を受けるものてあつても、尙ほ官吏たる監督員よりも、その擧ける成績に於て、より良好なるものと言はれて居る。

一監督員の權限と義務とは多數の制限によりて限定されて居る。

IV

國家により て未だ監督制度の組織を見なかつた間、無條件に釋放せられたる者、警察監視に附せられた者を初めとして、やがてはまた條件附に釋放せられたる者又は條件附に有罪を言渡されたる者に對する輔成に任したものは、各種慈善團體、就中、刑務協會てあつた。これ等の團體の一部は或る宗教的基礎に基きて、他の一部は或る人道的基礎に基きて設立されたものてあつた。國家は漸時これ等團體の大なる實益を理解するに至り、かくて被拘禁者に忠言を與へ、彼等に釋放後の勞働を斡旋し且つ彼等の家族に對する救助の組織を爲す目的に於て、これ等團體の成員に刑務所の視察を許可することになつた。また場合により て、國家は、警察の監視に附せられたる人々か任意に或る民間慈善團體の監督に服するときは、彼等は警察より受ける監視の若干の形式を免除せらるへきものと定めた。條件附有罪判決の場合に於て、輔成者の報告は、免刑の裁判上の決定に對してしはしは重要なる役目を演して居る。また條件附有罪判決は、慈善團體の或る成員か受刑者の監督に任し、從つてまた道德的に彼れの善行を保證するか否かの條件により て決定されることか罕れてない。被拘禁者の作業所得積立金（pécule）は、被拘禁者の利益に於て管理されるために、しはしは輔成者若しくは輔成團體に引渡される。

輔成團體は、國家により て彼等に托されたるこれ等の奉仕の事實から、或る權力を享有する。しかしながら、被拘禁者は、原則として、任意に監督に服するものてあり、そして輔成團體もまたその監督せらるへき人に就きて選擇を爲し得るものてある。輔成會の使用し得る限られたる手段と特志輔成者の限られたる數とに關しても、またそれは同一てある。輔成團體の數と實力とは全國に於て決して均一てはない、從つて監督の多くの必要は充分に充足される譯けに行かないのてある。また凡ての特志輔成者はその任務のために獻け得る同一量の時と、同一の能力と、同一の必要なる知識とを有つて居る譯けてもない。輔成諸團體は、被輔成者に物質的援助を與へることにより て、就中、彼等に勞働を紹介し、彼等を質實なる環境內に置き、且つ彼等に有益なる助言を與へることにより て、これ等正道を逸脫したる人々に對してと等しく、また善良なる社會に對して異常なる奉仕を爲した。そしてこれ等諸團體は、國家の類似組織と竝んて、就中未成年者に對してこれ等の奉仕を繼續しつつあるものてある。しかしながら、これ等の團體は國家により て爲される一個の監督組織を決して無用ならしめるものてはない。また國家は輔成諸團體の社會的實利を考慮してこれ等團體に對して助成金を交付する關係から見ても、これ等團體の活動に關する種々の缺陷を匡正するために、また監督の場合に應して認められる輔成者の諸權利、被輔成者に課せられる各種の義務及ひ彼れに對して加へられる强制、證顯期間、竝ひに必要なる手段の使用を規正するために、そこには決して國家の一組織か無用とされるものてはない。加之、輔成諸團體か、凡ての場合に於て、例へは、極めてしはしはその初めに於て一つの嚴しき監督を斷念する譯けに行かない危險なる職業的犯人の監督に就きて、果して有能てあるか否かも疑はしきことてある。

一つの善良なる監督組織は、就中、輔成者か有能者たることを前提とする。保護監督制度の不良なる結果に關する異常なる諸報告は、恐らく大部分、この點に於て尙ほ幾多の改良を必要とする意見に基いたものてある。

環境か尙ほ良好に準備されて居ない諸國に於ては、初めから所要の資格を具備する充分なる人員を得ることは不可能てある。しかしそれにも拘らす、輔成者の充分なる數か得らるへき時期まて、監督制度の組織を延期することを、我々は勸告する譯けには行かない。そこには僅小なる人々の力を以ても尙ほ一個の有益なる結果を獲得し得へき監督の多數の場合を存するのてある。

何れにしても、輔成を必要とする凡ての人々のために、充分なる數の輔成者を得へく努力することか必要とされる。それ故に、就中より輕き場合に於ては專ら輔成諸團體に倚賴し、そしてこれ等の團體か充分にその輔成の使命を遂行し得ると同時に、また併せて輔成者の實質的改善に寄與し得るかために、國家は助成金によりてこれ等諸團體を援助することか必要てある。

この外、尙ほ特志及ひ官選輔成者の職業的養成を目的とする講習所若しくは講習會の設置か必要とされる。この講習には、また刑事的教育學よりも寧ろ道德的教育學の課程か必要とされるてあらう。またそこには、一般精神病學と心理療法との最近の諸經驗か利用されねはならないてあらう。原則として、不良な

る諸本能を有する人々は、彼等に一個の倫理學說若しくは道德學說を注入することによりて匡正されるものてはなしに、彼等の善良なる諸本能に倚賴し、且つ彼等の危險なる諸本能の覺醒を周到に回避せしめることによりてのみ匡正の目的を達し得るものてあらう。しかしながら、犯人處遇の方法は彼等の病理的諸性質によりて相違する。定心なくそして極めて外部的影響を受け易き人々の大部類は、更らに若干數の小部類、例へは智能薄弱者、ヒステリー患者、癲癇病者、極度の神經過敏者、偏執狂者のごときものに類別される。冷血的犯人（この中には、恐らく『道德狂』、殘忍性犯人を初めとして、また風俗に對する犯人か類別せらるへき）のより小なる部類もまた決して劃一的てはない。しかしながら、これ等の典型的部類の各個に對する處遇には、從來何等かの形に於て成功し若しくは失敗したる諸方法によりて與へられたる經驗か參酌され得る。何れにしても處遇の方法は決して心理的方面にのみ限らるへきてはなく、必要に應して、それかまた肉體の鍛錬にも及はねはならないのは、言ふまてもない。

犯人の大部分には病理的諸特徵か發見されるてあらうことを豫想せねはならないにしても、しかしそれにも拘らす、そこにはまた等しく、これ等の特徵の發見されさる多數の場合を存するのてある。この部類の犯人に對して適用せらるへきものは、正則的なる少年及ひ成年の不良なる諸本能の鎭壓に關する敎育學上の經驗的諸法則てある。

序に注意すへきことは、若しも保護者か、彼れの被保護者に對して、一つの手工的、家事的若しくは園

藝的、工業的若しくは商業的堪能さを示し得るてあらうならは、それは明らかに一大利益たるへきことてある。この場合彼れは疑ひもなくその能力を利用するの機會を見出すてあらう。

大都會の必要に應するために、そこにはまた、被保護者の特別なる諸部類の監督を托せらるへき專門家の職業的養成か望ましきこととされねはならない。そこには少年の精神に浸透するに堪能なる人々を存する、彼等はこの種類の教育に於てその知識の完成を必要とする。飲酒癖を有する人々の處遇、欺瞞者の監督、性的犯人の處遇に對する專門家の養成もまた極めて有用事とされるてあらう。

單に知識のみか一個の善良なる保護者を形成するものてはないてあらう。一個の善良なる保護者はまた彼れの有する諸々の知識を活用し得るものてなければならぬ。從つてまた、彼れは偏屈者てあつたり、暗示を受け易い人間てあつたりしてはならないし、況して、或る病理的缺陷、例へはヒステリーのごとき病患を有するものてあつてはならない。左なくとも、そこには、被保護者に對する誤診や誤斷を、從つてまた一つの誤りたる處遇を存することか罕れてない。

それにも拘らす、我々は保護者の選定に一個の形式的試驗を要請する譯けには行かない。より輕き場合に向つての彼等の實地の試用は、累犯の數、活動の範圍及ひ所要經費の多寡によりて、直ちに保護者の有する能力の多少を示すことになるてあらう。尙ほまた心理的能力に關しても、試驗は左して效果あるものてはないてあらう。

要は一大多數の輔成者を得ることてある。彼等の大部分は容易なる場合を處理するたけの能力あるものたることを要する。極めて完全なる資格を具有せる或る限られたる數の輔成者は、極めて危險なる被保護者及ひ病的諸特徵を示すもの、從つて一つの異常なる熟練を必要とする被保護者、例へは『道德狂』の監督に振り向けられる。より困難なる場合に向ての能力は、より容易なる場合か要求するそれと同一の基準に從ひて判斷される譯けには行かない。例へは累犯數はこの場合の保護者に在りては、より高率を示すことになるてあらう。また彼等には被保護者のより制限されたる數か托され得るに止まるてあらう。輔成者試用の目的のためには、イギリスの制度を注意すへきてある。これによれは、初任は十三箇月以上に及ふことを許さない。就中國家によりて組織せられたる養成所の設備を存せさる場合に於ては、輔成者の初任はこれを一年、若しくは多くとも二年に制限することか適當とされるてあらう。

輔成者の或る充分なる數を準備するかためには、國家は常に輔成會との聯絡を保つことか必要とされるてあらう。

自由剝奪の處分、例へは强制勞働所、飲酒癖者收容所乃至强制敎育所に拘置する處分によりて罰せられたる犯罪の多くの場合に於て、若しも監督か一つの缺くへからさる結論てあるとするならは、その活動によりてこれ等の凡ての必要を充足するたけの輔成會を存せさる場合、そこには當然國家によりて任命されたる輔成官吏か要求されねはならない。農村に於て多くの特志保護司を得ることは決して容易てはない。

地域のより大なる一地方に於ては、例へは病的被保護者及ひ飲酒癖者に對して、また專門家の必要を存する。他に一つの本職を有する諸官吏、例へは初等教員、學校醫のごときものは、また保護司の數を補充するために必要に應して任命され得る。この外、一定の生業を有する有能なる私人は、この保護事業に毎日數時間の奉仕を提供し得る。そして彼等はまた必要に應して保護司と呼はれ得るてあらう。

彼等の本職として若しくは兼任として輔成を行ふ輔成官吏、輔成會所屬の保護司及ひ隨時に輔成を托せられたる私人、これ等の凡ては何れも一つの職務として輔成を行ふものてある。それ故に、彼等は　就中、官吏の服膺する諸義務、例へは利害關係なき者に對して彼等の經驗せる事項に就き秘密を守る義務、眞實に從ひたる諸報告を爲す義務を負擔するものてあり、また他方に於て、彼等は被保護者に對して、一個の職權を享有するものてある。

保護司の或る　充分なる數を有たむとする努力は、一つの監督より來る負擔を市民の一義務として課せむとする問題を生れしめた。一國に於て、通常の資格を有する市民は凡て被監督者に精神的輔導を與へる能力を有するものたることを條件として、この問題は解決され得るてあらう。しかしなから、強制的監督かくして、事實上、良好に行はれるものてあるかは疑問てある。強制監督はこの制度の評判を害する惧れなきを得ない。多くの思慮分別を必要とする監督を強制的たらしめることは合目的てない。事態は後見の義務に於けると決して同一てはないのてある。蓋し後見人は極めてしはしは單に形式的義務をしか課せられて居ない。若しも被後見人か適當に就職して居るとすれは、後見人は、被後見人か財產を有する場合、單にその財產の管理に關して報告を作成するたけのことてある。何れにしても、後見は一つの特別なる心理的能力を豫想するものてはない　それの關するところは一個の犯人てはなしに、正則的なる少年若しくは癲狂者てある。固より癲狂者の處遇は實際に於て極めて困難てはあるか、しかしそれは後見人の義務に屬するものてはないのてある。

國家か輔成會の援助を求めるかきりに於て、國家は彼れの意思に合致する監督の實現を期するために、その取扱方に就て兎角の面倒を見ねはならぬ。然るに、國家は輔成會の會議に參加するために、表決權を有し若しくは有せさる一名若しくは數名の委員を派遣することによりて、この目的を追求し得るかは疑問てある。否、それは決して一個の適當なる手段てはない。蓋し、委員は常に輔成會とは沒交涉のものてある。從つてそこには兎角無用なる意見の相違を生し易い。それ故に、國家は寧ろ輔成會に報告を要求することを以て、より賢明とするてあらう。

輔成會に一個の法人たる性質か與へらるへきか否かは現實的必要と地方の法制とによりて決せらるへき問題てある。若しも輔成會か特殊的諸施設と著しき資產とを有するならは、輔成會は恐らく法人たる必要を有つことになるてあらう。これに反して、別に左したる資產を有することなく、それの使命か殆とその會員の事務的分布を組織することにのみ限られて居るかことき輔成會に對しては、それか一個の法人たる

性質を有つかために要求される諸般の形式や手續は、恐らく全然無用なものてあらう。

各輔成會の準據すへき諸般の方針を決定し、諸般の報告を蒐集し、改革的諸問題に關する内外資料の整理を爲し、國家によりて交付せられたる補助金の分配を爲すために、一國内の輔成諸團體を一個の中央協會に統一することは、極めて望ましきこととされる。

各個輔成會の權限は一般的に決定される譯けには行かない。極めて良好なる組織を有し且つ良好なる成績を擧けつつある諸團體に、彼等に托せられたる被保護者のために保護司を任用し且つこれ等の保護司を指揮する權利を國家か賦與することは、恐らく正當と考へられ得る。輔成會の事務に國家か干渉する程度は、第一にはその活動の性質に、第二には國家の交付する補助金の數額に關係するものてあらう。

各輔成會の長は國家か彼等に上級指揮（監督權）を委托する範圍内に於て、保護司を任命し且つ部分的にこれを指揮する上級機關としての任務を有すへきものてある。

國家の上級指揮（監督）は別樣に組織され得る。

一部の論者はこの監督權を國家の後見裁判官に托せむとする。しかしながら、これは保護監督の發達に取りて危險なきを得ないてあらう。蓋し後見は實際に於て、しはしは財產の管理に限られて居る。後見裁判官は刑事裁判官から獨立のものてある。刑事裁判官は一件書類を熟知して居るのに反して、後見裁判官は別にこれを研究しなければならない。監督は輔成の特別なる一領域てあつて、そこには諸種の特別任務か課せられ、且つ諸種の特別なる智識か要求されて居るものてある。

輔成者の上級指揮を托せらるへく、極めて適任なるものは、監督を命したる裁判官てあるかに考へらるる〔註二〕。蓋し彼れは事件に就きてその詳細を知悉して居るからてある。

〔註二〕 一九一九年十月十七日のチエコ・スロヴアキヤ法第四條を參照。

輔成の有益なる活動に關する一個の内部的基礎の創定は、尠くとも、監督の任務を托せらるへき人々に關する外部的組織と同一の重要性を有する。そしてそれは、就中、監督の期間、保護司の權限の決定及ひ監督の諸目的と調和し得へき被保護者の諸般義務の範圍竝ひに監督費の諸問題に關するものてある。監督及ひ顯證の期間は極めて多樣てある。アメリカに於ては、六週間、三箇月及ひ一年の諸期間か採用されて居る。最も長き期間を採用するものは、一九二一年のイタリヤ草案第七八條及ひ第八三條てある。一部の法制に在りては、これ等の期間は、例へは二年以上五年以下（例へは、六箇月以上の自由剝奪刑に關するかきりに於て、一九一九年十月十七日のチエコ・スロヴアキヤ法第三條）、或ひは一年以上三年以下（例へは、一九二〇年七月二十三日のオーストリヤ法第二條及ひ第十二條）といふかごとく、一つの短期と一つの長期とによりて相對的に決定されて居る。またそこには、單に長期のみか確定されたる場合をも存する（例へは、一九二二年五月十五日のベルギー法第二十五條に依れは）、しかしながら、徹頭徹尾嚴格なる

一制度を確定するものは、大凡、一個の例外的規定に止まるものてある。

法律上確定されたる一つの短期は、裁判所間の取扱の不統一を避けるために、一般的に望ましきことてあるか、しかしこれ以上に更らに重要なるものは長期の定めてある。蓋し、裁判所若しくは行政廳は、新たに一つの重大なる罪か犯されたることなしに、無制限に、而かも無期に犯人の自由を制限せしむへき權能を有すへきてはない。そこには犯人の部類に從ひて區別を爲すことか必要てある。一般的に中位の累犯危險を伴ふ輕き若しくは中位の犯罪事實に關するかきりに於て、六箇月以上一年以上の監督は正則的被保護者に對して充分たり得る。左して重からさる機會的竊盜に對しても、かくして增加されたる累犯の危險にも拘らす、またこの期間を以て充分とするてあらう　何故なれは、累犯の危險は初年度以後に於て異常に減小するものたからてある。この期間はまた、大多數の場合に於て、或る施設內に於ける處遇か免除せらるへきか否かか一年の經驗によりて判定され得るかことき種類の被保護者に對しても等しく妥當する。例へは、飮酒癖者、條件附に處刑せられたる浮浪者に關する場合のことさか即ちそれてある。病的被保護者言ひ換へれは刑事責任を認定される能力の最も乏しき犯人に對しては、より長き、そして恐らくは三年の長期か必要とされるてあらう。未成年者に對しても、また恐らくは同一てある。成年年齡は決して輔成に對する最良の制限を意味するものてはない。そしてそれはまた輔成と後見との間に區別を認める所以てある。極めて重き犯罪事實竝ひに慣行性犯人及ひ公安に危險なる者と思料されたるその他の犯人に對しては、二年以上五年以下の觀察期間か適當とされるてあらう。條件附に釋放せられたる無期受刑者に關するかきりに於て、若しも彼等か五年間、彼等の自由を取消さるへき如何なる原因をも與へなかつたとするならは、この事實はまた持續的改善の重要なる徵候として考慮されねはならない。監督は決して凡ての條件附釋放者に對して必要なものてはない、例へは或る殺人犯は犯人に於ては極めて異常なる一偶成事たり得るのてある。また他の重き犯罪、例へは一官吏の罪に關するかきりに於て、免職は凡ての累犯危險を除き得ることになるてあらう。

我々は顯證の不確かさを理由とする監督の補足的延長には贊成しかたい。蓋しそれは或る意味に於て、所謂る舊時の嫌疑處罰に復歸することになるてあらうからてある。固より、そこには往々にして一つの常住的輔佐の必要を有する人々を存する。しかしなから、かくのことき輔佐は監督の範圍に屬するものてはない。若しその必要を存するならは、後見官廳は一個の財產管理人を任命すへきてあらう。若しも配偶者の一方か一つのより鞏固なる性格を有するならは、また往々にして、婚姻はこの場合必要なる匡正手段を構成することになるてあらう。

監督の當初に定まりたる住居を有せさる被保護者の收容を目的とする避隱所の施設は極めて有價値てある。かくのことき避隱所に於ては、また被保護者に可能なる病的諸性質を檢查する設備を存せねはならぬ。犯罪前、犯罪實行中若しくは犯罪後に於て病的諸徵候の觀察せられたることを前提として、この施設

に於てはまた再收容者の檢査か必要とされる。

この外、そこにはまた恐らく避隱所と密接なる關係に於て、被保護者に對する一つの勞働紹介所の設置が必要とされる。しかしながら、それは、第一に、成年被保護者自身か進んて勞働を求める義務を有するものてないことを意味するのてはない。苟くも被保護者に對して別に特別なる心的危險を存せないかぎり、固より彼れの選擇に干涉すへきてはない。未成年者に關する場合、苟くも被保護者の精神的幸福を脅威する特別なる危險を存せないかぎり、保護司はまた未成年者の法定代理人の選擇に干涉すへきてないてあらう。保護司は單に補助的にのみ干涉し、そして紹介所を介してか若しくは直接に、被保護者に適當なる一つの地位を求めねはならない。若しも適當なる住居か見出されなかつた場合には、當座の間被保護者を觀察するために、保護司は彼れ自身の許に被保護者を收容することか許されねはならない。しかしながら、保護司かより長き期間に亙りて——恐らく奴僕として——被保護者を自己の手許に置かむとするかごとき申出ては拒否されねはならぬ。蓋し、保護司は被保護者の雇主として彼れの勞働に或る經濟的利害を有つてはならない。保護司は常に被保護者の信任を獲なけれはならぬ、何故なれは、保護司は被保護者を適法なる生活に誘導する義務を負はされて居るからてある。然るに、保護司と雇主とか同一人なるとき、一般に、この地位は遙かにより困難となるてあらう。

囚徒積立金（pecule）、即ち刑務所に於て爲されたる被保護者の貯金の管理を保護司に托すへきか若しくは上級指揮の任を有する機關に托すへきかは、左して重要なる問題てはない。被保護者の利益の爲にするかくの如き管理は、恐らく經驗に富みたる保護司に托され得るてあらう。この外、保護司には、彼れの擔任する被保護者たちを保護し且つ監督し得るか爲に、例へは通信費、雇主を訪問するための交通費として使用せらるへき或る小額の金員か交付されねはならない。被保護者の利益のために必要缺くへからさるものと思料されたるより大なる費用の支出には、輔成長（Chef du patronage）の承認を必要とするてあらう。

しかしながら、監督は、單に被保護者の輔成たけてはなしに、また彼れの取締りを包含する。保護司の擔有すへき權能を決定することの重要なる所以は即ちここに存する。保護司は、北米合衆國の若干の州の先例に倣ひて、被保護者を逮捕する權限を認められるへきか?、保護司には、或る過失を犯したる未成年被保護者に對して身體的、懲罰の權利か認められるへきか? 彼れは、尠くとも、被保護者の法定代理人を保佐するためにこの權利を有すへきか? 〔註三〕。保護司は家主自身の意思に反して被保護者の居室に自由に出入する權利を有すへきか? 〔註四〕。彼れの監督權は未成年者の扶養及ひ教育を托されたる人々にも及ほさるへきてあるか? 〔註五〕。そしてこれ等の人々は保護司に諸般の情報を提供する義務を有すへきか? 〔註六〕。より廣汎なる權能の授與は監督の諸目的に向て必要てもなく、また合目的てもないかに見える。同一人に對する畏怖と信任とか調和を得るのは困難てある。外部の人々によりて行はれる諸般の强制處分はしはしは彼等の信任を永久に破壞し去るものてある。しかしながら、保護司には、何れにしても、被保

護者に或る指圖を爲し、彼れの過失に就きて彼れを譴責し、より廣汎なる處分を取るためにその事實を管轄裁判官に告發し、彼れの行狀に關して報告を爲す權能が附與されねはならない。例へは、保護司は、彼れか被保護者の居宅に入ることを許されなかつたとすれは、これを裁判官に報告し、また被保護者の教育者か彼れに對して或る不利益なる影響を與へて居ると認めたるときは、また等しくこれか報告を爲すことを要するてあらう。これ等の報告を受けたるとき、冷靜なる裁判官は（若しくは輔成を指揮する或る他の官吏）、事案の諸般の狀況次第にて、或ひはその面會拒絶か必すしも被保護者の委托替をなし又は或る施設に彼れを附托すへき理由となすに足らさるものと認め、或ひはまた夜間に被保護者の寄寓する家族に面倒をかけたことを寧ろ理由なきことと認めるてあらう。また晝間にしても、工場の混雜せる場所に於て作業中の被保護者の許に雇主か保護司を連れ行くかことときは決して望ましきことてないのてある。また他方に於て雇主若しくは被保護者の扶養に任しつつある者の側から強制的に報告を徵することは、左して價値あることてはない。必要なる場合には、たたその委托を變更すへきてあらう。諸般の指圖を爲すへく保護司に與へられたる權限は、被保護者より定期に諸報告を要求し、且つ居住者及ひ就職口の變更に對して充分理由ある彼れの拒否の意見を表示する權利を包含する。被保護者か保護司の或る行動により、若しくは或る命令によりて利益を害せられたと考へるときは、彼れは輔成長　裁判官）に向てこれか救濟を求めることを得る。そして被保護者の側より提出される苦情の種類と數とが被保護者と保護司との評價に貢獻し得るのは、固より當然てある。

〔註三〕　ドイツ未成年者福利法（Jugendwohlfahrtsgesetz）第五十八條第一項を參照。

〔註四〕　前揭ドイツ法第五十八條第四項を參照。

〔註五〕　同しく第五十八條第一項、

〔註六〕　同しく第五十八條第四項、

苟くも公安に極めて危險なる被保護者に關するかきりに於て、保護司はより廣大なる權利を有せねはならぬ。尙ほ監督から直接逃避せむとする一つの顯著なる疑ひを存する場合に於てもまた同樣てある。この場合、保護司は警察吏をして彼れを逮捕せしめ、且つ裁判官若しくは他の輔成長に彼れを引致することを得る。また若しも警察吏を介する暇なきときは、保護司は自から逮捕する權能を有せねはならぬ。逮捕權はまた被保護者の住居に强制的に立入る權利を包含する。被逮捕者の運命を決定するものは裁判官（輔成長）てある。

浮浪若しくは勞働嫌忌のために監督困難なる被保護者に就き、保護司かその供與したる居住若しくは就職先の變更を命し若しくは禁止するに當りては、輔成長の同意を求めることを正當とするてあらう。たた保護司は、例へは近親を訪問するために、一つの短期賜暇を與へる權限を有するに止まる。

我々は凡ての被保護者に同一の義務を課する譯には行かない。公安に對して危險なる一成年者の監督は

一飲酒癖者の監督とは相違する。精神薄弱者に關する諸報告は特に有價値である。そしてそれは正則者に對してもまた望ましきことである。しかしながら、これ等の諸報告は一個の法律上の義務たる性質を有すべきではなく、寧ろ一個の告白として考へらるべきものであらう。保護司は自からその生活に關する報告を爲すへく被保護者を說服せねはならないか、しかし彼れはそれを命する譯けには行かない。要求せらるへき諸報告の性質は被保護者の部類によりて相違する。飲酒癖者に對して活動寫眞の見物を禁止するのは無用である。保護司は、各被保護者に、彼れの諸義務を記載せる彼れに適切なる一般的心得書を手交せねはならない。この心得書は、例へは、可能なるかぎり彼れの與へたる損害を賠償すへき義務を含むものであらう〔註七〕。

〔註七〕一九一九年十月十七日のチエコ・スロヴアキヤ法第四條は、條件附有罪判決に關してこの規定を包含する。この規定は條件附釋放にも擴張せらるへきものであらう。

自由の制限は程度によりて緩和され得る。一年間完全なる行狀を持したる或る被保護者に對して監督の諸規定を緩和するのは、一個の奬勵方法であり、また一個の公平なる處置である。この緩和は、例へは、被保護者により頻繁なる自身出頭の義務を輕減し、またより頻繁なる報告提出の義務を輕減することによりて爲され得る。我々はまた緩和されたる單純なる監督を區別し得る。蓋しそこには、自由を制限し且つ一つの監視を行ふために、初めから單に緩和なる監督を以て充分と思料される條件附有罪判決の輕き場合を存するし、また情狀次第にて、裁判官自身か一つの穩和なる自由の制限を以て充分と認め得る場合をも存することも、極めて可能なことである。

事件の眞相を知悉するために、保護司には一件書類の閱覽か許されねはならない。また保護司には犯罪事實の情狀を說明せる判決文の一謄本か交付されねはならないであらう。保護司か被保護者に關して定期の報告を提出すへきなのは極めて當然のことであつて、特にその義務を指摘する必要はない。

被保護者の過失は直ちに一つの公式干涉の目的とされてはならない。假令彼れか一度誘惑に陷つたとしても、活動寫眞觀覽の禁を犯したる或る未成年者を、我々は峻嚴に取扱ふ譯には行かない。またそこには過失の犯さるる度毎に漸時その重さを減し行くことによりて、寧ろ一つの改善の望みか理由附けられ得る場合をも存するのである。被保護者を訊問したる後、保護司（若しくは裁判官）の言渡す次きの懲罰的處分は法律によりて確定されることを要するであらう。上級監督機關の言渡す譴責、賃銀の剝奪（但しこの處分は出來るたけ避くへきもの）、罰金（罕れにのみ適當とされるもの）、或る刑務施設若しくは敎育施設への收容か即ちそれである。或る懲治施設に於ける身體的懲罰は、少年に對してすら尙ほ適當とは考へられない。輔成會の諸機關は、國家の監督指揮者に留保せらるへき懲罰處分の適用を爲す權能を附與せへきものではない。

極めて良好なる成績を擧けたる保護司に期末賞與金を附與する制度は、恐らくこの輔成事業に多數の志

願者を誘致し得ることになるであらうか、しかしかくのごとくして誘致せられたるものは、決して優良なるものではないであらう。そしてかくのごとき制度は監督の事業に於て努めて回避すべき一つの物質的要素を添加することになるであらう。

監督によりて國家は監獄費を節約する。若しも監督か良好に行はれるならは、社會は、一般的に、この自由の制限によりて、自由の全的剝奪によりてと同樣に保護される、何故なれは、監督の結果はより持續的のものたからてある。それ故に、監督には公費の供給か必要とされる。そしてそれは司法豫算の中に編入されることを以て適當とする。被保護者に最も頻繁に勞働の機會を提供する諸地方と彼等の職業的養成とは犯罪事件自體と何等内的關係を有するものではなく、またこれ等諸地方はその地方内に被保護者の居住することによりて、これに對應する何等の利益をも受けるものてないことの理由から、上記の經費は地方豫算に歸すへきものではない。監督に原因する國家の支出は國家直屬の輔成官吏に支給される人件費、監督に最も必要なる各種處分のためにこれ等の支出する經費、保護司の職業的養成の組織に要する經費——若しこの組織か輔成諸團體によりて充分なる方法に於て爲されて居ない場合——、避隱所の建設及ひその維持費竝ひに輔成諸團體（若しくは刑務協會）に支給される補助金に存する。特定の輔成會に支給される補助金の額は、これ等輔成會か國家の指揮を受ける程度によりてではなく、またこれ等輔成會自身の有する財產的能力によりてでもなく、專ら彼等の組織と彼等の大きさとによりて期待され得る利益の程度

によりて決定される。若しも輔成會か財產を、或ひはまた一つの避隱所を有するならは、國家の補助金は輔成會の能力の增加に資する。國家はたた一般的にのみ補助金を支給する。輔成會は國家の補助金に充分に對應する特別收入を有たねはならぬ。被輔成者の數は、豫想されたる能力を判定するために、一つの單純なる割合を指示するものてある。同時に、計算の結果に從ひて、或る部類の被保護者に對して（例へは、監督若しくは扶助に就きて一つの特別なる必要を有する釋放者に對して）より多額の年額補助金か決定され、また他の部類に對して（例へは或る緩和されたる輔成的拘禁を言渡されたる者、乃至勞働嫌忌を表示する者に對して）より少額の補助金か確定され得る。補助金は一個の總額的性質を有する。別言すれは、輔成會は別に各被保護者に對して同一金額を使用すへき義務を負はされるものてはないのてある。補助金の分配は、地方の裁判官にではなしに、寧ろ輔成諸團體の中央機關に托されることを適當とするてあらう、蓋し輔成會の分布は必すしも常に裁判所管區に制限されて居るものてはないからてある。

處分され得る金錢は單に監督のためたけてはなしに、また被保護者を直接救助するためにも（例へは、被保護者に衣服、生業用具を供給するために、また雇主の許に赴くへき彼れの旅費の支拂を爲すために）等しく使用されることか要求されねはならないと同時に、またそこには公平の原則に從ひて、被保護者は能ふかきりこれ等の償還に努むへきものとすることを原則とすへきてある。固より我々はこれによりて多くを要求すへきてはない。若干の費用、就中、通信費、被保護者の就職口を求むるために爲されたる出費

及び彼等の徒弟附託費の償還のこときは寧ろこれを希望しないことを妥當とするのてあらう。

國家は上述のことき財政的犧牲を拂ふとしても、しかし國家は監督によりて次きのことき諸利益を享受し得るものてある。

(1) 監督は多數の自由剝奪刑を有效なる方法に於て代位し得るものたること。

(2) 監督は、從來無監督の下に多くの希望を裏切つた條件附有罪判決にそれの聲價を回復し得るものたること。

(3) 監督は犯罪豫防の有效なる一手段を供給するものたること。

(4) 最後に、監督は自由の制限を本質とする一個の特別刑事處分たること。固よりそこには、この處分か成功しない場合、これに代るへき或る他の手段か豫め確定せらるへきのは言ふまてもない。

VIII

報告者 le Dr François Finkey,
Hon. e. Professeur à l'Université, Substitut du Procureur general de la Sainte Couronne, Budapest.

この問題に解答する前に、そこには先つ他の先決的一問題に就きて考へることか必要とされるてあらう。一つの劃一的制度に據りて、また一つの劃一的方法に從ひて、而かも等しく必然的に、條件附受刑者及び條件附釋放者に對して監督を行ふことは、果して合目的てあり且つ可能てあるか否か即ちそれてある。

犯人のこの二部類は、假令彼等の個人自由の制限によりて同一範疇內に置かれたにしても、現實的には相互に根本的に別種の個々人を包容するものてある。

條件附受刑者は、一般的に——刑の免除條件に關して諸國法制中に存する重要なる差異にも拘らす——決して頽廢的性格を有つて居ない個々人てある。凡ての文明諸國の立法か、實際、條件附有罪判決若しくは刑の執行猶豫の特典に沿せしめるものは、假令犯人か左して重からさる一つの罪を犯したものてあるにしても、しかしそれは道德的見地に於て寬恕され得へき情狀に於て犯されたものてあり また彼等は社會的自己防衛の見地に於て何等著しき危險を構成するものてなく、而かも刑の猶豫によりて彼等には將來凡ての犯罪か阻止されるてあらうことの希望をすら存する場合にのみ限られて居るのてある。

これに反して、條件附に釋放せられたる被拘禁者は、假令この部類か輕重を異にせる犯罪に就きて處刑せられたる者の間に於てもまた等しく見出されるものてあるにしても、また主觀的罪責と彼等か社會に對して構成する危險とに關して大なる相違を存するものてあるにしても、しかし通常大犯罪者の範疇に屬するものてある。何れにしても、裁判所は、正義と社會保護との利益に於て、多少とも長期に亙る自由の喪

失を彼等に言渡すべきものと信したものに屬する。それ故に、この部類は彼等の累犯を阻止するために、一つの注意と特別の處置とを値するものてある。

この差異にも拘らす、監督の組織に於て犯人のこの二つの部類に對して一つの劃一的方法を適用するのは明白に不合理なことには違いないか、しかし實際的見地に於て、我々はこれを承認するの外はないてあらう。理論的には、犯人のこの二つの部類の處遇に於て、そして、就中、拘禁刑の執行中に於ける受刑者の部類別個別化に於て一つの區別を爲すことは固より必要なことてあるには違いないか、しかし、刑罰執行の監督に關するかきりに於て、事實上、その制度と方法とは、二つの範疇に對して、多少とも同一なものとなるてあらう。實際に於て、條件附處刑者と條件附釋放者とに對するこの監督は、類似の若しくは同一の諸機關によりて極めて良好に行はれ得るてあらうし、そして手續に關する諸規則もまた著しく同一のものとなるてあらう。

それ故に、問題の根本は、監督は絶對的にこれを國家の諸機關に托すへきか、或ひは同時に協會と私人との協力に倚頼すへきかの點に存する。私としては、國家の諸機關と社會との相互的協力か、理論に於ても實際に於ても、唯一の多幸なる方法てあると宣言することを毫末も躊躇しないものてある。道德的に遺棄狀態に置かれたる少年及ひ年少者の監督に於て、また被拘禁者の輔成に於て、國家と社會とは何れも同等の利害關係を有するものてあり、そしてその事業に於てそこには常に國家の諸機關と各種保護團體との協力か要求されて居るのと同樣に、條件附處刑者と條件附釋放者との保護に對してもまた、苟しくも我々に於て、等しく重要にして而かも同一の目的を追求するこの二つの制度の成功を確保せむと欲するかきりに於て、一方に於ては國家と、他方に於ては輔成諸團體若しくはそれを構成する私人たちとの間に、當然この協力を必要とされることになるのてある。

裁判所によりて條件附に有罪を言渡されたるもの、言ひ換へれは、一定の期間一個の道德的觀察に附せられたる者竝ひに彼等の刑の大部分の執行に服したる後、彼等の善良なる行狀と彼等の遷善的進步との故を以て、權限ある官憲によりて、彼等の有罪判決の殘餘期間に就き條件附に釋放せられたる受刑者か、有罪判決によりて限定せられたる彼等の制限的自由の期間中、取締規則によりて規定せられたる行狀の準則を遵守するか、また彼等か彼等の完全なる確定的釋放のために課せられたる諸條件を履行するかに就きて監督を爲すことは、單に國家の權利たるはかりてはなく、また國家の裁判上の任務から流出する義務なのてある。

また社會的安全と社會的平和との見地に於て疑ひあるこれ等の個人か再ひ犯罪に陷ることなきよう確保することは、社會に取りて等しく無關心事たる譯には行かない。それ故に、慈惠的諸團體とその成員とか能ふかきり敏活にこれ等疑はしき個々人の監督に、彼等の道德的保護に關與することは極めて望ましきこととされる。

加之、この原則的問題に就きては、今日既に議論の餘地を存せない。そこに殘されたるものは、たた國家と社會との諸機關の間にこの協力を確保し而かもまた能ふかぎりこの協力を有效且つ有利ならしめるか爲に合目的なる方法の何たるかを探求することたけてある。幸福にも、そこには、イギリス、アメリカ諸州のごとき多數の國によりて、而かもまた我かホンガリヤによりて、矯正院より假りに釋放せられたる年少犯人に對して既に大戰前に實施せられたる優秀なる幾多の先例か示されて居る。矯正院若しくは少年監より條件附に釋放せられたる者の監督に關して、これ等諸國の中最も弱小なるホンガリヤによりて採用せられたる制度をここに說明することか私に許されるならは、この制度の本質は即ち次きの諸點に存するものてある。——司法省の特別の一課か年少犯人に對して全國内に於て命せられたる凡ての處分の執行を監督し且つ指揮する。中間機關としては、年少犯人の一監督委員會か各控訴院所在地に設置される。この委員會は司法大臣によりて委任されたる一議長、副議長及ひ議員によりて構成され、現實的に上級監督を行ひ、そして下級機關としては、地方裁判所及ひ區裁判所所在地に於て、司法大臣によりて任命されたる輔成官と輔成會の特志會員とかその指定されたる條件附釋放者の各自に對して直接監督を行ふことになるのてある。

年少犯人に關して、ホンガリヤに於て良好と認められたるこの制度とこの組織とは、また安心して、條件附に有罪を言渡され若しくは條件附に釋放せられたる成年犯人の監督に關しても等しく採用され得るてあらう。この場合我々の達せむと欲するものは年少犯人の場合に於けると同一の目的、即ち假令彼等か現に一つの自由剝奪刑の執行を受けて居るものてないにしても、尙ほ且つその自由を制限せられたる人々の道德性を直接に監督し、且つ彼等か社會に對して尙ほ構成し得る公けの危險を防止することてある。それ故に、この監督とこの統制との制度と方法とは、年少犯人に對して提案されたるそれに類似の樣式に於て構成され得るものてあらう。

組織

條件附受刑者と條件附釋放者とに對する監督の最高中央機關は司法省の外には在り得ない。この省内に於て、この機關の事務は或ひは輔成會に、或ひはまた他の特別なる一課に托せられねはならないてあらう。この中央機關は最高監督と下級諸機關の指揮とに任することになるてあらう。尙ほまたこの機關は中央鑑識名簿（犯罪人名簿）を管理し且つ諸外國との報告を交換することを以てその任務とすへきてあらう。

中間機關として、そこには、各控訴院所在地に、條件附釋放者の監督委員會か創設さるへきてあらうこの委員會の成員は司法大臣によりて任命せらるへく、そして各委員會には一名又は二名の判事、若干名の檢事及ひ辯護士かその議席を占むへきてあらう。この委員會は一樣に指名による名譽職委員によりて構成せられ、且つその定員は過大に失せす（十名乃至十五名）而かも全部か活動的にして同時に献身的なる

專門家たることか望ましきこととされる。

監督の凡ての成功は、その管轄區域内に於て條件附有罪判決若しくは條件附釋放を受けたる犯人に對してそれぞれ一監督機關（保護司）を指定し、この機關をして、その善良なる助言により、また必要に應しては事實によりて被監督者の活動を助成せしむへきこれ等監督委員會の活動如何に關はるものてある。監督委員は、時々、監督機關の業態と疑はしきもの若しくは定心なきものと認められたる受刑者の行狀とに就きて、親しく報告を徵する。委員會は毎月常規に開會され、且つその會議に於ては被監督者に對する監督機關の諸報告か朗讀される。委員會は被監督者の各個に對して一つの特別監督簿を作成する。この帳簿には被監督者の凡ての個人的與件と監督の成績とか記載されるてあらう。この官廳は條件附釋放の未必的取消若しくはそれの延長に關して決定することを要するてあらう。またこの官廳は觀察期間か良好に滿了したる後、受刑者の確定的釋放を言渡すことになるてあらう。かようにして、この官廳は裁判所をして一つの重き負擔から免かれしめ、且つ同時に公安の貴重なる一支柱となるものてあらう。

この中級官廳は、要するに、年少犯人の監督に任する官廳と同一の監督及ひ助成の事業を爲すものたるへきか故に、この二つの官憲は實際的及ひ就中財政的理由のために合併され得へきものてあらうと私は確信する。年少犯人の監督機關か既に存在する場合に於ては、その職能の範圍か更らに擴張され得るてあらうし、從つて、この場合單一の名稱を有する官廳か、數分科に分れて、(1)、年少犯人、(2)、條件附受刑者、及ひ(3)、條件附釋放者の監督及ひ監視に從事することになるてあらう。かくのごとき統一と同一性質の諸義務を單一なる同一官廳に賦課することとは、第一にこの委員會により大なる權力と重要性とを與へることになるてあらうし、また他方に於ては事件の敏速なる處置を容易にし、併せて他の諸官廳との公式の諸關係に便することになるてあらう。

釋放者個々の監督及ひ監視の事業は、第一審裁判所若しくは最も重要なる治安裁判所所屬の輔成官若しくは保護司竝ひに監督委員會によりて特にこの任務のために任命せられ若しくは委托せられたる輔成會の特志會員によりて遂行せられることになるてあらう。

マッサチユーセツツ州の實際に於ける健全にして且つ好評なる創造にかかる輔成官（保護司）の制度は條件附受刑者と條件附釋放者との監督に關する最も確實にして且つ最も適切なる機關てある。或る國家かこの重要なる使命のために、より多數の保護司を使用するに從ひて、その成功は益々確實となるてあらう。若しも我々か條件附受刑者と條件附釋放者との監督及ひ監視を眞劍に實現せむと欲するならは、我々は是非とも各受刑者に一名の保護司若しくは一名の特別輔成者を附することにせねはならない。しかしながら、職業的輔成者は、固より、同時に、類似の性質を有する多數の受刑者を監督し得ることになるてあらう。

監督及ひ監視の方法か場合によりて相違し、且つ異別の個性にそれそれ適應せねはならないものてあることを殊更證明せむとするのは無用なことてあらう。

敢て根から腐敗して居る譯てない條件附受刑者に在りては、その監督の方法と手段とは、より單純てあり、またより寛大たり得るてあらう。蓋しこの場合、保護司は、受刑者に向つて定期に（毎月一回若しくは二回）書面に依る報告を要求し、時々、親しく受刑者を視察し、また彼れの側からも毎月監督委員會に報告を爲し、そして凡ての非常なる場合には（例へは受刑者か一つの新たなる罪を犯したるとき。逃走したるとき、浮浪に陷りたるとき）、遲滯なく必要なる報告を爲すへきてあらう。

條件附釋放者の間に於ては、監督の見地に於て、次きの三部類か區別されねはならない。(1)、一つの完全なる改善の期待の下に釋放せられたる非頽廢者、(2)、若干の改善徵候を示しては居るか、而かも尙ほ依然として疑惑を存續せしめる疑問的性格者、(3)、絕對的に改善不能といふ譯てはないか（若干の立法かこの部類に對しても、また等しく條件附釋放の恩典を與へるのは即ちこれかためてある）、しかしその改善は極度に疑はしく、而かも全然不確實にすら見える惡性の根強き職業的犯罪人。監督の見地に於て、これ等三部類の各個には、それそれ相當なる嚴しさの程度か適用されることになるてあらう。

嚴しさの程度に於て差等附けられたるこの三種の監督及ひ監視に適用せらるへき諸準則は何てあるか？この點に於て精密なる指示を與へることは固より困難てある。ここにはたた上記三部類の各個に適應する方法の一般的輪廓を與へるたけに止めるのほかはない。第一部類に於ては、我々は條件附受刑者に關して我々の提示したる前記の方法を以し滿足し得る。疑問的性格者に對しては、保護司の許に定期に出頭する義務、職業及ひ生活樣式の證明か要求され得るてあらう。第三部類の慢性的犯罪人に對する最も嚴正なる處分は、彼等を警察の常住監視に附することてあらう。そして各都市に於けるこの種の監視は單一の高等警察吏に托せられることを必要とするてあらう。

最後に、監督及ひ監視制度の大成は、凡ての國家間、そして特に聯盟諸國家間に於けるそれの國際的組織に存するてあらう。この點に於ては、犯罪人の引渡に關する國際諸條約中に、條件附受刑者の問題に關する取極めを規定することか適當とされるてあらう。この場合、條件附に釋放せられたる受刑者か、或る外國旅行の口實の下に、規定の監督を回避し、從つてまたこの方法によりて、新たなる罪を犯したる場合に、彼等か條件附自由の取消を免かれ得ることを妨止すへき適當なる手段を研究することか必要とされるてあらう。

この問題の解決は困難てある。そしてこの場合に於ても、そこに一個の公平なる解決を見出さむかためには、尙ほ我々は前記三部類の間に區別を立てねはならない。これ等の被放免者に凡ての外國旅行を禁止するのは、往々にして餘りに苛酷に失した處分となるてあらうし、而かもまた他の場合に於ては、この處分は恐らく不可避的とされるてあらう。

條件附受刑者の場合、外國旅行は、單に執行を猶豫せられたるその有罪判決か或る程度以上、例へは一箇月以上の禁錮にかかる犯人に對してのみ制限され得るてあらう。彼等の外國旅行には豫しめ監督委員會の許可を得ることを必要ならしめ、且つ委員會は彼等に對して一つの保證金の供託を命し得るものとすへきてあらう。

條件附釋放者の場合、上記第一部類に對してはまた同一の制度か適用され得るてあらう。これに反して、第二及ひ第三の部類に屬する疑問的性格者と重き累犯者とに對しては、外國旅行の許可は單に例外的のものとして司法大臣に留保せらるへきてあらう。そして司法大臣は各場合に就き、許可を與へ得へきか若しくはそれを拒絶すへきかを周到に裁量することを要するてあらう。

* * *

要するに、私はこの問題の解答として次きの諸提案を爲すものてある。

(1) 條件附受刑者若しくは條件附釋放者の監督及ひ監視の指揮と管理とは司法省の權限の範圍に屬せしめねはならない。この省内に於て、この事務はこのために特に組織せられたる一課若しくは輔成又は少年保護課に托せらるへきてあらう。

(2) 監督及ひ監視の最も重要なる機關は、中級の機關として設置されたる監督委員會（官廳）てあらう、

そしてそれは年少犯人の監督官廳を擴張することによりて若しくは獨立の官廳としてこれを控訴院所在地に設置することによりて實現されることになるてあらう。この官憲は豫しめ定められたる一つの綱領に從ひて、その管轄地域内に於て條件附自由を與へられたる凡ての人々の監督と監視とに任すへきものてあらう。

(3) 監督委員會は各條件附受刑者若しくは條件附釋放者に對して一名の特別輔成者を委囑すへく、そしてこの輔成者の活動は委員會自身によりて成規に監視され且つ監督されることになるてあらう。

(4) 條件附受刑者及ひ條件附釋放者の外國旅行は、また犯罪人引渡に關する國際條約中に於てか、若しくは相互主義に基きたる國際的取扱の方法によりて、特別なる取極めを爲すことを必要とするてあらう。

K

報告者　Arne Omsted,
Directeur du Pénitentier de l'Etat (Botsfengslet), Christiana,

北米合衆國に於て——第一にそれの完全なる發達を見たる——『觀察』(probation) 及ひ『宣誓釋放』(parole) の語によりて表示せられたる二つの制度か近代行刑制度の中に一つの極めて重要なる地位を占むへきもの

てあることは、疑ひもなく、今日凡ての文明國に於て、殆と完全に一致したる見解である。しかしそれにも拘らず、これ等の處分か依つて適用せらるへき諸條件とこれ等の處分か組織せらるへき方法とに關しては、諸國に於て採用されたる見解は極めて多樣てある。

ノールウエーに於ては、『觀察』の制度は二つの異りたる形の下に施行された。條件附起訴猶豫と條件附執行猶豫とか即ちそれてある。第一の場合に於ては、一定の期間中犯人か一定の條件を充すことを條件として、檢事は或る犯人に對する司法上の訴追を拋棄するものてあり、そしてこれ等の條件中には通常、一つの監督處分に服すへき一條件を存するのてある。第二の場合に於ては、裁判所は或る通常の有罪判決を言渡し、而かも同時に、上記のそれと類似の諸條件の下に、一定の期間その言渡されたる刑の執行を猶豫すへき決定を與へるものてある。

條件附釋放に關しては、ノールウエー刑法は、或る被拘禁者か言渡されたる刑の三分の二（そして尠くとも六箇月）の執行に服したるとき彼れは釋放され得へきものと定める。若しも被拘禁者か前に條件附釋放せられたることなきときは、刑務所長は彼れの釋放を決定する權能を有すへく、反對の場合に於ては、被拘禁者に更に新たなる顯證を期待し得へき充分なる理由を存するかきりに於て、行刑局はその釋放を決定すへきものとされる。

上記二つの處分の何れに取りても等しく肝要なることは、犯人か觀察期間中一つの有效なる監督の下に置かれることてある。若しも監督か缺けて居たならは『觀察』處分竝ひに『宣誓釋放』處分は——殊に、個人か容易に群集中に消え去るへき人口稠密の大都會に於て——無處罰に一つの犯罪生活を繼續する一個の免許となるへき危險を藏することになるてあらう。

監督は公けの官吏によりてか若しくは一つの私的援助、言ひ換へれは協會若しくは個人によりて行はれるてあらう。

多數の國、例へはアメリカ合衆國に於ては、本質的に、國家の有給官吏たる『保護司』(probation officer)と『宣誓釋放官』(parole officer)とか使用される、そしてアメリカ人は、監督を有效ならしめるために、これを以て一つの絕對的必要事と考へて居るのてある。假りに各個の場合に於て、私人に監督を托することになるにしても、これ等の私人は常にこの公式の監督を司る官廳の指揮と高級監督との下に、その任務を遂行することを要するものてあらう。

他の諸國、例へは我か國のこときに於ては、犯人か一官吏によりて行はれる一個の監督處分の下に置かれることは、その犯人か自由なる市民として社會に復歸することに一個の障碍を成すてあらうとする見解か行はれた。蓋し假令これ等の官吏は決して警察に屬するものてはないにしても、しかし一般公衆の目からは彼等は等しく警察吏と看做されることになるてあらう。そして彼等か彼等の行動に於て、凡ての機才と可能なる凡ての周到なる用意とを實證するてあらう場合てすらも、店頭若しくは住居に於ける一公吏

の訪問、雇主、隣人等に就きての彼れの取調は、尙ほ被監督者に有害なる影響を與へ、若しくは、何れにしても、彼れか一個の汚點を附せられたる人間たることの印象を彼れに喚ひ起すことによりて、それか彼れの自尊心を傷け得るてあらうことは、恐らく避けかたき事態てある。それ故に、この見地を採用する人々は、監督は決して公けの官吏によりて實行せらるへきものてないと主張するのてある。即ちその標語として彼等は言ふ、『若しも我々か、拘禁生活を續ける代りに、犯人に自から自由の生活に復活すへき一つの機會を與へむと欲するならは、我々はまた監獄と警察とを回想せしめる凡てから眞に彼れを解放することか必要てある』と。

これ等の氣遣ひは兎角誇張され易い。我々は、アメリカに於て、或る『保護司』若しくは『釋放官』かこの事情か我々をして彼れに或る適當なる職業を供與することを困難ならしめて居るのてある。これに反してアメリカに於ては、一般に、雇主たちは、條件附に釋放せられたるもの若しくは觀察處分に附せられたるものを、少しの躊躇もなしに使用すると言はれて居る。蓋し彼等の考へは、一般に、『私は彼れに一個の機會を與へむとする』ことに在るのてある。然るに、我々に在りては、この間の事情は決して正確に同一てはない。

公衆の見解に於て一個の警察吏と混同されたといふ例を聞かなかつた。そして、監督か、固より若干の國に於て、可なり不用意なる性質を帶ひて居るかに見えるにしても、我々は尙ほこの事實か被監督者に彼れの社會的地位の回復を妨けたといふ事例を別に聽かされては居ないのてある。

しかしながら、何等の檢覈もなしに一國の諸制度を他國に導入すること、言ひ換へれは、それかまた他國にも全然妥當するものてあつて、新たなる諸條件に適應せしめるために別に何等改變の必要を存せなかつたことを確かめることなしに、これを施行するかことときは充分に警戒すへきことてある。蓋しアメリカに於ては、犯人か輿論の中に復權を得ることは、ヨーロッパに於けるよりも、遙かに容易てあるかに見える。然るに、我かヨーロッパに於ては、犯人は多くの環境に於て、或る不信を以て觀られて居る。そしてこの事情か我々をして彼れに或る適當なる職業を供與することを困難ならしめて居るのてある。これに反してアメリカに於ては、一般に、雇主たちは、條件附に釋放せられたるもの若しくは觀察處分に附せられたるものを、少しの躊躇もなしに使用すると言はれて居る。蓋し彼等の考へは、一般に、『私は彼れに一個の機會を與へむとする』ことに在るのてある。然るに、我々に在りては、この間の事情は決して正確に同一てはない。

問題は、犯人の復權を目的とし、且つ實直なる市民たちの間にそれと等しきものとして彼等の地位を回復すへく彼等を援助することを目的とする事業と同樣に困難なる一つの使命の達成に關するものてあるかきり、そこには苟くもこの目的に對して一個の障碍と看做され得へき凡てか回避されねはならない。私かそれを指摘したかように、或る場合に於て、犯人か或る公けの官吏の監督の下に在ることの事實により て、彼れの尊嚴を毀けられたと感し得るてあらうことは否定しかたい。またこの事實か、恐らく勇氣と自信との缺乏をそれの最大の缺點としたかことき或る犯人をして再ひ彼れの社會的地位を征服せむとする鬪ひに於てより速かに失望せしむへく貢獻するものてあらうことも、等しく否定しかたい。若しもこの見地か正當に承認されるならは、苟くも充分に有效なる一個の監督か他の方法に於て組織され得るかきりに於て、上記の事情は、監督者としての官吏の使用を禁止するために、一つの充分なる理由と認められ得るも

のてあらう。

彼等の國家の使用人てあるといふ事實に基いて、監督者としての官吏に對して爲されたる考察は、輔成會によりて囑任されたる吏員には適用され得ないてあらう。例へはノールウエーに於けるかように、これ等の輔成會か國家によりて補助金を支給されて居る事實は、これ等輔成會の囑任する吏員を私人と看做す一般の輿論を毫も妨けるものてはない。輔成會によりて囑任されたる有給の人々によりて行はれる監督は、また、孤立的に無給の篤志的個人によりて爲されるそれと同樣の不便を有たないてあらう。若しも或る人か滿足なる方法に於て、條件附釋放者乃至條件附受刑者を監督し得ることになるならは、彼れを任用し、且つ彼れに給料を支給するものか國家たると輔成會たるとは、敢て問題てはなく、要點は、寧ろ、それか單に彼れの片手間の仕事てはなしに、彼れの本職てあることに存する。固より、單に片手間の仕事として監督に從事するに過きない篤志家たちの間に於ても、彼等の職務に極めて熱心てあつて、而かも望ましき個人的條件の凡てを具備せる人々か見出されるてあらうのは言ふまてもない。しかしなから、事物の性質上、この種の人々か、輔成會の吏員の場合に於けるかように、この事業に彼等の全力を傾倒するてあらうことを期待する譯には行かない。若しも彼等の眞の職業か彼等に課する諸義務と、輔成の職務に於ける彼等の仕事との間に一つの矛盾を來したとするならは、この場合、第二義的のものとして拋棄されるものか後者てあるへきは恐らく必然的てあらう。またそこには、博愛的精神に基いた篤志輔成者の中にて、專ら輔成事業に對して彼れ等の負擔する義務のために、彼等の日常生活の凡てを犧牲にするものは、單にその最小部分に止まるてあらうことを豫想すへき充分なる理由を存する。

それ故に、監督を專ら無給の博愛家にのみ托するのは、絶對的に不適當とされねはならない。しかしなから、これ等の博愛家かまた輔成事業のために大なる奉仕を爲し得るものたることは固より言ふまてもなく、從つて、またそこには彼等の援助を求むへき多數の場合を存するてあらうことも、固より疑ひない。就中、一名の有給吏員を使用する譯に行かないほと爾かく事件の少數なる地方に於て、彼等の援助は特に必要とされるてあらう。民間輔成團體の監督制度を基礎とする諸國に於ては、各裁判所は、その管內に必す一個の輔成會を有すへきものとする前提から出發せねはならない。しかしなから、有給輔成員を任用し得るものは、單に大都會の輔成會にのみ止まるてあらう。かようにして、ノールウエーに現存する六一の輔成會中、有給の輔成員を有するものは單に四大都市のそれのみてある。爾餘の輔成會は、監督の任務に就く資格を有し且つ必要に應してその任務を引受くへき用意を有する篤志家たちの中から、豫しめ必要數の輔成員を選擇するか、或ひはまた個々の事件を生する度毎に、或る篤志家を覓めて、その者に輔成の任務を托するの外なきとになつて居るのてある。この二つの場合に於て、輔成會の理事者か輔成員に彼れの義務に關する必要なる指示を與へ、且つその義務の履行に就きて監督すへきは固より言ふまてもない。殊

に、被放免者か農村に於て勞働を見出したる場合に於ては、彼れの雇主かこの監督の任務に對して充分の資格あることの實證されたかきりに於て、この雇主に監督の任務を托することによりて、我々は極めて良好なる結果を獲得したのてある。

しかしなから、上記の制度の下に於て、有給輔成吏を存する地方に於ててすら、殊に有給輔成吏かその凡ての監督に任する譯に行かないまて に爾かく多數の被監督者を存する場合に於て、そこには尚ほ特志による私人の援助の必要を存し得るてあらう。この場合に於ても、尚ほ有給輔成吏は、監督か行はれて居ないか、或ひはまた被監督者か彼れの宣誓を破り若しくは與へられたる諸條件に違反したる等の事實を認めたるとき、直ちにこれに干渉するために、或る程度に於て、特志輔成者の仕事と接觸を保つものたることか豫定されねはならない。

條件附に釋放せられたる被拘禁者と刑事訴追を條件附に猶豫せられたる者とに對する監督は、刑務行政に於ける重要なる一點を構成する。それ故に、この場合、國家かその經費の主要なる部分を負擔するのか極めて當然なのと同樣に、また或る程度に於て、國家か輔成會の仕事を監督するのは等しく正當なことてある。ノールウェーに於ては、上記の諸團體か法律によりて定められたる監督を行ひ得る資格を獲得するかためには、國王の認許か必要とされる。司法大臣は輔成諸團體中央理事會に一名の代表者を任命する。そして各輔成會の間に於ける國家の補助金の分配竝ひに有給吏員の任用には、また等しく司法大臣の認可か必要とされるのてある。

輔成會は關係諸官廳、即ち檢事、裁判所及ひ刑務官廳と密接なる聯絡に於て行動することか、また等しく必要とされる。この點に於て、輔成會の吏員は、既に被告人の釋放に先ちて、釋放される日とその者の附託先乃至就職先とに就きて、上記諸官廳と打合せを爲すことを要する。若しも被放免者か監督を逃れむとするか、若しくは定められたる諸條件の履行を怠るときは、監督員は遲滯なく關係官廳にこれか報告を爲すことを要するてあらう。

條件附釋放及ひ條件附有罪判決に伴ふ一つの弊害は、被放免者が或る他國に移動することによりて監督から逃れ得るてあらうことてある。そしてそれは合衆國に於て廣く行はれて居る事例てある。この場合、聯合各州に於ては、その者の亡失を公示するのか、慣例てある。若しその者か發見されれは、彼れは逮捕され、且つ送還される、蓋し許可なき彼れの移住は定められたる諸條件に對する違反と看做されて居るからてある。この弊害を豫防するために、より有效なる一つの手段を指示することは、恐らく困難てあらう。

ヨーロッパに於て、被監督者の或者か國外移住によりて監督を逃れるに至るのは、より罕れな事態に屬するものなことは確かてある。しかしそれにも拘らす、尚ほヨーロッパに於ても等しくかくのことき事例を生し得ることは、固より言ふまてもない。しかしなから、國外旅行免狀を得ることは、條件附受刑者若

しくては條件附釋放者に取りて、決して容易なことではないであらう。從つて、問題の人々は、一般的に、免許移入者ではないことになるのである。その本國の監督官憲か彼れの滯在地を知り、且つ彼れの送還を希望するかぎりに於て、若しもその滯在國との間に一つの犯罪人引渡條約を存するならは、その者の引渡を得る手段は最も頻繁に見出されることになるであらう。蓋し彼等の無處罰のために定められたる諸條件を充さなかつた犯人は、それか彼等の引渡に關する場合、固より他の者と同樣に、逃亡犯人と看做されねはならないからである。

若しも條件附受刑者若しくは條件附釋放者か、或る他國に滯在することを監督官憲によりて許可され、そしてその結果、滯在國の警察官憲の許可を得てその地に居住する場合には、彼れの新居住地の監督官憲に彼れの監督を委囑するために、これ等の官憲との間に一つの協定の締結せらるへき可能性か豫想され得るであらう。若しもこの場合その者か彼れの釋放に就きて課せられたる諸條件を充さないならは、彼れは恐らく、無免許國外移住によりて監督を逃れたる者と同樣に、取扱はれ得ることになるであらう。

しかしながら、若しも犯人かその新住所を選ひたる國の市民である場合には、其國家は或る他國の行刑官廳にその自國民の引渡を爲すことを欲せさるへき困難か生するであらうし、また或る他國に於て言渡されたる一つの有罪判決の執行はその國に於て許されさる場合をも生するであらう。しかしながら、ノールウエーに於てその例を見るかように、若しも外國人には一般的に條件附釋放か與へられて居ないとするならは、そして若しも同一の原則に從ひて、外國市民に對しては條件附有罪判決を適用せす、また彼等の犯したる罪に對する訴追をも猶豫しないことになれは、上記の不便は實際に於てその意味を失ふことになるであらう。

第三部　第二問

所謂る『國際的』犯罪人の防遏を國家間により有效ならしめ得る方法如何

I

報告者　H. Donnedieu De Vabres,
Professeur à l'Uuiversité de Paris.

戰前、國際犯罪人の防遏に關する問題は、多くの理論的難點を含むものとされた。國家間に於ける一致の手段によりてこの防遏をより有效ならしめるために、從來、法律家及ひ外交官の國際諸會議か開催された。そして大戰に伴ひたる諸事情は更らに問題の困難を增加した。蓋し、一方に於て、諸國民の間に各種の新たなる障壁か築かれ、そしてこれ等の障壁は、各國に於て鎭壓の助成を任とする諸官憲の間に於ける國際的諸關係をより紛糾せしめ、且つその聯絡をより弛緩せしめることになつた。また他方に於て、科學

の進歩と交通手段の著しき發達とは、犯罪人のために、國境の通過を容易にし且つ逃走に便宜を與へることになつた。——加之、國際的犯罪者は、その數と共に、またその種類を增加しつつあることが認められる。大戰前まで、各國立法者と國際諸會同とのその注意は專ら無政府主義犯人、貨幣僞造者、人身賣買者に向けられて居た。然るに、今日、アメリカ式竊盜、掏摸、不正香具師、詐欺賭博師等の類かしはしは國際的聯絡の下に活動する危險なる累犯者であり、從つてこれが鎭壓のためには、また等しく國家間に國際的協定を必要ならしめるものであることは、何人にも隱れなき事實である。

この協定は、今日、各國警察間に於ける情報の交換乃至犯人の搜査及び檢擧のために、隣接諸國の司法官憲を非公式に結合する協調によりて準備されて居る。近時の諸立法及び最近の刑法諸草案は、一つの國際的連帶及び國際的相互主義の精神に於て、刑事裁判權、刑罰法の適用及び判決の拘束力を國境外に擴張するの必要を承認して居る。そこには、これ等の立法的努力を奬勵し、且つこれに一個の公式にして强制的なる性質を附することによりて、それの實踐を普遍化する必要を存する。國際聯盟は、この進化に一つの本質的役目を演する使命を有するかに有える。

我々の推賞する國際的協定は、ここに我々の注意を要求する次きの三點を目的とすることになるであらう。

(1)、國際的犯罪者の搜査及び檢擧

(2)、國際的裁判權に關する取極め

(3)、準據法及び刑事判決の治外法權的效果に關する取極め

I

國際的犯罪者は、殆と常に累犯者若しくは慣行性犯人である。國內法に於ては、累犯の確認は、最近數年來、一個の異常なる完成の程度に到達したる科學的手續の對象である。人體測定制度は、それの同一性を隱秘することによりて彼れの前科を韜晦せむとする者を確實に識別せしめ得る。犯罪人名簿は先きに彼れに對して言渡されたる有罪判決の紀念を保存する。警察の有機的活動網は領土の最も遠隔なる諸地點にまで擴充して居る（しかしこの點は、不幸にも、若干の國に於ては尙ほ數段の進步に待たねはならぬ）。問題は、これ等の個人識別、徵證及び搜査に關する方法の國際化である。世界大戰の將に勃發せむとする一九一四年に、この意味に於て、極めて多幸なる一努力かモナコの國際司法警察會議に於て爲された。この會議を主導した諸思想は、種々の點に於て、我々の尊重を値するものである。この會議の記錄を喜むて我々に提供した同會議の議長ラルノード氏の好意を謝すると共に、我々はこれ等の記錄か近く公刊されむことを切に希望するものである。

人體測定制度——指紋法の優越性を確認することは今日一般的に異論なき點である。ここに殊更注意す

るの必要なき諸理由のために、識別原紙（fiche signalétique）は指端の印刻以外に、尚ほ他の識別的諸要素を含まねはならないのは言ふまでもない。しかしなから、最も多幸に原紙分類の基礎として役立つへきものは指紋てある。今日、巴里警視廳の個人識別課に於ては、或る原紙を發見すへく、僅かに數分時を以て充分とする。實際、諸國警察の間に行はれたる交換の結果、この個人識別課は、また國際的犯罪者の大多數に關する原紙を包容して居るのてある。

これ等の交換は次きの諸基礎の上に確保され且つ一般化され得るてあらう。或る外國の國籍を有する者か訴追されたるときは、——尠くとも彼れに對する判決言渡若しくは國外追放の日に——逮捕國の官憲は彼れか自から本國と主張するか若しくは彼れの本國と思料される國家に彼れの人相書を送附することを要する。一つの國際的活動を爲し若しくは爲し得る危險なる犯罪者に對しては、この書類は凡ての首府に送附される。加之、この通牒を擴充せしめるために、個人識別課の長に一個の裁量權を附與することか適當とされる。この外、逮捕せられたる者の人相書を、その受領の度毎に公表する一つの名簿（Bulletin）か各國に於て、尠くとも各週に發行されねはならないてあらう。

警察間に於ける人相書の交換は、郵便によりて、また急を要する場合には電報によりて行はれる。これ等の交換に便するために、就中諸特徴と容姿とにより構成せられたる記號表意法（Méthode idéographique）人體測定原紙（fiche anthroponétrique）の或る共通雛形と指紋分類の或る共通雛形とか一つの國際的協定によりて一定されることか望ましきこととされる。一つの容姿帖（album des formes）——現今、パリー個別識別課に於て調製中の——には各警察にそれぞれその一部を存置せる『一般人相錄』（Code général de signalement）に於ける索引番號か附せられる。

犯罪人名簿——殊にフランスに於て實驗され且つ實施されたる制度は、各犯人の出生地裁判所の書記課に、彼れの司法上の過去に關する一切の情報を集中することに存する。そこには、國際的諸關係にこの手續を擴張することより、更らに容易な、また更らに必要な何物をも存せない。或る外國人に、國内に於て一つの有罪判決若しくは一つの追放を言渡すときは、その判決若しくは行政處分の謄本か彼れの本國の管轄官憲に送付される。若しその後、この者か何れかの國に於て逮捕されたとすれは、この場合、行政上又は司法上の性質を有する彼れの經歷の全般に就きての情報を得るかためには、彼れの本國政府に照會することを以て充分とするてあらう。各種恩惠的處分、即ち有罪判決を消滅せしめる諸原因（特赦、復權、大赦）は强制的にかくのことき諸通牒の對象とされる。一個の限定的領域に於てこれ等の思想を適用したる國際的諸協約の中にて我々かここに引用せむとするものは、白人婦女の賣買及ひ猥褻刊行物に關する一九一〇年五月の取極め（第七條）、一九一二年四月十二日のフランス・コナコ間の條約、アルサス・ローレーヌに關する一九二〇年五月五日の佛獨協約てある。

これ等の通牒は、郵便若しくは電報によりて、直接、關係諸國の司法官憲の間に行はれ得る。しかしながら、これ等の通牒は、犯罪人名簿の制度と適用とに關して、豫しめ凡ての國に於て共通の取扱例か確立されて居る場合にのみ有益なのてある。

かようにして、一部論者によりて提案せられたる一つの『國際的犯罪人名簿』(Commissariat judiciaire international)、即ち或る地に凡ての國の犯人に關する司法上の諸情報を集中する制度の創設は無用とされるてあらう。蓋し實際の必要は敢てこれ等情報の過度の豐富を要求するものてはないてあらうからてある。しかしながら、各國首府に、國際的大犯罪者 (grands malfaiteurs internationaux) の各身分簿か イロハ 順若しくは發音順によりて分類せられたるものを存置する制度を、我々は決して無用と信するものてはない。フランス現行の犯罪人名簿か凡ての國に於て實施されるに至らないかきり、この制度の創設は、確かに或る實益を有つことになるてあらう。それか實施されるとき、そこには、兎角遷延を免がれかたき情報を殊更ら請求するの必要なきに至らしめる利益か得られることになるてあらう。しかしながら、この制度には、所謂る『國際的重罪犯人』の定義に關する或る一致の見解か豫定される。この資格を値するかためには、單に或る犯人かその本國以外に於て或る罪を犯した事實を以て充分とするものてないのは明白てある。何故なれは、この事情はしはしは單に偶然の結果たり得るからてある。この資格を値するかためには、彼れの經歷 (前科その他)、彼れの生活慣習、彼れの知力的及び道德的素質より見て、彼れの表現する危險か一局部化されたるもの』(localisé) てないことか必要とされる。この點に於ては、警察官憲に一つの可なりに廣大なる裁量の權限を與へねはならないと我々は信する。困難は實際的方面によりもむしろより多く理論的方面に存するものてあらう。

犯罪人の搜査及ひ逮捕——より有價値なるものは、處罰よりも寧ろ豫防てある。豫防の國際的組織は、それか白人婦女賣買の鎭壓のために既に創設せられたるがここき中央情報課の設置に於て、國境竝ひに水陸の大交通路に於て行はれる周到なる監視に於て、また行政警察若しくは司法警察に關する凡ての事項に對して郵便、電信、電話による通信を無料となす制度に於て存し得る。國內警察間の聯絡を密切ならしめ且つ各警察間の努力の統一に寄與する凡ての處分は、國際的犯罪者の搜査と逮捕とを容易ならしめる。

この目的に於て、一部論者の間には、警察に於ける一國際語の採用か提唱された、そしてそれはエスペラント語の普及に至るまて、差し當りフランス語たるへきものとされた。就中、論者の間に、警察の領土外活動に對して外交關係より來る各種の障碍を出來るたけ緩和せむとする提案か試みられたのは、正當てある。

しかしなから、逮捕狀を有する官吏か、凡ての搜査に先ちて、逃亡國の一裁判官より先つその逮捕狀に就きて查證を求むるの義務を有するてあらうことは、外國の領土主權を尊重するために當然要求される一

條件である。また國境に於て逮捕せられさる犯人を追跡すべき『國際警察班』(brigades internationales) の制度は危險にして無用なるものとして、我々はこれを排斥する。

しかしながら、苟くも査證か與へられたるかきり、そこには、如何なる補足的形式によりても、外國捜査官か地方警察の活動を求め、これに協力し且つ彼れの有する諸般の情報によりてその捜査を援助することを妨け得るものてないことか本質とされねはならぬ。若しも各國に一個の『國際司法捜査局』(bureau international de recherches judiciaires) ——その内部に於ては警察の一上級官吏によりて各國家を代表し、且つ同時に司法省と外務省とに隷屬すべき——を存したならは、この聯絡はより容易となるてあらう。

國内警察の動員を容易にし且つ敏速ならしめるために、そこに爲されたる提案は、郵便、電報、若しくは電話によりて傳達されたる逮捕狀發行の通知若しくは相當の公式名簿 (Bulletin) に於ける一つの單純なる登錄は、直ちに引渡のためにする假逮捕の請求を伴ひ得るものとすることてある。

II

國際的犯罪人に對する鎭壓策は、第二に、裁判管轄權に關する共通規定の確立を要求する。蓋し、現に犯人をその手中に有する國家の裁判所か彼れの裁判を拒絶するかために、犯罪人は餘りにしはしは刑の適用を免かれて居るのてある。鎭壓の普遍性を確保するために、そこには、或ひは犯罪人引渡制度の實際的運用の發達と一般化とを計ることか、或ひは凡ての場合に於て、或る事件の審判に就き逮捕地の裁判官の權限を認めることによりて、刑罰權の世界主義により廣汎なる考慮を拂ふへきことか提案された。實際上、この二つの方法は互に相排擠するものてはなく、互に相補足するものてある。即ち後者は、前者に對して補充手段たる役目を演するものに外ならない。

常に採擇すへきものは犯罪人の引渡てある。何故なれはこの制度は犯罪の各種共犯者を單一の裁判權(犯罪地の裁判所)に服せしめ得るものてあり、そしてこの犯罪地裁判所は、凡ての點に於て、事件の審判に附き最良の資格を有するものてあるからてある。それ故に、そこには、犯罪人の引渡を漸時内國人に及ほすことによりてこの制度の運用を完全ならしめ、この適用に、純粹に裁判管轄上の一性質を與へ、殊に再引渡の見地に於てそれの效果を明定するの必要を存する。犯罪人引渡に關する一個の普遍的條約(萬國間の條約)の締結を主張することは尚早てあるにしても、しかし尠くとも、國際的協定の方法により、立法的統一に便すへき一個の模範條約を確立することは可能てある。固より、犯罪人の引渡は、先つ第一に選擇すへき手段てあるとしても、しかし、この制度は鎭壓の普遍的效果を確保するために、必すしも必要缺くへからさる手段たといふ譯てはない。

より良き資格を有する或る裁判所に犯人を引渡す制度を缺く場合、その領土内に於て或る犯罪の正犯を逮捕したる國家の裁判所は常にこれを裁判し且つ處罰する資格を有するものたることか認められるならは、また等しく鎭壓の普遍的實效か達成される譯てある。正義の要求と世界的社會の利益とに等しく合致

する一原則の採用か近世立法者達の間に尚ほ遲疑逡巡されつつあるのは、不思議と言はねはならぬ。この原則の確立なきかぎり、白人婦女賣買の鎭壓を有效ならしめるために、一九〇二年及ひ一九一〇年の國際協約によりて認められたるかの屬地的裁判權と準屬地的裁判權との併用のこときは、刑事裁判權の超領土性を實現するために、我々の求め得る救治藥の一つてあらう。犯罪地の裁判官（judex deprehensionis）に管轄權を附與する制度は、同一の目的をより簡單に、且つより確實に達成する。しかしなから、訴追の實行は檢事の裁量に一任され、而かも檢事は彼れの干涉を最も重大なる事件にのみ限定するてあらうことか、極めて普通てあるとするならは、またこの制度にも缺點を免かれないとする議論には、多少の理由を存するにしても、しかしこの不便は敢て本質的意味を有するものてはない。

常設國際裁判所に一個の刑事裁判權を附與する制度は、また同一思想に基くものてある。

この制度は、凡ての社會の基礎を脅威するものとして、また一個の普遍的批難の感情を挑發するものとして、特定國家の權限を超越するかに見える或る種の國際的犯罪——例へは、無政府主義的犯罪、海賊行爲、婦女賣買のことき——の鎭壓に於て、裁判の統一を確保することになるてあらう。

國際裁判所は、戰爭を誘發し、若しくは、平時に於ても、例へは政治的若しくは宗教的狂信によりて支配されたる或る虐殺行爲のことき一個の集合犯罪より生し得る集合的刑事責任（法人としての國家の責任）に就きても、等しく審判することになるてあらう。

最後に、そして就中、國際裁判所は、司法上若しくは立法上の權限爭議、事實の認定に就きての疑義及ひ刑事判決の領土外執行より生する各種の困難を、不變的諸原則に從ひて解決するの任務を托されたる至上的及ひ規正的裁判所として活動することになるてあらう。

III

一個の理說として今日國際刑法を支配する屬地主義は二重の意義を有する。即ちこの主義の下に、一方に於て、外國刑罰法の適用は、內國裁判官に嚴正に禁止される。從つて一國裁判官は、刑事々件に就きては單に自國法律、即ち『法廷地法』（lex fori）をのみ適用するものてあり、また他方に於て、一國家の裁判所によりて言渡されたる判決は、その國家自體によりてのみ執行され得ることになるのてある。從つてこれ等の判決は國境外に於ては凡ての效力を失ふことになるのてあるから、國際的犯罪人に對する鎭壓の必要から見て、これ等の要請か何れも不合理なものてあり、不辨なものてあることは明白てある。

近代的諸刑法は、刑罰個別化に關する近代的諸觀念を基礎としてその適用を規正し、且つ或る特定の行爲てはなしに、犯人の持續的、慣行的活動を考慮して刑量を決定するものてあるにも拘らす、若しも犯人に於てこれ等刑罰法規の適用から免かれむかためには、單に國境を超へて、或る外國領土內に於て依然彼れの犯行を繼續するたけて充分たといふことになれは、これ等の刑罰法規は全くその社會的目的を失ふことになる譯てある。それ故に、渺くとも或る種の刑罰法規は外國に於ても適用され得るものてあり、一個

の常住的價値を有するものあり、そしてまた凡ての國家の裁判所を拘束するものたることを要する。これを例示するならは、就中、條件附有罪判決、累犯、復權に關する諸法律のごとき、皆その必要を存するものである。

若しも刑事判決の包含する沒收、失權、個人的無能力か或る領土以外に於て何等の效果をも有たないとするならは、刑事判決の有效性は、果してその程度まて減殺されることになるてあらう！　民法に於けると等しく、刑法に於てもまた國際社會の利益は、或る種刑罰法規の屬人的性質と判決の超領土的價値とを承認せしめねはならない。

論者は、これ等諸原則の運用か遭遇するてあらう各種の困難を著しく誇張した。しかしなから、或る外國人の民事上の能力を決定するためには、その本國法に準據することを要することか一般的に認められて居る。それか刑事責任の認定に關する場合、またこれを屬人主義に準據せしめることか、果して不合理たり、またより困難たるへきか?——制裁を豫定し且つそれの適用例を確定する狹義の刑罰法に關するかぎり、外國法の適用は、諸國の認めたる刑名を異にせる諸刑罰の間に一個の對照表の確立されることを豫想する。この事業は、文明諸國の刑事立法の間に現今極めて迅速に行はれつつある接近の事實によりて容易にされて居る。そこには、或る限られたる範圍に於て、既に若干の多幸なる試みか爲された。かようにして、各國家は、その行刑制度の統一を害することなしに、かのサヴイニーによりて型成せられたる、否寧

ろ彼れ以前、既に十四世紀にバルトール(Bartole)によりて提唱され、且つ彼れによりて、民事事件と刑事事件とに等しく適用せられたる合理主義に從ひて、外國法を適法に尊重し得ることになるてあらう。

刑事判決の超領土性は上來の諸考察に適應する。この性質は、先つ第一に、或る外國刑事判決を一事不再理の基礎たらしめ得ることを意味する(そしてこれは多數立法の承認するところてある)。またこの性質は、權限ある裁判官によりて言渡されたるか、若しくは正規に適用され得る法律に從ひて有罪判決に附加せられたる民事上の各種無能力及ひ失權の一般的承認を意味する。前に述へたかように、屬人主義に從ふへき累犯の加重を算定するに當りては、外國の有罪判決か斟酌されることになるてあらう。危險性犯人及ひ改善不能者に對して取られたる保安處分の執行は、引渡の方法によりて——一八八五年のローマ國際行刑會議に於て爲されたる提案に從ひて——犯人の本國に委托せらるへきものと認められ得る。

これ等各種の示唆は刑事處遇の個別化に關する近代的思想の活用てある。これ等示唆の現實的適用は、司法上の各種情報の國際的交換に於て現に實現されつつある進歩、而かもまた我々か益々それの助長を期しつつある進歩によりて容易にされる。そしてこれ等諸解決の間には、我々か明かにすることに努めた一つの連繫を存する。即ちこれ等の解決は、その何れに於ても、刑事政策の精神と方法とに於て一個の革新を要求する一個の新しき範疇に屬する犯罪人——國際的犯罪人——の存在てふ一事實を出發點として居るのてある。

Ⅰ、『國際的犯罪人』の訴追と逮捕とは次きの方法によりて助成される。

(1)、國際的協定の下に、犯人の個人識別とその前科の保存とに關して諸國に共通なる一制度の組織により、

(2)、諸國家の監督官憲の間に、人體測定紙（fiches anthropométriques）と犯罪人名簿を構成する第二號票（bulletin No. 2.——一八九九年八月五日の法律第一條參照）との正規の義務的交換により、

(3)、諸國家の司法官憲及び警察間に於ける直接聯絡の設定、これ等諸官憲の利益のために郵便、電信及ひ電話による無料通信、普通法上の犯罪に就き、委托國の司法官憲より逮捕狀發行の單純なる通知に基きて被疑者の假逮捕を爲す義務により、

Ⅱ、國際的裁判權を承認する一普通法に準據しての被疑者の審判は次きの方法によりて確保されるであらう。

(1)、若干の留保の下に、内國人の引渡を許可し且つ訴訟手續に一個の本質的に司法的なる性質を與へる犯罪人引渡に關する共通的諸規準則の採用により。

(2)、世界的裁判權の原則承認により、

(3)、常設國際裁判所に、一つの刑事裁判官を附與することにより、

Ⅲ、正規的にそれの支配を受ける法律關係に於ける外國刑罰法の適用か諸國家の最高裁判所　よりて許容され且つ確認されること、竝ひに執行力、積極的既決力及ひ消極的既判力の三點に於て、刑事裁判の國際的價値か承認されることは、まさしく世界的犯罪鎭壓の利益に合致することになるであらう。

Ⅱ

報告者　Ch. Menjaud,
Substitut du procureur de la République, à Metz.

第一部

Ⅰ、課せられたる問題の利益とここの報告の目的、

一國より他國に轉移する犯罪人か出來得るかぎり速かに裁判所に引渡され且つ彼等の罪責の確定を目的とする審理かそれの成功に最も有利なる諸條件に於て行はれるであらうことは、凡ての文明諸國の秩序と保安とに對する共通的利益である。

この考へ方に於て、凡ての國は社會的及ひ人道的見地に於て、相互に連帶的であると言はれ得るであら

う。

國際行刑會議か、國家間に國際的犯罪人の鎭壓をより有效ならしめ得へき方法如何の問題を課したのは、明かにこの連帶觀に基くものてある。

それ故に、ここに必要なることは、諸國の立法と諸國家間の關係との現狀に於て、これ等國家の領土主權を害することなしに、この意味に於て良好なる結果を獲得すへき最も實際的なる諸方法如何を研究することてある。

それ故に、この報告に於て、我々か現時の狀態に關する研究と、この現狀の改善に貢獻するものと思料されたる若干提案の說明とを爲すに當りては、常にこの國際法上の本質的原則か考慮の中に入れられて居るのてある。

Ⅱ、犯罪人引渡の適用範圍の望ましき擴張——確立すへき一般的諸準則——手續の簡略を圖るために希望せらるる若干の條約改修。

それの差違か諸民族の特殊の慣習と特殊の性格とに由來せる見解の相違を原因とする犯罪人引渡に關する諸條約の改訂をここに問題とする譯けには行かないてあらう。若しも凡ての文明國家の間に、犯罪人引渡手續の統一化を實現することか可能的てあり、且つ實際的てあつたとするならは、この方法に倚賴すへく毫も躊躇の必要を存せないてあらうことは、固より疑ひない。この統一化は裁判の事業を容易にするために、最も多幸なる結果を有つことになるてあらう。しかしながら、我々は今直ちにこの點に期待を有つ譯けには行かない。

この解決は、外交的諸關係と國際法との現狀に於て、早急に實現することの不可能な、しかしそれにも拘らす犯罪人引渡の適用の領域か漸進的にその方向に向て開拓され得へき理想としか考へられない。そこには、不幸にして、かくのことき一個の理想か諸國政府の代表者達の間に於ける一つの共通的直接協定によりて達成され得るかためには、各國に固有なる諸々の氣質と原則とに余りに大なる差異を存する。加之、犯罪人の引渡は單に外交的方法によりてのみ、從つてまた條約によりて確定せられたる諸準則に據りてのみ要求され得る一個の主權行爲てあることを看過してはならない。

しかしなから、犯罪人引渡條約の一般的改訂に關する思想は現實的に實現不可能なものとして全然これを拋棄せねはならないにしても、尙ほこれ等諸條約によりて確立されたる諸般の手續を依然存續せしめなことによりて、犯罪人引渡の適用範圍を擴張することは、敢て不可能事てはないてあらう。

から、而かも最も新しき諸條約によりて既に採用せられたる若干の準則を凡ての關係諸國に容認せしめることは、敢て不可能事てはないてあらう。

これ等の準則の中には、若干の條約か尙ほそれに觸れて居ないたけに、一つの共通的協定によりて容易に一般的原則に改革され得へき、而かもまた國際行刑會議によりてそれの合目的性か宣言され得へき一準

則を存する。そして、それは、重罪又は輕罪の未遂犯か請求國と被請求國との立法に於て等しく豫定されて居る場合、また未遂犯に就きても等しく犯罪人引渡を適用すべきことを明確に決定することてあらう。加之、それは近時の諸條約に於て既に約定されて居るものてあり、從つて、前述するかように、たたこれを一個的原則たらしめる努力を拂ふたけて足りるものてある。

この問題の凡ての利益は、近代立法の大多數に於て、既遂犯と未遂犯とに對する制裁を同一ならしめることによりて確認せられたる心理的一眞實に基くものてある。蓋しこの眞理は、世界の凡ての國に於て、行爲者の意思とは無關係なる外的諸事情によりてその犯罪か未遂に終りたる場合の犯人は、同一の手段によりてその犯罪に成功したる場合のそれと等しく有責てあり、また社會に取りて危險てあることに存する。それ故に、犯罪人引渡に關する國際的準則の見地に於て、この眞理より抽き出される結論は、未遂犯人もまた既遂犯人と等しく容易に引渡され得るものてなければならないことてある。

或る重罪若しくは或る輕罪の加功者に關してもまた同樣てある。本國際會議は、請求國と被請求國との何れの立法に於ても等しく共犯關係か豫定せられたる凡ての場合に於て、犯罪人の引渡は、被請求國に於て、加功者に適用され得る刑か正犯に科せられたるそれよりも、より輕き程度のものてある場合に於ても、尙ほ等しく適用さるへきものたることを宣言する必要を存するてあらう。蓋し、犯罪鎭壓の事業は、實際、一つの事件に於て或る重罪若しくは或る輕罪の正犯と共に、凡ての加功者か訴追され得る場合に於てのみ、初めて完全たり得るからてある。

最後に、國際行刑會議は、イギリス及び北米合衆國代表者に向つて、犯罪人の引渡を受けるために提出すへき書類に關して兩國の要求する諸條件を緩和すへく慫慂することを以て有益とするてあらう。これ等の國は、實際、一つの有罪判決又は一つの訴追行爲の證明を以て滿足しない。そこには、更らに、罪責を確認せしめる凡ての證據の提出、殊に有權的供述若しくは裁判所に於て宣誓の下に爲されたる申立か必要とされる。合衆國によりて要求されたる諸條件は特に嚴格てある。フランスとの間に締結せられたる一九〇九年一月六日の條約第三條第三項によれは、犯罪人引渡の手續は被請求國に於てその事件に關して現行する法律に準據して行はるへきものとされる。然るに、アメリカ法は被告に對して宣誓の下に爲されたる一つの告訴によりて凡ての訴訟を開始するのてあるから、この場合、フランス政府は、或る特別代表者によりて、アメリカ裁判官の前に、起訴の公正を確證せしめねはならないことになるのてある。

僅かの善意を以て、凡ての國は、その主權を害することなしに、或る犯罪人引渡のために提出すへき書類は專ら裁判の一謄本若しくは起訴の性質を明瞭に表示する一逮捕狀たるへきものとする協定に達し得るものてはないてあらうか?

要するに、犯罪人引渡條約に關するかきりに於て、國際行刑會議は、我々か前述するように打勝つへからさる各種の困難と避けかたき樣々の葛藤とに遭遇すへき手續の或る統一化を提唱することなしに、單に

我々の指摘した部分的改修の實現を期成せむとする要請を、有益に表明し得るものてあらう。

しかしながら、假令、それか從來の諸條約によりて確定されたるかような本來の意味に於ける犯罪人引渡の本質的諸準則に根本的改修を加へることか可能と考へられないにしても、尙ほ犯罪人引渡の準備處分と呼はるへきものに關しては、自のつから事情を異にする。これ等の處分に關するかきり、國際會議は、諸國の、そして就中隣接諸國の代表者達の間に、國際的犯罪人のより有效なる防遏を目的とする國際的關係の改善に向つて多くの良好なる結果を齎すへき一つの多幸なる協定を實現すへき要請を表明することを有益とするてあらう。

この考へ方の下に、我々はこの報告の第二部に於て、各國領土主權の原則を無視することなしに、若干の實際的手段に就きて說明を試みむとするものてある。

第二部

I、假逮捕手續の簡易化

一個の爭ふへからさる效用を有する假逮捕（arrestation provisoire）か凡ての國により て許容されて居る譯けてなく、而かもまたベルギー、デンマーク、ギリシャ、コナコ、ペルー、スウエーデン及ひノールウエーのことき若干の國に於て、この假逮捕か單に外交的方法による一つの請求の形式的條件の下に於てのみ許されて居るのは、極めて悲しむへきことてある。

實際、そこには犯人の逮捕か極度に緊急を要する事件の多くを存する。例へは、殺人未遂の事件に於て、死亡の危險ある被害者と犯人との對質を爲す必要を存するときのことき、竊盜又は橫領の事件に於て、竊取物又は橫領物を滅失せしめることから、或ひは不在の遁辭を構へることから（fuite——被告事件發生當時犯罪地以外の場所に在つたと答辯すること）、或ひはまた後に至りての擧證を不可能ならしむへき各種の煙滅手段を講することから犯人を阻止する必要を存するときのことき、即ちそれてある。かくのことき場合には、凡ての國家間に共通なる一つの協定によりて、逃亡外國人の潛伏する地を覺知せる一國の司法官は、假逮捕の應急處置か彼等に於て正當の理由あるものと思料される凡ての場合に於て、別に外交的手續を經る義務を課せられることなしに、直接、電報にてその外國の司法官に依賴することによりて、この逮捕を行はしめ得ることか必要とされるてあらう。しかしなから、これ等の緊急なる場合に於て、この應急手續に訴へむとする司法官に彼れの取るへき重大なる責任を了知せしめるために有益なる凡ての周到なる用意を存することは、各關係國家の義務とされるてあらう。

この點に於て、諸國司法省は、かくのことき事件に於てフランスの追行する諸準則から恐らく有益なる示唆を受け得るてあらう。我かフランスに於ては、實際一司法官か直接、外國の一司法官に假逮捕の請求を發する場合には、彼れは同日にこれを司法大臣に報告し、且つ同時にか若しくは最短期間內に、檢事總長を介して逮捕を受けるに必要なる書類を彼れに送達せしめることを要するのてある。他方に於て、假勾

留の期間に關するかぎり、個人自由の尊重に就きて細心なる國際條約の締結者達は、殆と一樣に、若しも一定の期間内に、犯人引渡の請求か被請求國政府に到達しなかつた場合には、被逮捕者を釋放すへきものと約定した。固よりそれか爭ふへからさる適法性を有する一つの周到なる處分てあることは明白てある。しかしなから、實際の取扱ひに於ては、引渡に必要なる調書の作成に豫想外の遲延を來す場合を生し得るか故に、上記確定期間は、必要なる場合、請求國の請求に基きて延長せらるへきものと約定することか有益とされ得るてあらう、かようにして、一つの單純なる手違いから、或ひはまた郵便事務に於ける單純なる一事故からてさへも、條約の一條項の具有する一種の機械的作用によりて、危險なる犯罪人を釋放するの結果を來し得るかことき不都合か避けられることになるてあらう。

Ⅱ、諸國間に於ける刑事警察公報（被捜査人名簿）の交換

フランス及ひ大多數のヨーロッパ諸國に於ける司法行政は、未決の犯人若しくは逃走受刑者の捜査のために、國内警察の優れたる一手段を具有する。即ちそれは一つの警察公報（Bulletin de police criminiuelle）の定期の刊行及ひ頒布てあつて、この公報には、索引番號の下に、檢事局の捜査にかかる犯人（逮捕狀を發せられたる被疑者、未決若しくは既決の犯人）の人相書、氏名及ひ寫眞か登載されて居るのてある。そしてこの刊行物の頒布か、これを利用する領土内の何れの地點に於ても、この手段なしには恐らく裁判の手を逃れたてあらう者の一大多數の逮捕をしはしは可能ならしめて居ることは、この制度運用の實際により

明らかに實證されるところてある。

未たこの刑事警察公報の制度を採用して居ない諸國の代表者達か、本國際行刑會議の機會に於て、この制度の表現する大なる諸利益に彼等の注意を拂ひ、かくて出來得るかきり速かにこの缺陷を克服し且つ彼等の國をして刑事裁判の運用に對して爾かく貴重なるこの機構の恩惠に均霑せしむへく、それ彼等の政府の決意を促すよう努力することか第一に必要とされるてあらう。

しかしなから、凡ての國の利益に於て、そこに爲さるへくより有益なることは、各國の刑事警察公報か規則正しく且つ定期に他の諸國のそれと交換され、そして文明世界の凡ての領域に頒布せらるへき決議を採擇することてあらう。國際會議は、この目的を達成し、かくてまた國際的犯罪人の防遏のために一個の絶大なる進歩を實現すへき諸々の手段を研究することによりて、一個の極めて有益なる仕事を爲すものてあらうと考へられる。加之、そこには、既にこの方向に於て爲されたる大きな歩みを存する。そしてフランスに於ける司法捜査監督官か喜んて我々に供給したる資料に基きて、我々はここに次きのことき事態の現狀を說明し得るのてある。

我かフランスの警察週報は、スウイッツル於ては各カントンの司法官廳と警察とに、ベルギーに於ては各檢事局とこれ等檢事局所屬の司法警察官廳とに、オランダ及ひリユクサンブールに於ては主要なる諸都市の警察官廳に、イギリスに於てはロンドン警視廳とジャーシー島の警察とに、イタリヤに於てはローマ

の個人識別課と國境に於ける多數警察官廳とに、スウエーデン及ひノールウエーに於てはストックホルムとクリスチャナとの警視總監に、スペインに於てはマドリツドとバルスロースとの警察官廳に、エヂプトギリシャ及ひ北米合衆國に於ては、これ等諸國の警察長官に、最後に支那に於ては天津のフランス領事に送附されて居る。そして現に佛獨政府の間には、兩國警察公報の相互發送を再開するために覺書か交換されて居る。他方に於て、我か捜査課はベルギー、スウイツツル、スウエーデン及ひノールウエーの警察官廳より發行される公報を受領する。しかしなから不幸にしてイギリス、オランダ、スペイン、エジプト、ギリシャ、合衆國及ひ支那との間には、尚ほ相互交換を存せない。現狀は即ちかくのことくてある。

然るにこの交換は、各國家に外國刑事警察の諸公報か普及し得るよう、凡ての文明國の間に行はれることを要するてあらう。この仕組みの下に、逃亡犯人かその人相書と寫眞とによりて、覺知されるとき、これ等の逃亡犯人は直ちに一國から他國に通報され、そして司法官憲の間に於ける單純なる電報に基きて、犯罪人引渡に關する諸形式の履行されるまて、彼等の假逮捕を行ひ得ることになるてあらう。若しも國際會議かこの觀方を採用するならは、そこにはこれと關聯して、公報の部數は如何なる割合に於て諸國間に交換され得へきかの問題か考慮されねはならないてあらう。そしてこの問題は重要てある。何故なれは、それは各國豫算に對する一個の負擔增加に關するものてあるからてある。そして次きの解決は、この問題に對して爲され得る最も合理的な解答てあるかに考へられる。

外國公報の最大多數の配布を受けねはならない國は、最も廣大なる領土と最も多數の人口とを有する諸國てあらうし、また公報の最大多數を供給せねはならない國も、等しくこれ等の諸國てあらう。それ故に、交換すへき部類の割合を決定する基礎となるものは、統計的所與てある、

しかし若しもこの點に關して諸國代表者の間に協定の成立を見る能はさる場合には、更らに第二段の方法として、この比例問題を解決すへく、他のより自在にして、而かもより柔軟なる一方法を存するてあらう。そしてそれは、各國家か自から有益と判斷し、且つその豫算上妥當と思料するたけの部數を供給すへきものと定めることてあらう。固より、この解決か採用されたる場合、その交換に於て、恐らく捜査機關の要請に副はさる不公平と不權衡とを來すへき不都合を免かれる譯けには行かないにしても、しかしこの解決は尚ほ各國家に、その自由意思を許すことになるてあらう。

しかしなから、要するに、交換すへき刑事警察公報の『量』に關する問題は單に全然二次的性質の重要性を有するに止まるものてある。從つてそれの取決めは凡て各國司法省の適當の處置に一任され得るものてあらう。本質的問題は、凡ての國家間に於けるこの公報交換の相互主義の合目的性に關して、この國際會議に參加せる凡ての關係諸國の代表者間に一つの完全なる一致か實現されることに存する。そしてこの意見の一致か近く實施によりて確認されるてあらうとき、そこには、國際的犯罪人のより有效なる防遏のために一大進歩か實現されることになるてあらう。

Ⅲ、諸國保安官吏の協力——その有用性——この協力を組織し、且つ國際的聯絡に任する吏員を設置する必要

若しも諸國、就中、隣接諸國の保安官吏かそれを有益とする凡ての場合に於て、互に協力し且つ一國より他國に赴き得ることになれは、そこには、逮捕を必要とする國際的犯罪人の捜査のために、取調の良好なる指揮のために、また竊取せられ若しくは横領又は詐取せられたる物件若しくは金錢の回復のために、一つの大なる實際的利益を存するものてはないか？　然り、これ等の保安官吏か單にその本國官憲の監督と承認との下に於てたけてはなく、更らに彼等の赴く諸外國官憲の監督と承認との下に於て行動することを條件として。

或る犯人を捜査するために、或る犯跡を追及するために、被害物件を認知するために、また共犯關係を確認するために、そこには、初めより或る事件に從事せる警吏、即座に凡ての有益なる事實の確認を爲したる警吏、そして尠くとも犯罪實行時を去ること久しからさる一時期に於て、眞實の關明と犯人の逮捕とを助け得る凡ての徴證を蒐集したる官吏より、更らにより以上の資格を具へたる者か果して存在し得るか？彼れの協力は彼れかそれの出發點とそれの由來とを正確に知得せる事件に於て無限に貴重なるものてはないか？　他方に於て、或る犯人の逃亡せる國に於けるこの警吏の臨檢及ひその國の警吏と彼れとの協力は、人違ひ乃至は專斷的逮捕に對する一つの保障を構成するものてはないか？

これ等の問題に對しては固より積極的解答か與へられねはならぬ。然るに、凡ての關係諸國の間に協定を缺く場合、一國の保安官吏か或る他國に於て臨檢を爲すかことさきは、不幸にして餘りに稀れな事例に屬する。しかしそれにも拘らす、その事例を見たる殆と凡ての場合に於て、そこには極めて良好なる結果か得られたのてある。

私はここにこれ等の外國に於ける臨檢の實際的利益を明らかにするに適切と思料される近時の一例を引證するてあらう。

一九二三年六月に、巴里に於て、一寶石商仲立人、ドーブ氏の所持せる八十萬フラン在中の一個の手提鞄か竊取された。同一種類の數個の竊盜かベルギー警察は五人の被疑者を逮捕した。そしてその中に自からポーターと名乘る一ポーランド人を存した。然るに、この者の寫眞を示されたるドーブ氏は、それか彼れを襲ひたる竊盜犯人てあると認めた。この證言と豫しめ蒐集せられたる若干の情報とを手にして、フランスの一警吏部長ルスロー氏は、ケルン、アンヴエルス及ひリエージュに赴いた。ケルンに於て彼れは、所謂るボータなる者か實際クラインベルヒと呼はれて居たことを探知した。それから、單にこのクラインベルヒの行き先たけてはなしに、また彼れの共犯者の一人てあつて、フインケンシユタインと呼はれたる最も危險なる國際的犯人の行衞も等しくベルギーなることを覺知したる彼れは、更らに轉してベルギーに赴いた。加之、彼れは、同國に於て、クラインベルヒとフインケンシユタイ

ンとか六月十日に、即ちドーブに對する竊盜の行はれたる二日前にベルギーを去つたことの確證を得た。

二人の竊盜犯人の寫眞を携帯して巴里に歸來したるルスロー氏は、ポーターとクラインベルヒとは、實際、明らかに同一人てあつたことを、人體測定課に於て、決定的に確認することか出來た。かくてドーブ氏を伴ひて、ルスローは七月三十一日にアンヴエルスに到達した。逮捕せられたるこれ等二名の竊盜犯人は、ベルギー警察署長の室に在つたので、ルスローはドーブ氏を伴ひてこの室に入つた。そしてこの兩人に附き合はされたるドーブ氏はその中の一人をクラインベルヒと認めた。これまて竊盜犯人たることを極力否認して居たクラインベルヒとは、遂にその犯行を自白するに至つた。そしてフランス政府は直ちに彼等の引渡を求める手續を取つた。

この事件に於て、二名の危險なる國際的犯罪人か識別され且つ逮捕され得たのは、司法警吏部長ルスローの外國に於ける臨檢のお蔭てある。

果して然らは、尠くとも隣接諸國の間に、或る正規の組織によりて、爾かく有益なるこれ等の外國臨檢を相互に承認するために、何故に一個の國際的協定か企圖されないのてあるか？　何故に、國際行刑會議はこの組織の基礎を立案しないのてあるか？　また國際會議は、何故に、諸國の司法警察吏か、單に例外的にてはなしに、一つの常規的且つ劫久的方法に於て、彼等相互の間に協力し得へき凡ての條件に就きて、取急き決定しないのてあるか？

國際會議かこの問題に就きて注意を拂はれむことの希望の下に、我々はこの問題の實際的解決に到達し得へき若干の思想に就きてここに一言するてあらう。我々は先つ第一に注意するてあらう、問題は別に新たなる官吏を創設することにてはなしに、たた現にこの國際會議に於て代表せられたる諸國に屬する司法警察吏てあつて、數箇國語に通する者を利用することに存するものてあると。我か司法捜査部長か我々に與へたる諸情報に從へは、この行政部門に於て、完全に外國に於ける使命を果すに擔能なる多數の國語に通する警察吏は敢て尠くない。そしてフランスに隣接せる諸國の警察官吏に在りても、この點はまた同樣てある。それ故に、國際的聯絡に任する司法警察吏は、これ等の吏員中に於て選拔され得ることになるてあらう。

或る逃亡犯人によりて、一つの犯罪人引渡の請求を爲し得へき一つの重罪又は輕罪かその管內に於て犯されたる檢事局より、上記の司法警察吏は、この犯人の發見及ひ識別に達するために、且つ必要ある場合、その逃亡せる諸國に於て取調を繼續するために必要なる凡ての指揮を受けるてあらう。管轄豫審判事は、國際司法共助手續に準據して、彼れにこれ等の指揮を與へ、そして彼れか外國領土內に赴くとき、彼れか行動することを要すへき裁判管轄區域の司法諸官廳に出頭すへき訓令を與へるてあらう（これ等諸官憲かその監督權を行ひ且つその國の吏員をして彼れと協力せしめ得るかために）。逮捕、捜索及ひ或る重要なる警察的行動は、凡て彼れの臨檢する國の諸官廳の援助と承認とを得るとなしに行はれる譯けには行か

ないてあらう。そしてこの臨檢警察吏とその本國の司法諸官憲との通信は凡て上記臨檢國諸官權の仲介によりてのみ爲され得るてあらう。かようにして、領土主權の原則は毫も侵害されることなく、而かも國際犯罪に對する防遏は、それか現今在るよりも、遙かにより有效なるものとなるてあらう。

固よりこの場合、外國に於て遂行すへきこれ等の使命を托せらるへき人々か、その識見、その經驗、その教育、その語學力竝ひにその個人的品位によりて最大限度の保障を有する人々の中から選定されることの肝要なのは言ふまてもない（蓋し國際間の外交關係に影響を及ほし得るかこさき諸結果を伴隨すへき諸般の事故若しくは紛議を回避せむかために）。それ故に、彼等の選任に當りては、必要なる凡ての特別條件を審査し、殊に彼等か彼等の赴くへき國の國語に精通せるか否かの點を吟味することか肝要てある。これ等の選定は各關係諸國の警察及ひ保安を指揮する主腦者の權限に屬するてあらう。

尙ほこの場合、更らに望ましきことは、或る警察吏が、上述せるかこさき外國に於ける使命を果すことを値するものと思料される度毎に、彼れか臨檢の必要を有し得る國の大公使館の證明によりて一つの確定的なる公式的授權を受けるてあらうことてある。かようにして、國際的聯絡の事務に當る警察吏の任命は一種の國際的監督をその基礎とすることになるてあらう。

これ等吏員の數の問題に關しては、それそれ諸國の人口とその領土の廣さとに比例して、公平なる解決か見出され得るてあらう。

Ⅲ、外國との通信に就きて隣接諸國の境界地檢事局に與へられたる便宜を隣接諸國の凡ての檢事局に擴張すること。

今日までのところ、萬國郵便聯合に加入せる諸國の大部分に於ては、或る外國に宛てられたる刑事警察に關する公式の通信か料金免除の特典に浴するかためには、或る國境檢事局の仲介によりて、發送されることを要する。そして若しもそれか直接に發送されるならは、これ等の通信は凡て料金の支拂を必要とされるのてある。各國內部の檢事局か國境檢事局の仲介を强要されることなしに、外國官廳との無料通信を爲し得ることは、極めて有益なることてあらう。かようにして、時の浪費や司法官の個人的出費か避けられることになるてあらう。

一國の凡ての檢事局か外國と爲す無料直接通信に對するこれ等の便宜は、假逮捕手續と司法警察吏の權限擴張とに就きて論議したる前數節に於て我々の推賞せる諸制度の必然的歸結にほかならない。即ちこれ等の諸制度は、實際 國際的犯罪人の搜 査と假逮捕とに利害關係を有する檢事局の間に於ける直接通信を當然要求するものてある。

しかしなから、問題の便宜は單に上來我々の考察したる諸場合に向てのみ存すへきてはなく、これ等の便宜は、苟くも刑事事件に於て有益に書狀及ひ電報の對象を成し得る凡てのものに擴張されねはならないものてあらう。この擴張から招來せらるへき多數の實際的利益の中、我々かここに特別の注意を惹かねは

ならないと信するものは、犯罪人名簿に關するそれてある。

或る人間を適確に裁判せむかためには、出來得るかきり彼れの經歷を知ることか肝要とされる。然るに、一つの善良なる裁判に於けるこの本質的條件は、我々か國際的犯罪人と呼ふところのもの、言ひ換へれは、その赴く隨所に於て一列の重罪若しくは輕罪を犯すかために一國より他國に轉轉する徒輩に對して實現されることは極めて困難てある、

例へはフランスのごとき或る一國に於て、或る外國犯人の前科に就きて調査の必要を存するとして、この場合、檢事又は豫審判事は中央名簿課（Casier Central）に照會する。そして名簿課は單に當該犯人かフランスに於て受けたる有罪判決をのみ記載せる第二號犯人名簿（Bulletin No 2）を檢事又は豫審判事に送附する。一般的にはこれを以て充分とされる。そしてこの場合別に當該犯人の外國に於ける犯罪人名簿は要求されない。何故なれは、單にフランスに於て言渡されたる有罪判決のみか法律上累犯の基礎とされて居るからてある。それ故に、この犯人は中央名簿課より供給せられたる唯一の第二號名簿に基きて判斷され、裁判されることになるのてある。

然るに、中央名簿課によりて供給せられたる一つの無垢なる名簿を以て我か裁判所の審判の前に立つこの同一犯人は、既に外國に於て數個の有罪判決を受けたものてあり、而かもそれ等の有罪判決は、フランスの裁判所に於て等しく斟酌することを要するそれと同一性質の重罪若しくは輕罪に對するものたる場合

か屢々存し得る。この場合、この外國人は、我か裁判所の側から、或ひは執行猶豫法の適用を、或ひは減輕すへき情狀の極めて廣濶なる一つの適用を、言ひ換へれは、我か裁判官か彼等の前に立つ犯人か一個の改善可能なる初犯者てはなしに、一個の危險なる累犯者若しくは一個の惡性犯罪者たることを知つたとするならは、固より彼れかそれを値せす、且つそれに均霑せさるへきことの確實なる一つの寬大なる處分に浴することになるのてある。然るに、この場合には、單に裁判の公正か毀けられるはかりてはなく、またこの危險なる犯罪人か自由なる輾轉狀態に置かれることの事實によりて、更らに公安か危險狀態に置かれるのは、爭ふへからさる事態てある。

ここに於て、若しも一國の司法官か被告人の本國たる外國から、この本國に於てその外國人の受けたる有罪判決に關する凡ての情報を得るために、あらゆる便宜を有つたてあらうならは、かくのごとき事態は到來しないことになるてあらう。

我々かこれ等の能力を享有せる我か國境諸縣に於ては、裁判の最大利益のために、我々はこれ等の能力を利用することを怠らない。かようにして、例へはメッツに於て一リユクサンブール人の現行犯か檢擧されるとき、我々は單に彼れに於て法定累犯を存するか否かを知り得るために、バリーの中央名簿課に第二號名簿の送付を電請するのみに止まらす、更らにこれと同時に、リユクサンブールの檢事長に電請して、この者かその國に於て受けたる有罪判決の摘要の送致を求める。そしてこの場合、我か中央名簿課より送